

平成29年第4回

置戸町議会定例会会議録

平成29年3月 8日開会

平成29年3月16日閉会

置戸町議会

平成29年第4回置戸町議会定例会（第1号）

平成29年3月8日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 平成29年度町政執行方針
- 日程第 5 平成29年度教育行政方針
- 日程第 6 議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第12 議案第19号 町道の認定について
- 日程第13 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算
- 日程第14 議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第18 議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第19 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第20 議案第 7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第21 議案第 8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第 9号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第10号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第27 同意第 2号 置戸町固定資産評価委員会委員の選任について
- 日程第28 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第29 報告第 2号 平成27年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告
について

日程第30 報告第 3号 定期監査の結果報告について

日程第31 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 平成29年度町政執行方針

日程第 5 平成29年度教育行政方針

日程第 6 議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定について

日程第 7 議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例

日程第10 議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について

日程第12 議案第19号 町道の認定について

日程第13 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算

○出席議員(10名)

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇	議員
5番	阿部	光	議員	6番	岩藤	孝	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純	議員

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久	男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満		町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	菅野	博	敏	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸	哉	産業振興課長	深川	正美
施設整備課長	大戸	基	史	地域福祉センター所長	須貝	智晴
施設整備課技監	高橋	一	史	総務係長	芳賀	真由美
町づくり企画課財政係長	小島	敦	志			

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 蓑 島 賢 治
図 書 館 長 今 西 輝 代 教

学校教育課長 坂 森 誠 二
森林工芸館長 五 十 嵐 勝 昭

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 深 川 正 美

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 菅 野 博 敏 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 田 中 英 規
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成29年第4回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、5番 阿部光久議員及び6番 岩藤孝一議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・議案第7号から議案第26号。
- ・同意第1号から同意第2号。
- ・諮問第1号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・報告第2号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・報告第3号から報告第4号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る、平成28年12月27日招集の第4回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を12月27日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は1件であります。

議案第1号 平成28年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出1,447万8,000円を追加し、64億8,507万円といたすもので、債務負担行為については、消防本部・

消防署・統合詰所移転改築整備事業に係る、旧消防本部・消防庁舎解体工事について、1億3,000万円を限度額として計上されました。

次に、人事院勧告等に基づく給与制度の総合的見直しによる、給料表の改定に伴う職員給与等の所要額を、置戸町関係分と合わせ補正額を計上いたしました。

以上、議案第1号について辻管理者より提案理由の説明がなされ、その後、議案に対する質疑・討論を行い、原案のとおり可決・承認されました。

続きまして、去る平成29年2月28日招集の第1回定例北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を2月28日の1日間と決定しました。

次に、本会議に提案された事件は、4件であります。

初めに、辻管理者から、平成29年度行政方針が提案された後、議案第1号 平成29年度北見地区消防組合一般会計予算については、31億7,850万円となり、これを前年度当初予算と比較しますと、32億6,450万円、約51%の減となったところであります。

大幅な減額となった理由は、消防本部・消防署・統合詰所及び消防署留辺蘂支署の本体工事の完了、並びに消防署西出張所の耐震改修工事の完了によるものが主な要因であります。

置戸町関係分では、北見分会連合消防演習が本町開催地を迎え、84万5,000円と勝山分団配備の小型動力ポンプ更新で、166万3,000円を計上いたしました。

議案第2号 平成28年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ2億7,340万1,000円を減額し、62億1,166万9,000円といたすもので、置戸町関係分は、歳入歳出370万1,000円を減額し、2億1,073万9,000円といたしました。

議案第3号 監査委員の選任については、前任の伊藤孝雄氏が退職されましたことから、浦昌哉氏を選任し議会の同意を求めるものであります。

報告第1号 専決処分につきましては、損害賠償の額を定め和解するものであり、北見消防署救急自動車が、収容先の病院敷地内の花壇縁石と接触事故によるもので、規定により専決処分の報告であります。

以上、議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号までを辻管理者から提案理由の説明がなされました。

なお、一般質問は、鈴木建夫議員から消防署東出張所の現状と増員に対する質問があり、辻管理者から適正に配置されているが、消防力は今後検討するとの答弁がなされました。

その後、各議案及び報告に対し質疑・討論を行い原案のとおり可決・承認されました。

なお、議案の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

○佐藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月17日までの10日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの10日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町交流促進センターの運営について行政報告を申し上げます。

平成27年4月より休業し、大規模改修を進めておりました、置戸町交流促進センター、勝山温泉ゆうゆにつきましては、新たな指定管理者を決定し、4月より一部を除き再開の目処がたちましたので、一連の経過を含めましてご報告申し上げます。

勝山温泉ゆうゆは、豊富な湯量や勝山地区の景観等の地域資源を活用して、保健休養、都市住民との交流等を目的に、平成6年12月にオープンいたしました。その後、農村公園やコテージの建設を図り、ピーク時には年間15万人を超える利用があり、本町観光の大きな拠点でもあります。この間、開設当初から平成18年3月まで置戸町振興公社、同年4月から指定管理者制度を導入し、平成27年3月までの間、2社が指定管理者として経営にあたっていただきました。

本施設はオープン以来、温泉各種設備、施設は補修あるいは模様替えをしながら運営をしてきたわけではありますが、心臓部とも言える貯湯槽、給湯設備などの配管設備の劣化が著しく、また、20年経過による施設全体の化粧直しが必要なことなどから、平成27年3月末で指定管理契約を1年間残した中ではありましたが、大規模改修に向けて休止といたしました。平成27年度において、大規模改修に係る基本設計、実施設計を行い、本年度において改修工事費、工事監理費など5億5,400万円で温泉設備、施設本体の内部、さらにはコテージの改修工事を進め、本年2月に完了いたしました。

また、今後の運営のあり方については、役場内部検討会議あるいは町内各界の方による意見交換会を開催し、検討を進めてきました。昨年10月には、観光事業含め、町内経済の循環、さらには雇用の創出等を鑑み、町民力を結集しての運営の可能性を諮るべく、町民有志の方々による運営事業体設立検討委員会を立ち上げ、本年1月末までに8回ほどの検討、協議をいただきました。その結果、社員15名と置戸町で本年2月7日に、一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆの設立に至ったところであります。町議会臨時会においては、2月24日に町費5,000万円の出捐金、3月2日には本法人を指定管理者とする議決をいただきました。

現在、一般社団法人と置戸町で協定書の締結、人材の確保、資材の調達など、開業に向けての諸手続等、進めているところであります。今回設立された一般社団法人おけと勝山温泉ゆうゆは、地域に愛され、置戸の宝としての本施設の再構築に向けて、参画した社員一人ひとり、町民、利用者の代表としてその英知を絞り、永く勝山温泉ゆうゆを運営するとの強い想いを共有されております。法人設立

総会では、勝山温泉に灯をともし、さらにその灯を大きくして行きたい旨の理事長の挨拶もありましたけれども、まさにその想いが地域を活性化させる原動力であり、町民力の結集として運営される勝山温泉ゆうゆが、人口減少や高齢化、地域経済の低迷等の突破口として、新たな地方創生のモデルとなりうるものであると期待しているところであります。勝山温泉ゆうゆの経営には、多くの町民をはじめ利用者の支持が不可欠であり、それらのニーズに応えるべく、設立された一般社団法人には日々の経営努力が求められます。置戸町としましても、一般社団法人の運営に対し継続的な支援と連携を図り、経営の安定を図ってまいります。町議会ははじめ町民の皆様、置戸勝山温泉ゆうゆの今日までの経過と今後に向けての町の考え方を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○佐藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 平成29年度町政執行方針

◎日程第 5 平成29年度教育行政方針

○佐藤議長 日程第4及び日程第5 町長から平成29年度町政執行方針、教育委員会から平成29年度教育行政方針説明のため発言を求められておりますので、順次発言を許します。

〈日程第4 平成29年度町政執行方針〉

○佐藤議長 まず、平成29年度町政執行方針。

町長。

(以下記載省略。平成29年度町政執行方針別添のとおり)

〈日程第5 平成29年度教育行政方針〉

○佐藤議長 次に、平成29年度教育行政方針。

教育長。

(以下記載省略。平成29年度教育行政方針別添のとおり)

○佐藤議長 これで、町長からの平成29年度町政執行方針及び教育委員会からの平成29年度教育行政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時41分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 6 議案第 13号 置戸町 18歳の春旅立ち応援基金条例の制定についてから

◎日程第 19 議案第 26号 平成 29年度置戸町下水道特別会計
予算まで

————— 14件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 6 議案第 13号 置戸町 18歳の春旅立ち応援基金条例の制定についてから日程
第 19 議案第 26号 平成 29年度置戸町下水道特別会計予算までの 14件を一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第 13号は、置戸町 18歳の春旅立ち応援基金条例の制定
についてから、議案第 26号 平成 29年度置戸町下水道特別会計予算まで、議案第 13号につきま
しては、地域福祉センター所長から説明を申し上げますが、この間における議案の説明については、
それぞれ所管の課長よりご説明を申し上げます。

〈議案第 13号 置戸町 18歳の春旅立ち応援基金条例の制定について〉

○佐藤議長 まず、議案第 13号 置戸町 18歳の春旅立ち応援基金条例の制定について。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第 13号 置戸町 18歳の春旅立ち応援基金条例の制定についてご
説明いたします。

本条例は、子ども子育て支援の観点から子育て施策の推進を図るため、置戸町 18歳の春旅立ち
応援基金条例を制定するものであります。

それでは、説明資料により説明いたしますので、黄色い方の議案説明資料、7ページ、議案第 13
号説明資料をご覧ください。

初めに、基金条例案の経緯でございますが、平成 27年に策定した、置戸町子ども子育て支援事業
計画上看込んでおりました、出生数の見込みでは、平成 27年度 13人、平成 28年度 12人、平成
29年度で 11人となっておりますが、実績として平成 27年度で 20人。平成 28年度で 25人。
平成 29年度見込みでは、25人を見込んでおります。総合戦略をはじめ、人口減少に歯止めをかける
施策の一部として、この出生数の増加傾向に弾みを付け、子育て関連の新制度を施行することが効
果的であると判断し、事業を創設するにあたり、その財源としてこの条例を制定するものです。

次に、目的と趣旨ですが、新生児の出生に併せ基金を積み立てることにより、町を挙げて子どもの
成長を見守り、そして祝う姿勢を制度化することにより、安心して子育てができる町、子育てをした
い町をイメージできる、そして町内または町外にそのイメージが伝わることを目標とした事業の一部
です。基金としては、予算積立及び寄附も視野に入れた運用基金としています。

基金を財源とした事業としては、出生の年から 1万円を毎年積み立て 18歳を迎えた時に、18万
円を祝い金として給付するものです。また、経過措置として施行日以前に生まれ、1年以上町内に居
住し、満 18歳に達した日までの期間に応じて区分けをし祝い金を支給する予定としております。

それでは、条例の内容について説明いたしますので本議案にお戻りください。

議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例を次のとおり制定する。

置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例。

本条例は、条文として設置から委任までの全7条で構成されております。

第1条の設置は、先程申し上げたとおりでございます。

第2条の積立は、積立の額として、指定寄附金及び一般会計予算に定める額としております。

第3条の管理は、基金に属する現金の管理方について定めております。

第4条の運用益金の処理は、基金の運用において生じる益金についての処理を定めております。

第5条の繰替運用等につきましては、基金の繰替運用について定めております。

第6条の処分については、目的のための処分について定めております。

第7条につきましては、委任事項を定めております。

次のページに入ります。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

〈議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町職員の育児休業等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

今回の改正理由は、地方公務員法の育児休業に関する法律改正に伴い、再度の育児休業または育児、短時間勤務をすることが出来る特別の事情の追加のほか、児童福祉法の一部を改正する法律の改正に伴う制度改正です。児童福祉法の関係は、養子縁組によって里親となることを希望している者を養子縁組里親に文言を改める内容です。

それでは、条例改正の説明に入りますので、議案説明資料、黄色い表紙の9ページ、議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

育児休業に関わる要件の緩和として、第2条の2は、育児休業法第2条1項の条件で定めるものとして、養子縁組里親の里親を加えるものです。

第3条は、次のページにもなりますが、再度の育児休業を出来る特別の事情等の追加であります。

10ページ、下段からの第11条は、育児休業時間、育児短時間勤務の特別の事情の追加で、11ページ、18条第2項は、育児時間と介護時間の時間数調整を規定するものです。

本議案にお戻りください。

次のページをご覧ください。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

〈議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例（平成19年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成39年3月31日」に改める。

今回の改正条例の内容について説明をいたします。

ご承知のとおり本基金は、ふるさと銀河線の廃線により経営母体であった、北海道ちほく高原鉄道株式会社の解散に伴う、鉄道施設の撤去補償費及び跡地利用整備費補助金、並びに、施設譲渡後のレール及び枕木等の売払代金を蔽守として基金を運用しております。平成19年8月に、基金条例を設置し、条例の期限を平成29年3月31日までとしておりますが、今後も跡地の整備費用等に活用する予定であるため、基金の設置期限を10年間延長し、平成39年3月31日に改正するものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、議案説明資料の18ページに、条例改正の新旧対照表を添付しておりますので、後程ご覧をいただきたいと思っております。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

失礼しました。13ページになります。後程ご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案の説明を終わります。

〈議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第16号につきましてご説明いたします。

議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。

第1条 置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条で改正する改正内容は、平成28年度地方税法の改正に伴い、主に平成29年4月1日から施行になるものについて規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別冊の議案第16号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例、1ページをご覧ください。緑の資料の説明資料となります。

左が項目、右側が改正概要となっております。

改正の趣旨につきましては、先程ご説明したとおりでございます。

第36条の2、町民税の申告の規定ですが、町内に住所を有する個人は、町民税の申告書の提出が必要となりますが、給与又は公的年金以外の所得がなく給与支払報告書等の提出がある場合又は、非課税規定に該当する場合は、申告は不要としております。

ただし、公的年金のみの所得から、社会保険控除や生命保険料控除、寄附金税額控除等の各種控除を

受けようとする場合は、申告が必要と規定しております。

今回、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行により、寄附金税額控除に係る規定中、仮認定特定非営利活動法人が、特例認定特定非営利活動法人に名称変更をされましたので、規定の整備を行うものです。

施行日は、平成29年4月1日となります。

次のページをお開きください。

附則第7条の3の2、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の改正ですが、現行制度は対象期間が、平成22年から平成41年度の個人の町民税で、対象者は、前年分の所得税につき住宅ローン控除の適用を受けている者のうち、平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年6月までに入居した者。控除額は、①と②のいずれか小さい額となっております。

今回、適用期間が2年間延長となりましたので、対象期間と対象者の規定を2年間延長する改正を行うものです。

施行日は、公布の日から施行となります。

次のページをご覧ください。

附則第16条、軽自動車税の税率の特例でございますが、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する新車の軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例、軽課を適用しておりますが、1年延長をし、平成28年度中に新規取得した車両についても、同様の条件で特例を適用するものです。適用期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規に取得した三輪以上の新車の軽自動車で、軽課年度は、平成29年度となります。

対象及び軽課割合につきましては、下の表と次のページの表に記載のとおりとなっております。

施行日は、平成29年4月1日となります。

議案第16号、本議案の1ページにお戻りください。

下段の2条をご覧ください。

第2条 置戸町税条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、平成28年度地方税法の改正で、平成29年4月1日に施行が予定されておりましたが、消費税10%の引き上げが先送りされたため、施行日が31年10月1日に繰り延べになったものについて改正を行うものです。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、先程の議案第16号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例、5ページをご覧ください。

第2条による改正ですが、改正の趣旨は先程ご説明したとおりです。

項目の1、軽自動車税の環境性能割の新規導入ですが、軽自動車税が種別割と環境性能割に区分されます。消費税10%への引き上げ時に自動車取得税が廃止され、グリーン化機能を維持・強化する目的で、新たに環境性能割が導入されます。環境性能割は、取得価格等に税率を掛ける形となります。3輪以上の軽自動車が課税の対象となります。種別割は、従来の軽自動車税となります。

第18条の3、納税証明事項の改正ですが、規定中、軽自動車税を種別割に改正します。

第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は、納入金に係る延滞金の規定ですが、条文に第18条の6第1項、環境性能割の申告納付の規定を追加します。

第80条、軽自動車税の納税義務者等の規定ですが、第1項は、三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割を課税し、軽自動車税等の所有者に種別割を課税する規定としています。第2項は、製造や販売用として、3輪以上の軽自動車を取得した者は、納税義務者に含まれない規定。第3項は、国や都道府県、市町村等が所有者である軽自動車等は、使用者に課税するとしております。但し公用又は公共の用に供する軽自動車等については、課税しないこととしております。

次のページをお開きください。

第81条、軽自動車税のみならず課税の新設です。第1項は、売主が所有権を保留している場合は、買主を取得者及び所有者とみなして、軽自動車税を課税します。第2項は、1項と同様の状況で、買主に変更があった場合は、新たな買主が取得者及び所有者とみなして、軽自動車税を課税します。第3項は、製造・販売の目的で3輪以上の軽自動車を所有している者、販売事業者等と言いますが、販売事業者等が販売目的以外でナンバーを取得した場合は、販売業者等に環境性能割を課税します。第4項は、法の施行地以外で3輪以上の軽自動車を取得し、法の施行地内に持ち込んだ場合には、環境性能割を課税するとしております。

81条の2、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲ですが、本来業務に使用し、救急用のものに対しては非課税とする規定となります。第80条の2から条の繰り下げを行います。

第81条の3、環境性能割の課税標準の規定の新設です。地方税法施行規則第15条の10に、課税標準が示されておりますが、通常は販売価格に相当する額とされております。なお、取得価格が50万円以下の場合は、免税点として環境性能割は課さない規定となっております。

次のページをご覧ください。

第81条の4、環境性能割の税率の規定の新設ですが、表の左の欄、本則では、それぞれ1%、2%、3%と規定しておりますが、当分の間、附則の規定により営業用は、それぞれ0.5%、1%、2%の税率を。家用は、1%、2%、2%の税率を適用することとしております。右側の電気自動車、ガソリン車、平成32燃費基準プラス10%達成者につきましては、地方税法第446条の規定により非課税となっております。

第81条の5は、環境性能割の徴収の方法の新設です。環境性能割の徴収については、申告納付の方法となります。

第81条の6、環境性能割の申告納付の規定の新設です。第1項は、申告書を町長に提出し、環境性能割額を納付する規定となっておりますが、附則第15条の4で、当分の間は道知事に申告書の提出、納付をすることとしております。第2項は、環境性能割の納税義務者以外の者も申告書の提出が必要な旨、規定をしております。

第81条の7、環境性能割に係る不申告等に関する過料の規定の新設です。第1項では、正当な理由なくして申告又は報告をしなかった場合は、10万円以下の過料を課す規定。第2項は、過料の額は、町長が定める規定。第3項は、納期限について規定をしております。

次のページをお開きください。

第81条の8、環境性能割の減免の新設です。第1項では、公益のため、または第90条第1項に規定する、身体障害者等に対する減免に該当し、必要と認める場合は環境性能割を減免する規定とな

っております。第2項は、手続きについて規則への委任規定となっております。

第82条、種別割の税率の規定ですが、軽自動車税を種別割に字句の改正を行い、併せて号の整理を行っております。なお、税率の変更はございません。

第83条、種別割の賦課期日及び納期につきましても、字句の改正を行うものです。

第85条、種別割の徴収の方法ですが、これも字句の改正となっております。

第87条、種別割に関する申告又は報告の規定ですが、字句の改正と環境性能割の新設により、様式の規定の整備を行っております。また、引用条項の整備も行います。

次のページをご覧ください。

第88条、種別割に係る不申告等に関する過料の規定ですが、字句の改正と引用条項の整備を行います。

第89条、種別割の減免ですが、軽自動車税を種別割に字句の改正を行うのと、一部文言修正を行っております。

第90条、身体障害者に対する種別割の減免ですが、第89条同様に整備を行うものです。

第91条は、原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付等の規定ですが、第2項で市町村が課税できない所有者または使用者が標識等を受ける場合の手続きを定めておりますが、引用条項に修正がありましたので、記載のとおり整備を行うものです。第7項は、字句の改正と文言の修正を行っております。

附則第15条の2は、当分の間、環境性能割の賦課徴収は北海道が行う特例規定となっております。附則第15条の3、環境性能割の減免は、当面の間、道知事が自動車税の例に習って減免を行う特例規定となっております。

次のページをお開きください。

附則第15条の4、環境性能割の申告納付は、当分の間、道知事に対して行うこととなります。

附則第15条の5、北海道が賦課徴収業務を行うことから、その事務経費等、徴収取扱費を町が北海道に支払う規定となります。

附則第15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例ですが、先程、第81条の4でご説明したとおり、当面の間は、減額された率を適用します。

附則第16条は、施行日以降に重課税率が適用となる種別割の読み替え規定の整備となります。

以上、施行日は、平成31年10月1日となります。

項目の2、法人町民税法人税割の税率の改正でございますが、地方法人課税の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割額を引下げ、国税である地方法人税を引き上げ、交付税の財源とし再配分する趣旨での改正でございます。

資料の13ページをご覧ください。総務省の資料でございます。

中央に、26年度改正とありますが、平成26年10月1日から同じ趣旨で一度税率が引き下げられております。平成26年度改正では、都道府県分と市町村分併せて4.4%が国税となりました。今回、道と町併せて5.9%を国税とすることから、法人町民税分として税率を12.1%から8.4%に改めるものです。

資料の10ページにお戻りください。

施行日は、平成31年10月1日となります。

本議案の6ページ目をお開きください。

第3条 置戸町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）の一部改正でございますが、附則第6条で、軽自動車税について旧税率を適用する経過措置を規定しておりますが、環境性能割と種別割に区分されたことから、所要の改正を行うものです。施行日は、平成31年10月1日となります。

隣のページ、本議案7ページ目、下段をご覧ください。

第4条 置戸町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）の一部改正でございますが、経過措置中、町たばこ税の課税の際、延滞金に係る規定は、条例第19条を読み替えて適用するとしておりますが、軽自動車税の環境性能割の申告納付の記載が追加されましたので、整備を行うものです。

施行日は、平成31年10月1日となります。

本議案の8ページ目をお開きください。

附則第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、第1条中町税条例附則第7条の3の2第1項の改正規定、公布の日。

第2号、第2条から第4条までの規定並びに次条及び附則第4条の規定、平成31年10月1日。

第2条は、町民税に関する経過措置。第3条は、軽自動車税に関する経過措置を規定しております。議案第16号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表は、後程ご参照願います。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

〈議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例。
社会教育課長。

○葦島社会教育課長 議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

置戸町ファミリースポーツセンター条例(昭和47年条例第24号)の一部を次のように改正する。

今回の改正は、置戸町ファミリースポーツセンターの耐震補強、大規模改修工事に伴い、目的室の名称と位置に変更があったことから改正するものでございます。説明は、黄色い表紙の、平成29年3月置戸町議会定例会、議案説明資料で行います。14ページをお開きください。

議案第17号説明資料、置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表。

今回の改正は、別表第1、置戸町ファミリースポーツセンター競技場会議室（各種目的室を含む）基本使用料中、各種目的室の使用区分と使用料を改正するもので、変更となる目的室でございますけれども、和室のA、B、小会議室で、改修前、建物2階に移動式の間仕切りを入れ、和室をA、B二部屋として使用していましたが、改修により和室Aが和室、和室Bが会議室となったことにより、部屋の名称を和室と会議室に改めるものでございます。使用料ですが、和室につきましては、改修前の和室A、会議室につきましては、改修前の和室Bを使用することから同額を設定しております。なお、1階にありました、小会議室につきましては、トレーニングルームの拡張に伴い廃止となっております。

ます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

〈議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項及び第3項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約を次のとおり変更する。

オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約。

オホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）の一部を次のように変更する。

変更理由について説明いたします。

オホーツク町村公平委員会の共同設置地方公共団体長を平成29年4月1日から、清里町長から大空町長に変更するための改正です。併せて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部の改正に伴う規約の改正で、地方公務員法の8条第5項、人事委員会または公平委員会は、法律または条例に基づくその権限の行使に関し、必要がある時、または書類もしくは、その写しの提出を求めることができる規定が、同条第6項に繰り下がったことに伴う改正です。

以上の理由により規約変更をしようとするものです。

なお、議案説明資料、16ページ、新旧対照表は後程ご覧ください。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

〈議案第19号 町道の認定について〉

○佐藤議長 次に、議案第19号 町道の認定について。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第19号 町道の認定についてご説明いたします。

別冊の黄色表紙、議案説明資料でご説明いたしますので、17ページをお開きください。

ご覧のように、ト部組さん裏手の旧鉄道敷地を活用し、まちなか団地3棟6戸の建設を計画いたしました。それに伴うアクセス路として、まちなか通り線を整備したく町道認定をお願いするものです。

なお、平成29年度は、住宅整備を1棟2戸及び道路整備を100メートル予定しております。

それでは、本議案にお戻りください。

議案第19号 町道の認定について。

次のとおり、町道の認定をするものとする。

路線名、382まちなか通り線。起点、字置戸463番地の3。終点、字置戸9番地の4。総延長264.6メートル。実延長249.7メートル。重用延長14.9メートルでございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

〈議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第20号の説明の前に、資料の確認をお願いしたいと思います。予算の説明に使用いたしますのは、あじさい色の表紙の、平成29年度置戸町一般会計・特別会計予算書で、説明は主にこの予算書の各会計、事項別明細書により行います。次に、白い表紙で、平成29年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料と黄色の議案説明資料があります。予算書、説明資料2種類、本議案の4つを使って説明をいたします。

初めに、平成29年度の予算概要について申し上げます。

平成29年度の予算編成ですが、国の平成29年度予算は、2月27日衆議院を通過し、年度内成立の見通しとなっております。経済財政再生計画の2年目の予算として、経済再生と財政健全化の両立を実現する内容となっております。経済再生では誰もが活躍できる一億総活躍社会を実現するため、保育士、介護人材等の処遇改善、給付型奨学金制度の創設や働き方改革を推進するための賃上げ、非正規労働者の正職員転換や改善に取り組む企業への支援等が盛り込まれております。しかし、平成28年度第3次補正予算では景気の伸びが予想を下回り、1兆7,000億円以上の国税を減額する内容となりました。一方、財政健全化策としては、持続可能な社会保障制度の確立に向けて、高額療養費や介護サービス費の見直し、さらには後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し等の改革が行われる予定となっております。また、リーマンショック以前の水準まで景気が回復しているとして、昨年度の地方交付税の別枠加算の廃止に加え、本年度は歳出特別枠が大幅に削減されたほか、行革等をベースとして交付税の算定方式に取り入れられました、トップランナー方式の拡大も見込まれております。

これを受けて、平成29年度の地方財政計画では、一般財源総額で社会保障費の充実分も含め確保はされていますが、地方交付税が前年度比2.2%の減。一方では、地方税の伸びを0.9%増と見込んでおります。しかし、景気回復が見込めない小規模自治体にとっては、地方交付税総額の減少傾向や算定方式の見直しによる影響は大きく、今後も厳しい財政運営が予想をされます。

本町の平成29年度予算は、一般会計が前年度比5.5%増の43億3,800万円。平成28年度は、骨格予算でしたので6月補正後と比較すると、17.9%減となります。特別会計は、国民健康保険特別会計外6会計で、前年度比26.5%減の16億550万円となりました。簡易水道特別会計の減少が主な要因となっております。特別会計を含めた7会計の総額では、前年度比5.6%減の59億4,350万円となりました。今回の予算編成では、特に歳出予算において、物件費、特別会計繰出金等が増加傾向となり、歳出全般における経費の抑制が必要となりました。このことから、本町の厳しい財政状況をしっかりと認識し、第5次総合計画並びに総合戦略を基本に、持続可能な財政運営を基本とした上で各施策に取り組むための予算計上をいたしました。

それでは、本議案の方をご覧ください。

議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算。

平成29年度置戸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億3,800万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表、歳入歳出予算につきましては、後程別冊の平成29年度置戸町一般会計歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第2表、地方債について説明をいたしますので、7ページをお開きください。

第2表 地方債。

過疎地域自立促進特別事業から圧雪車購入事業までの11事業及び臨時財政対策債を加え、総額で5億2,540万円の町債の発行を予定しております。事業ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりです。

この表の一番上の段、過疎地域自立促進特別事業について説明をいたしますので、別冊、黄色い表紙の議案説明資料の18ページをお開きください。

この表は、過疎対策事業債、ソフト事業分、対象事業一覧で、過疎計画に基づく過疎対策事業債のソフト事業として借入を予定しているものです。通学バス定期購入費補助事業から置戸高校支援対策事業までの7事業で、7,690万円の発行を予定しております。

本議案の方にお戻りください。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

歳入歳出予算事項別明細書の説明の前に、別冊の平成29年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料の説明を先にいたしますので、ご用意いただきたいと思っております。平成29年度一般会計・特別会計予算に関する説明資料ですが、最初に1ページをお開きください。

1ページは、部局別職員数調べ。

次のページをご覧ください。2ページから4ページまでになりますが、各会計別の人件費、対前年度当初予算比較表になります。

5ページは、作業員等の賃金一覧で、後程、総務課長の方から説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。6ページから9ページは、歳入歳出の性質別内訳になります。この表により本年度の予算概要の方を説明いたします。

6ページ、7ページは歳入ですが、6ページは歳入のうち経常的収入を、7ページは臨時的収入をまとめたものです。表の右側に、前年度の数値を掲載しておりますので合わせてご覧いただきたいと思っております。6ページの上段、経常的収入のうち、自主財源は主に徴税や使用料、手数料などで4億5,158万2,000円。収入の10.3%になります。このうち町税は2億8,846万円で、構成比6.6%となっております。下段の依存財源ですが、普通交付税のほか、地方譲与税や国・道支出金等となります。普通交付税は21億円で、48.4%となっております。7ページの臨時的収入の特

別交付税、2億2,000万円を含めると、地方交付税で23億2,000万円となり、全体収入の53.5%になります。依存財源の合計は、24億4,316万1,000円で、構成比は56.3%。経常的収入の合計は、28億9,474万3,000円となり、構成比で66.6%となっております。7ページの方をご覧ください。臨時的収入では、特別交付税のほか、国・道支出金、繰入金、諸収入、町債などとなっております。国庫支出金は、8,825万円で、社会資本整備総合交付金、道支出金では、農業及び林業関係補助金が主なものとなっております。繰入金は、3億2,156万7,000円ですが、財政調整基金で1億円。公債費の償還財源として、減債基金2億円。このほか、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金、夏まつり振興基金、図書資料整備基金の繰入れが主なものとなっております。諸収入では、老人ホームの指定管理委託に係る老人福祉施設運営資金貸付金などの元利収入、9,289万1,000円が主なものとなっております。町債5億2,540万円は、総務債から臨時財政対策債まで記載のとおりで、前年度より2億3,390万円の増となっております。臨時的収入の合計は、14億4,325万7,000円で、収入の33.4%となります。

次のページ、8ページ、9ページをお開きください。歳出の説明になります。最初に、8ページ。経常的経費ですが、下段の計の欄、30億1,001万3,000円で、歳出全体の69.4%を占めており、この数値が増加するほど財政の硬直化が進んでいくということになります。人件費のうち、給与費は5億4,897万7,000円。構成比12.7%で、前年比8.2%の減となっております。主な要因は、退職手当組合精算金の減及び事業費支弁の増によるものです。物件費は、7億2,768万4,000円で、構成比16.8%。維持補修費が8,382万3,000円で、1.9%。扶助費が、2億7,734万円で、6.4%で、いずれも前年並みとなっております。補助費等が、5億5,599万3,000円で、構成比12.8%。公債費が4億9,916万9,000円で、構成比11.5%となっております。次のページをご覧ください。臨時的経費ですが、補助事業や単独事業、貸付金等が臨時的経費となりますが、計の欄、13億2,798万7,000円で、支出全体の30.6%となります。

以上で、性質別内訳の説明を終わります。

10ページ、11ページをお開きください。投資的事業の内訳になりますが、予算科目ごとに、事業名、事業内訳、予算額や財源内訳を記載しております。

12ページ、13ページをお開きください。扶助費の内訳となりますが、前ページと同様に、予算科目ごとに、事業名、事業内容等を記載しております。

14ページ、15ページをお開きください。

各施設の管理経費の内訳になります。各施設の管理経費は、15ページの方の下の表、合計欄で申し上げますが、一般会計・特別会計合わせまして、2億9,040万6,000円ですが、参考欄の増減のうち燃料費につきましては、単価の値下がりなどにより減。電気料の減と中程の浄化槽管理し尿尿取等経費の減。並びに、清掃施設管理等委託料の増は、主に交流促進センターゆうゆに関連しての増減となっております。

次のページをお開きください。負担金補助及び交付金の内訳ですが、16ページから31ページまで続きます。合計の欄で説明いたしますので、31ページをご覧ください。負担金で5億3,708万円。補助金交付金で3億9,220万7,000円。合計202件で9億2,928万7,000

円となります。事業に係る分につきましては、括弧書きで内訳となっており、合計で2億1,800万5,000円となります。また、廃止となりました負担金等につきましては、広域入所施設型給付費負担金以下11件で、946万9,000円となっております。なお、新規の負担金につきましては、件名の最後に括弧書きで新規と記載しておりますけれども、オホーツクイメージ戦略推進委員会負担金ほか9件で、572万2,000円となっております。

32ページをお開きください。各基金の運用予定調書になります。初めに、表の上段、積立基金ですけれども、一般会計財政調整基金から介護給付費準備基金までの8件で、平成28年度末の見込額は、34億5,452万5,146円となります。平成29年度の積立ですが、老人ホーム施設整備基金に2,000万円、その他寄附金などを見込み、合計で2,025万9,000円を積み立てる予定となっております。一方、29年度の取り崩しは、一般会計財政調整基金で1億円、減債基金が2億円、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金1,340万円、国保・介保特別会計への繰入合計で1,729万円。総額で3億3,069万円となり、平成29年度末の見込額は31億4,409万4,146円となります。表の下段、運用基金ですけれども、社会福祉振興基金から図書資料整備基金で、新たに18歳の春旅立ち応援基金を加え、7件で運用中の資金を除く平成28年度末の見込額は、3億6,571万2,443円となります。平成29年度の主な取り崩しは、夏まつり振興基金ほか1件で700万円。寄附金の積み立てや貸付中の基金の増額を調整し、平成29年度末の見込額は運用分を除き3億4,524万1,609円になります。

次に、合計の欄ですが、平成28年度末の見込額は、38億2,023万7,589円。括弧書きの運用分も含めると、記載しておりませんが、39億7,852万8,551円となります。同じく合計欄の平成29年度末の見込額は、34億8,933万5,755円。括弧内の運用分を含め、36億6,140万8,551円となります。欄外に参考といたしまして、北海道市町村備荒資金組合への積立金についても記載しております。

33ページをご覧ください。33ページの表は、地方消費税交付金、社会保障財源化分が充てられる経費内訳になります。平成26年4月、消費税が5%から8%に引き上げとなった、消費税分の用途について記載しております。内容につきましては、後程ご覧ください。

34ページ以降の説明資料につきましては、それぞれ議案の説明に合わせて担当課長から説明をいたします。

以上で、説明資料の説明を終わります。予算内容について説明をいたしますので、平成29年度置戸町一般会計・特別会計予算書の35ページ、36ページをお開きください。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)
○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 12時00分
再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。
(議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算)

○佐藤議長 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算。

事項別明細書、35ページ、36ページ。3. 歳出。1款議会費。町議会議員に要する経費から。
総務課長。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

休憩	14時28分
再開	14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算。

事項別明細書、91ページ、92ページ。3. 歳出。3款民生費、1項社会福祉費。高齢者通院交通費等助成に要する経費から。

地域福祉センター所長。

(以下、関係課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時01分

平成29年第4回置戸町議会定例会（第2号）

平成29年3月9日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第 7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第10 議案第 8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 9号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第10号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第16 同意第 2号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第18 報告第 2号 平成27年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告
について
- 日程第19 報告第 3号 定期監査の結果報告について
- 日程第20 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算

○出席議員（10名）

- | | | | | | | | |
|----|----|---|----|----|----|---|----|
| 1番 | 前田 | 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 | 恒 | 議員 |
| 3番 | 高谷 | 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 | 勇 | 議員 |

5番	阿部光久	議員	6番	岩藤孝一	議員
7番	小林満	議員	8番	石井伸二	議員
9番	嘉藤均	議員	10番	佐藤純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	菅野博敏	総務課参与	東誠
町民生活課長	鈴木伸哉	産業振興課長	深川正美
施設整備課長	大戸基史	地域福祉センター所長	須貝智晴
施設整備課技監	高橋一史	総務係長	芳賀真由美
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	坂森誠二
社会教育課長	菘島賢治	森林工芸館長	五十嵐勝昭
図書館長	今西輝代		

〈農業委員会部局〉

事務局長 深川正美

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中英規	議事係表	祐太郎
臨時事務職員	中田美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、7番 小林満議員及び8番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書。3.歳出の119ページ、120ページ。5款労働費、1項労働諸費。労働対策に要する経費から。

産業振興課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時38分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書、149ページ、150ページ。3. 歳出。7款商工費。観光振興に要する経費から。

産業振興課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時58分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書、171ページ、172ページ。3. 歳出。10款教育費、1項教育総務費。国際化教育に要する経費から。

学校教育課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後2時50分から再開します。

休憩	14時31分
再開	14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書、233ページ、234ページ。3. 歳出。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費。農業施設災害復旧事業に要する経費から。

町づくり企画課長。

(以下関係課長説明、記載省略。平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成29年度置戸町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書でご説明しますが、予算を説明する前に予算の概要等について、別冊の予算に関する説明資料でご説明いたしますので、資料の47ページ。平成29年度国民健康保険特別会計予算をお開きください。白い表紙の資料となります。

はじめに、国民健康保険制度の改正内容等についてご説明いたします。

平成29年度改正予定は、5割、2割軽減の判定基準の見直しとなります。基準の改正の内容ですが、5割軽減につきましては、被保険者数に乗ずる金額を26万5,000円から27万円に。また、2割軽減は、被保険者数に乗ずる金額を48万円から49万円に改めるものです。条例改正につきましては、賦課期日が7月となることから、6月定例会において提案をし、ご審議いただきたいと考えております。

資料の47ページをご覧ください。

歳入ですが、保険給付費等の歳出から国庫等の財源を控除した残りを国保税と財政調整基金に求めることとしております。国保税につきましては、世帯数・被保険者数の減少や給与所得、営業所得等の減額が続いておりますが、農業所得の増や税率の見直し等を考慮し、前年同額の1億2,316万3,000円を計上しております。国庫支出金及び療養給付費交付金につきましては、保険給付費を基礎に積算した額を計上しております。また、65歳以上74歳までの前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。道支出金につきましては、北海道調整交付金等を計上しております。一定額を超える高額療養費に対する交付金として、共同事業交付金を計上しております。一般会計繰入金につきましては、ルール分による繰入金を計上しています。

48ページをご覧ください。

歳出であります。過去や前年度の医療費実績を勘案し、推計した保険給付費及び後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等を計上したほか、介護保険第2号被保険者に係る介護納付金、保健事業費では、特定健診等に係る経費を計上しております。また、平成30年度に、国保都道府県単位化となりますが、標準的システム等導入準備がございますので国費等の補填を受けながら整備を進めてまいりたいと考えております。予算総額は、歳入歳出それぞれ5億8,000万円の計上で、前年度対比2,170万円の増額となります。49ページの、平成29年度国民健康保険特別会計予算資料につきましては、1. 保険税から、6. 介護給付費納付金まで年度別の推移を記載しておりますので、後程ご参照願います。

以上で資料の説明を終わります。

事項別明細書の260ページ、261ページをお開きください。歳出から説明いたします。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会します。

延会 15時59分

平成29年第4回置戸町議会定例会（第3号）

平成29年3月10日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 8 議案第 8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 9号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第10号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第 2号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 報告第 2号 平成27年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告
について
- 日程第17 報告第 3号 定期監査の結果報告について
- 日程第18 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 8 議案第 8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第 9号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第10号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久	男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満		町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	菅野	博	敏	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸	哉	産業振興課長	深川	正美
施設整備課長	大戸	基	史	地域福祉センター所長	須貝	智晴
施設整備課技監	高橋	一	史	総務係長	芳賀	真由美
町づくり企画課財政係長	小島	敦	志			

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅		学校教育課長	坂森	誠二
社会教育課長	菱島	賢治		森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	今西	輝	代教			

〈農業委員会部局〉

事務局長 深川 正美

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野 博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 田 中 英 規
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、9番 嘉藤均議員及び1番 前田篤議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日の説明員は、前日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療
特別会計予算から

◎日程第 6 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計
予算まで

————— 5件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算から日程第6
議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算までの5件を一括議題とします。

前日に引き続き議案の説明を続けます。

〈議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○佐藤議長 まず、議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明
いたします。

平成29年度置戸町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,950万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算につきましては、別冊の事項別明細書でご説明いたしますが、その前に予算の概要等
について別冊白色の予算に関する説明資料でご説明いたしますので、50ページ、22.平成29年

度後期高齢者医療特別会計予算資料をご覧ください。

後期高齢者医療制度に係る事業主体は、北海道後期高齢者医療広域連合で、町としての業務は、一般窓口業務のほか、保険料の賦課事務を除く徴収事務を行っております。保険料率は2年ごとに改定されますが、昨年度に保険料率の改定が行われたことから、本年度については改定はございません。

1、保険料（現年分）をご覧ください。平成29年度被保険者数は、754人を見込みました。保険料の調定額は、2,766万4,000円。一人当たりの調定額を、3万6,690円と推計し、収入率は、100%の予算措置としております。次に、4、平成29年度後期高齢者医療特別会計概要。右の欄、点線枠内の後期高齢者医療特別会計をご覧ください。本会計は、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の窓口業務に係る経費を計上しております。左の欄、歳入ですが、一般会計より繰入は、①保険基盤安定繰入金、1,884万9,000円。②広域連合事務費、211万1,000円。③市町村事務費、86万2,000円。計2,182万2,000円となります。⑥保険料は、2,767万4,000円。⑦諸収入、4,000円で、歳入の合計は、4,950万円となります。このうち、保険基盤安定繰入金、広域連合事務費、保険料については、全額右の欄、歳出の広域連合納付金として、残りの市町村事務費等諸収入については、保険料の徴収や被保険者証の交付事務等の窓口業務に係る事務的経費に充てられます。次に、歳出では、広域連合納付金として、4,863万4,000円。総務管理費、52万8,000円。徴収費は、保険料の徴収に伴う事務的経費として、23万7,000円。予備費等、10万1,000円で、歳出の合計は、歳入と同額の4,950万円の計上でございます。

以上で資料の説明を終わります。

事項別明細書の286ページ、287ページをお開きください。歳出から説明いたします。

（以下町民生活課長説明、記載省略。平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算事項別明細書、別添のとおり）

〈議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第23号について説明をいたします。

平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

平成29年度置戸町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,260万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足分を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

第1条 歳入歳出予算につきましては、平成29年度介護保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書で説明いたしますので、301ページ、302ページをお開きください。歳出からご説明いたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第24号について説明いたします。

平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

平成29年度置戸町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,050万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100万円と定める。

第1条 歳入歳出予算につきましては、平成29年度介護サービス事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。329ページ、330ページをお開きください。歳出から説明をいたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩	10時30分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算についてご説明いたします。

平成29年度置戸町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億70万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算につきましては、後程、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

3ページ目をお開きください。

第2表 地方債。起債の目的につきましては、簡易水道整備事業で、簡易水道再編推進事業に対する起債です。限度額は、2億3,530万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

本議案にお戻りください。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

続きまして、第1条の歳入歳出予算についてご説明いたします。別冊歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

345ページ、346ページをお開きください。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

〈議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算〉

○佐藤議長 次に、議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算についてご説明します。

平成29年度置戸町の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,220万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算につきましては、後程、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

3ページをお開きください。

第2表 地方債。起債の目的につきましては、農業集落排水事業に対する起債です。限度額は、630万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

本議案にお戻りください。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,0

00万円と定める。

続きまして、第1条の歳入歳出予算についてご説明いたします。別冊の歳入歳出予算事項別明細書、374ページ、375ページをお開きください。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成29年度置戸町下水道特別会計予算事項別明細書、別添のとおり)

○佐藤議長 これで、議案第22号から議案第26号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第 7 議案第 7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から

◎日程第12 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)まで

————— 6件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第7 議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から日程第12 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第7号は、平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)でございます。議案の内容につきましては、町づくり企画課長が説明を申し上げます。また、議案第12号は、平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)でございます。議案の内容につきましては、施設整備課長よりご説明を申し上げます。なお、この間の議案につきましては、それぞれ所管の課長より議案の内容についてご説明を申し上げます。

〈議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)〉

○佐藤議長 まず、議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第7号について説明いたします。

平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)。

平成28年度置戸町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,594万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,568万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、後程、事項別明細書(第9号)で説明をいたします。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第2表の繰越明許費補正並びに第3表の地方債補正について説明いたしますので、議案の5ページ、6ページをお開きください。

初めに、5ページ上段の第2表 繰越明許費補正の追加分の説明をいたします。2款総務費、3項戸籍住民登録費で、個人番号カード関連事務委任事業ですが、本年度のマイナンバーカードの発行枚数が想定を下回ったことから、原型予算102万3,000円のうち執行残見込額24万3,000円を翌年度に繰り越すものです。次に、変更分ですが、1月臨時会におきまして、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費。町道秋田中里線災害復旧事業として、2,400万円の繰越明許費を追加いたしました。本年度事業完了に伴う執行残分並びに補助査定額の確定に伴い、2,151万3,000円に減額し、翌年度に繰り越すものです。

次に、第3表 地方債補正について説明をいたしますので、6ページの方をご覧ください。

第3表 地方債補正。

表に記載の、過疎地域自立促進特別事業から町道秋田中里線災害復旧事業までの10件につきましては、いずれも事業費の確定や起債限度額の確定により変更を行うものです。補正後の額につきましては、表の右側、補正後の限度額に記載のとおりです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

引き続き、事項別明細書（第9号）により説明いたしますので、事項別明細書の54ページをご覧ください。

繰越明許費に関する調書になります。先程、本議案で説明させていただきました、個人番号カード関連事務委任事業及び町道秋田中里線災害復旧事業について、科目のほか、事業名、金額、財源内訳を記載しております。繰越理由は、いずれも年度内事業実施が不能としております。

次に、55ページをご覧ください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。当該年度中増減見込みの起債見込額欄をご覧ください。2、災害復旧債、(1)補助災害復旧の欄は、80万円減額し、300万円に。3、その他、(2)過疎対策事業債の欄は、今回の補正に係る変更分で、8,960万円減額し、10億7,530万円に。同じく、(4)特別債の欄は、1,257万3,000円減額し、1億542万7,000円としております。下段の合計欄では、1億297万3,000円減額し、本年度の起債見込額は、11億9,072万7,000円となります。下の方の表の欄外ですが、米印の2行目になりますが、先程の災害復旧費の繰越明許費の変更に伴い、460万円を400万円に変更しております。

次に、元金償還見込額欄をご覧ください。すでに借入れを行っている起債で、一部利率の見直しにより、償還額のうち元金分の増額により変更をしております。合計欄ですが、110万2,000円増額し、本年度の元金償還見込額は、5億1,220万1,000円となります。一番右側の列の合計欄ですが、平成28年度末の現在高見込額は、53億3,497万5,000円となります。

以上で、第2表 繰越明許費補正及び第3表 地方債補正の説明を終わります。

次に、第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。

(以下町づくり企画課長説明、記載省略。平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第9号)、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	12時01分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)〉

○佐藤議長 議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書、16ページ、17ページ。3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。地域公共交通対策に要する経費から。

町づくり企画課長。

(以下町づくり企画課長説明、記載省略。平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第9号)、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。2時50分から再開します。

休憩	14時30分
再開	14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

平成28年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,509万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細

書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第9号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に、議案第9号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第9号について説明いたします。

平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,749万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,472万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）により説明いたしますので、事項別明細書の8ページ、9ページをお開きください。歳出から説明いたします。

（以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第2号）、別添のとおり）

〈議案第10号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第10号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第10号についてご説明いたします。

平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,207万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第3号）により説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。歳出から説明いたします。

（以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

〈議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）〉

○佐藤議長 次に、議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）につい

てご説明申し上げます。

平成28年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,875万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,158万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算につきましては、後程、別冊の補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

2ページ目をお開きください。

第2表 地方債補正。

簡易水道事業に係る起債の変更でございます。当初限度額は、5億7,580万円としておりました。事業執行により事業費の減額に伴い、5億6,810万円に変更いたすものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書でご説明いたします。

6ページ、7ページ目をお開きください。歳出からご説明いたします。

（以下施設整備課長説明、記載省略。平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第4号）、別添のとおり）

〈議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 次に、議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成28年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ720万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,894万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算につきましては、後程、補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

農業集落排水事業に係る起債の変更でございます。当初限度額は、2,410万円としておりました。事業執行による事業費の減額に伴い、2,190万円に変更いたすものです。

続きまして、特定環境保全公共下水道事業に係る起債の変更でございます。当初限度額は、610万円としておりました。同様に、580万円に変更いたすものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

続きまして、第1条の歳入歳出予算の補正についてご説明いたします。別冊の下水道特別会計補正予算事項別明細書、6ページ、7ページ目をお開きください。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添のとおり)

○佐藤議長 これで、議案第7号から議案第12号までの提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〈議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)〉

○佐藤議長 まず、議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第9号)。14ページ、15ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありますか。

9番。

○9番 嘉藤議員 負担金及び補助金のところでお聞きをしたいと思います。職員の厚生事業の関係で、未実施があったということですが、それは次に繋がることではなくて今回限りで終わりということによろしいですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 基本的に、次には繋がらないと。と言うのは、10年研修はですね、今職員が例えば、一度に何人も入りませんから、10年を迎えた時点で、ある程度人数が揃った時に行ってもらおうと。ですから、この10年研修は、また2~3年後に出てくると。20年、30年もその年で、今の段階では終わらせてます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありますか。

9番。

○9番 嘉藤議員 可能な限り実施をしていただきたいというふうに考えています。よろしく願いします。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 いろいろ工夫して検討課題としていきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありますか。

6番。

○6番 岩藤議員 工事請負費。職員住宅改修工事で32万2,000円補正してますけども、1,500万の予算で1棟2戸の改修というふうに記憶しておりますが、その後、改修後この職員住宅は、

入居されているのか空いているのか、その辺り伺います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 12月に2戸とも入っております。宮下です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

16ページ、17ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金について、今回は分譲地の1区画分等々のお金が積み立てられたということなんですけども、現在、ふるさと銀河線跡地の活用について、学友橋から下手、当初、公園化等の計画があったというふうに思うんですが、周辺環境によって公園化は難しいだろうというふうに思うわけですが、現在、鉄屑と言いますか、雑品と言いますか、そういった部分の価格が上がってきております。と言ったことで、今、敷設されている線路ですか、線路を売り払うというような計画がないかどうか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 学友橋から下手の旧ふるさと銀河線の線路につきましては、約1キロに渡りましてそのままの状況で現在保存をしている状況になっています。当初計画では、公園としての整備も検討いたしましたけれども、安全対策に相当規模のお金がかかるということで、一昨年12月だったと思いますけれども、いろいろ検討の結果として、現状のままで当面保存をさせていただくというふうにご報告申し上げておりますので、現時点では、レールだけを売るとかそういうことについては考えてございません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 企画費の、定住促進事業に要する経費で、若干伺います。8節の報償費で、民間の賃貸住宅が完成いたしましたして、昨日ですか、置戸タイムスにも募集が出てました。いよいよ4月から8戸ですね、単身者の1DKですか、開始するということなんですけども、ちょっと予算の経過についてお聞きしたいんですが、これ町長が新しく6月に新たに政策予算ということで、当初、1,843万円、当初予算組みました。これでは若干少ないということで、さらに9月に170万円追加したんですが、その後、今回222万円減額ということで、そうすると9月の170万円の補正が何だったのかってことになりましたね。その辺の経過っていいですか、事業者との経過の中で、総合事業者が動いたんだと思うんですけども、その辺の経過ですね、220万円の減額をするのであれば、9月の補正は必要なかったんじゃないかと思うんですが、その辺の経過もしあればご説明をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまお話ありましたとおり、6月の議会で政策予算として新たに始めました制度でございます。当初、2,830万円だったと思いますが、計上させていただきました。制

度7月からということで、7月の初めから2週間程度、実は、概算で結構なので、もし制度を利用する方がいらっしゃれば、利用申し込みをしていただきたいというご案内をいたしました。これによって現在、建設中の一件の方が出てきたわけですが、利用申し込みの時点では、現実的には、図面等を引いたもので計算をした数字ではなくて、全くの概算で出てまいりました。その提出をされました概算から3割をはじめました時に、170万円ほど足りなくなるという見込みを持ちまして、9月に補正をさせていただきました。その後、正式に申し込みがあった時点では、きちっと図面を引いたり、業者さんとの打ち合わせをした上で、工事請負契約を締結した書類の写しを提出していただいておりますので、それに基づきまして3割を計算した結果として、今回、不要分について222万円の減額補正をしたところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 経過は分かりました。当初、1,843万円の当初予算を既に組んでありますので、最終的には、契約書を確認した中で最終的な予算の措置ということを考えれば、9月の170万円の増額補正は必要なかったのではないかと思うんですが、これは結果論でありますけど、その辺ある程度、予算組みはもうしてありますので、精算の段階で3月、今回ですね、こういう議会で最終的な確定額を、増額ないしは減額するという、そういう措置を取れば、9月の補正予算で組む必要はなかったんだと思うんですが、その辺ですね、補正予算、追加予算ですので慎重に予算の管理と言いますか、その辺のことを取り図るべきだと思いますが、その辺の見解がありましたらお願いします。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 制度上の取り扱いのご説明をちょっとさせていただきますが、通常の補助金と同じような考え方に立っております。申込者が事業費が確定した段階で、もし予算がなければ許可を出すことができません。そうしますと、予算措置をした上で決定をするということになれば、時期的なことから言いますと、着工時期が遅れていくと、予算措置をして決定するまでにどんどんその期間が過ぎていくということもございますので、あえて申込書を取ったというのは、おおよその事業費を把握したいということがあって、その上で追加補正をお願いした経過がございますので、その辺については、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 地域おこし協力隊に要する経費というところでちょっとお伺いしたいんですが、まだどうい方が地域おこし協力隊として、これから2年間ですか、置戸で活躍っていうか活動されるというふうに思うんですが、どういう人物であるかは、はっきりまだ明らかになっていないわけですけれども、何名の方が応募があって、尚且つ、本来であれば東京でも面接というような話があったと思うんですが、札幌と置戸で面接ということになっております。これは、いつ頃明らかになるのか、その辺のところの情報があれば教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 新年度予算の方でもご説明をいたしましたけれども、当初から2名、できれば採用をしたいと、このようなことで募集に係る業務委託料等も計上して執行しているところであり

ます。東京の方でも面接というふうにお話を申し上げておりましたのは、一時的には札幌あるいは置戸で、どこか募集をしてくるかということになっていくんですけども、そういうことも考えながら募集をしたんですけども、最終的には、秋田県に在住の方、男性1名。それから旭川にお住まいの女性1名。それから網走にお住まいの男性1名。Webでの申し込みでしたから、その前段では、もう1名だったと思いますけれども、申し込みWeb上であったんですけども、途中で辞退をされたということも経過としてはございました。結果的に3名の方の面接を、札幌で1名、それから置戸町で2名実施をいたしまして、現時点では、男性2名の方の採用を内定した段階であります。現時点では、住宅については、勝山地域の方にできれば住んでいただきたいということもありますけれども、必ずしも募集された方の家族構成、現時点では、単身の方2名の男性でありますので、1名が住む住宅が、その地域にあるかっていうことになりますと、ちょっと難しい側面もありまして、空き家バンクの方で登録されている住宅なんかも、お声を掛けた上で、まだ正式に住まいを確定していない段階であります。それから予算につきましても新年度で、この2名の方にかかる経費を提案させていただいている段階でございますので、議決をいただいた時点では、一定程度のお話ができるのかなど。合わせまして、勝山地域での活躍も期待しているわけでありまますので、地域の方への正式なご挨拶もしたいなど、こんな予定をしているところであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

18ページ、19ページ。

4項選挙費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 行政情報システム管理に要する経費のところで、電話使用料78万円の減額となっておりますが、説明の中で、自治体情報システムとの電話回線がシステムの方の専用の回線に移行したために、これだけ安くなったというような説明だったと思います。ほかの電話をすべてこのシステムを使ってということではないと思いますが、ほかの科目で自治体情報システムとの関連っていうか、そこに委託しての事業というのは、たくさん出てきます。そういったものすべての電話代が、このシステムの電話回線を使って今後行うというふうになるということですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 まず、LGWANということで、地方自治体のコンピュータネットワーク、その部分の回線ということでご理解ください。と言うのは、新年度予算で説明いたしました例規類集の、その関係はLGWANを使いますよと。今、例規類集はぎょうせいさんと行ってますから、そちらとの契約という形で、そういった部分で今回は、もう一つは、強硬化の部分でLGWANのネットワークと、例えば、インターネットのネットワークは、もう分かれています。そういった部分で、このLGWANのネットワークシステムを自治体情報協議会で取り扱いを始めた、おまとめネットということで、こういうシステムがあるということで、この部分を入れさせてもらったと。先程言いました、今後、LGWANを使って国からいろんなサービスというか業務が増えていくと思いますので、それを見越

して、まずはこれに入ったという経過があります。議員のおっしゃるほかの部分も、ここに入れる部分は、随時検討していきます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 これから、一番不確定というか問題になってくる、マイナンバー制度ですね、そういったものもここに入り込んでくるということですよ。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 今回の強靱化ということで、利用系ネットワークということで、利用可能なものとして、総合行政システム、WebTOWN。それは、住民、それぞれマイナンバーとか税、社会保障、まずそれがネットワークになりまして、行政が使うLGWANネットワーク、財務、人事、行政側で使う、文書処理ですよ。それと、まず一般のインターネットと分けたということは、行政が使う情報とインターネットが一緒になっていけば、それがいつ漏れるか分からないと、そういうことでご理解。と言うのは、インターネットから入ってきた情報をLGWAN系のネットワークに持っていくのには、そこで無害化っていうか、一度そこでチェックして情報を持ってくれるようなシステムを導入して対応しております。ですから、先程言った、マイナンバーとは別のネットワークということでご理解ください。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 マイナンバーのシステムも、自治体情報システムを通して繋がっていくというふうな説明を新年度の説明の中で聞いたような気がするんですが、その辺はいいですけども、例えば、ほかの施設で自治体情報システムを通してっていう施設ありますよね。例えば、ほのかですとか、老人ホームとかも多分入っていると思いますけども、そういうところの電話回線も今回このような形でNTTから外れてっていうことで進めていくということなんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 情報管理で予算っていうか対応してます、LGWAN回線の回線使用ですね、それを入ってますから、自ずと各施設のLGWANの利用可能業務の回線については、こちらで対応しているということでもあります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 住民活動に要する経費ということで、お伺いをいたします。3件の予算を付けておりましたけれども、残念ながら0件ということでした。その理由等についてお伺いをしたいと思いますが、何とか予算を見積もった中では、3件と言わず、まだまだ利用したいというような状況になるように願っておりますけども、その辺の把握しているのかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 元気なまちづくり活動支援補助金交付要綱の第1章に、様々な分野における住民活動団体が行う、自由で自発的な広域活動である住民活動について、住民参加と交流による活動の支援の促進を支援するというので、そういうコンセプトで補助金をつくっておりますが、残念ながら今年は利用がなかったと。ご承知のとおり、置戸町はいろいろ公民館活動ですとか地域活動ですとか、そういった部分でいろんな体験ができたり、参加ができたり、また、学習ができる機会がたくさんあ

るということで、なかなかそういうところで自分自身が入っていくことで、この事業がなかなか先に進んでいかないのかなというふうに思っていますが、逆に言いますと、この制度自体のことが浸透していないということも一つ理由にあると思います。

それで、12月にまちのお知らせでこういうことがありますよと。制度内容の周知もしましたし、ホームページでもお知らせをしていますが、ただ、どうしても、具体的にこういう事業に使いますとか、こういうことをやってみませんかという具体的なアプローチをしていないものですから、その分については新年度、私含め、担当も含め、具体的にどういうことができるのかということも、他町村でもいろいろこういう取り組みされているとたくさんあります。そういうところを参考に事例集みたいなものを作って、まずはお知らせをしていくということを進めてまいりたいと思います。あくまでも住民の方が自主的に、こういうことをやりたいということが出てこないと私達も動けないものですから、まずはお知らせをして、そういう声を押し上げていきたいというふうに思っています。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 ぜひとも住民に周知を行って、使いやすい制度にしていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

20ページ、21ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

22ページ、23ページ。

5項統計調査費。3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

24ページ、25ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

26ページ、27ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 一番上段の、老人居室整備資金貸付金なんですが、今回、利用者がなく200万円の減額ということで、結局、貸付金ということで返済をしなければならない。そうであるならば、町のほかにある大規模改修等の補助金をもらって改修した方がいいのではないかと、普通の人は思うのではないかとというふうに思うんですけども、もう少し借りやすい、前のページの、高齢者等住宅改修

費助成金といった部分でも利用が少ないということは、どういうことなんだろうというふうに考えますと、もう少し制度の利用しやすさということを考えていかなければならないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 ただいま石井議員から質問がありましたとおり、前のページにあります高齢者等住宅改修費助成金。こちらでも今年度利用が少なかったと。ただ、住宅改修に関する町で行っている関連政策いろいろございまして、最近では、町づくり企画課の方で行っております奨励金を絡めてですね、昨年度につきましては、かなりの件数で住宅改修ございました。貸付金と住宅改修、基本的には性質が違う制度でございまして、貸付金につきましては、高齢者の専用の居室を整備すると。その段階で、部屋を増改築する場合と段差解消と併せて行う場合もあって、どちらを選択するかというケースもございまして、基本的には、具体的にこの貸付金を使う方は、大体同じ場所もしくはちょっと横に新築に合わせて高齢者の居室を整備する際に、その居室に係る利息分を軽減することを目的に町の貸付金を利用されているというところで、住宅を建て替えるという方もその年の、結構地区によって、勝山地区、境野地区、近隣がどんどん建て替えた時に、結構流行りでもないんですけど、流れに乗って建て替えるというような状況もございまして。昨年度、高齢者がいるであろうお宅が改築されているところも確認しておりますが、まとめてJAさん等の貸付を借りるというような事情もあつたり、これが波があつてですね、多い時は3件あつたりするんですけども、ここ数年やはり特に市街地区では、高齢者等の同居の方も少ないですし、その利用する対象者もちょっと減ってきていると。住宅改修につきましても、その年の流れもありますけど、ここ十何年のケースでは、概ね10件から11件程度で300万円弱の住宅改修費の助成をしておりましたが、なぜか今年度波がぐんと、初めてです、これだけ少ない100万円切ったというのは、初めてのケースですけども、さらに町内で行っております奨励金の住宅、リフォームに関する制度と、こちらの住宅改修の制度と、それから、介護保険での改修の周知をどんどん行いながら、有効に利用していただきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 ちょっと聞き漏らしたんですけども、老人福祉施設の入所者の1,510万円が減っていますよね。それで、歳入の方では、1,000万円追加ということなんですけども、もうちょっと説明していただけますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 まず初めに、歳出の入所者措置に要する経費、1,510万円の減の関係でございまして、実は、一昨年ですね、町外からの措置者が5名ほど、これもタイミング、高齢化によるものだと思うんですけども、ここ数年来は、各介護保険対応施設の増加によりまして、他市町村から措置依頼がくるのが、かなり減少しております。それに伴って、昔から入居されておりました、町外からの措置者が高齢化により減少していく中で、一昨年4~5人の町外対象者が入居された。町内で退所されて町内で入る方っていうのは、年間7~8名の人数になっておりますので、大体プラマイゼロということなんですけども、町外分の方が1年間で9人退所されたということが一昨年ございまして。その分、年間で一番多い時に12室空いていることでもございましたが、今現在、

4室まで減っております。まだ相談もきておりますので、来年度につきましては、また73名程度の措置者を見込んでおります。

住宅の老朽化及び身体的な理由、経済的な理由で、また定員の状況見ながら、養護老人ホームの定数も検討したいと考えておりますが、まだ今後の置戸町につきましては、養護老人ホームの需要があるのかなと見込んでおります。1人一般入所者の介護保険の対象であります特例入居者生活介護サービス、常楽園でお住まいになりながら介護保険のヘルパーサービスを使うという、要介護認定の方が概ね30名程度いらっしゃいますけども、その他の方は一般入所者ということで、概ね年間160万円ほど町からの措置費としての委託料を支出しております。その方が平均で、今年度9名前後空き室があったということで、1,500万円程度の減額となっております。

歳入につきましては、利用者の負担及び扶養義務者の負担ということで、あくまでも利用者につきましては、年間の年金等の収入に合わせ、居室料ですとか食事代ということではなく、本人の利用者負担金として、27万円以下の年金の方は0円からですね、150万円以上になりますと、14万円を上限に利用者の負担金をいただいております。今年度につきましては、何らかの理由で同居者の課税世帯の方は、原則は対象外なんですけど、いろいろな事情を加味して入所判定会議をくぐった上で、課税の扶養義務の方が何人かいらっしゃったと。その場合に、所得税額に応じて扶養義務者分の費用徴収金が決定しますので、一月10万円程度増加したということで、100万円収入が増となっております。ですので、措置費と歳入の負担金の部分は、ちょっと性質が違ってくるものがありますので、そういう形になります。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 今言ったように、本当は定員80名ですよ。だけど、実際には73名ぐらいで入院したり何かするんですから、その補充というのはすぐできないわけですよ、極端に言ったら。そうすると、施設はいつもこういうような赤字になって、結局、委託されている方については、非常に難問を抱えていると。その分、町費を出さないとならないという、そういうことになりますよね。その辺もうちょっと上手にできる方法はないのかっていうことで、個人的な考え方でもいいんですが、もしあれば聞かせてほしいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 あくまでも町としてお答えをしたいと思いますけども、措置者、置戸で見込んでおります、73名と言いましたけども、まだ町外からの措置者もいらっしゃいます。町外の措置者合わせて、今日現在で4名空きですから76名入所されております。基本的には、養護老人ホームというのは広域の措置施設ということで、特別養護老人ホームの緑清園の方と養護老人ホームとでは制度的にちょっと考え方が違いますので、この辺はご理解いただきたいなと考えております。養護老人ホームにつきましては、分かりやすく言いますと、施設版の生活保護みたいな制度で昔からございます。あくまでも低所得、最近につきましては、高齢者虐待防止法の絡みでですね、性質的には、高齢者と折り合いが悪くなったり、高齢者虐待の恐れのある人というのも最近の国の施策としては重要な説として施策としてまだ残っております。今後の見込みにつきましては、確かに空きがありますと、施設としては赤字になりますけども、基本的には考え方としては、そういった低所得者ですとか高齢者虐待等にかかったり、お一人で暮らして自宅で生活できないという方が減少しているとい

うような考え方では、そういった保護が必要でない方が減っているということで、よく言えばですけども考えられます。地方交付税で各市町村で措置している人員分は、上限はあると思いますけども措置されておりまして、その分入ってきます。ただ、町外からの措置者が、この空きのところによって依頼がくればいいんですが、結局、町外者が少なく町内の方も空いてると、結局は指定管理料の方に跳ね返ってきますので、その辺は町として今後のあり方については検討していきたいところですが、施設利用になりますけども、置戸町のこの現状、今の住宅、公営住宅の整備も進めているところですが、これで施設が少なくてですね、今のところヘルパーとデイサービスがこれだけ少ないというのは、町に80人定員の養護老人ホームがあるということがかなり影響しております。

施設が少ないと、在宅サービスをもっともっと追加しなければならない。やはり置戸で言えば、除雪、それから草刈り等の環境整備、それから買い物ですね、その辺をカバーするには、ヘルパーですとかデイサービスをもっと多くしなければならないと。そういった場合には、またヘルパーの募集ですとかそういうところを、もっともっと増員しなければ対応できない。考え方としては、置戸町の今後、そういった職員の補充も難しいということも考えていかなきゃならないという部分では、施設型の集合的な在宅サービス、こういったものを目指していきたいと考えておりますので、いろいろな制度と今後の要措置者の動向を見ながら、また、来年度から高齢者保健福祉計画、まずニーズ調査から開始したいと考えておりますので、今後の施設整備について、また1年間かけて検討していきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会とし、明日3月11日は町の休日のため置戸町議会会議規則第9条第1項の規定により議会を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認め、本日はこれで延会とし、明日3月11日は休会とすることに決定しました。

次の議会は、3月12日サンデー議会を行うこととし、定刻に開会します。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時10分

平成29年第4回置戸町議会定例会（第4号）

平成29年3月12日（日曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第 2 一般質問

○出席議員（10名）

- | | | | | | |
|----|--------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 前田 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 恒 壹 | 議員 |
| 3番 | 高谷 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 勇 治 | 議員 |
| 5番 | 阿部 光 久 | 議員 | 6番 | 岩藤 孝 一 | 議員 |
| 7番 | 小林 満 | 議員 | 8番 | 石井 伸 二 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 純 一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | |
|-------------|---------|------------|-----------|
| 町 長 | 井 上 久 男 | 副 町 長 | 和 田 薫 |
| 会 計 管 理 者 | 鎌 田 満 | 町づくり企画課長 | 栗 生 貞 幸 |
| 総 務 課 長 | 菅 野 博 敏 | 総務課参与 | 東 誠 |
| 町民生活課長 | 鈴 木 伸 哉 | 産業振興課長 | 深 川 正 美 |
| 施設整備課長 | 大 戸 基 史 | 地域福祉センター所長 | 須 貝 智 晴 |
| 施設整備課技監 | 高 橋 一 史 | 総務係長 | 芳 賀 真 由 美 |
| 町づくり企画課財政係長 | 小 島 敦 志 | | |

〈教育委員会部局〉

- | | | | |
|--------|---------|--------|-----------|
| 教 育 長 | 平 野 毅 | 学校教育課長 | 坂 森 誠 二 |
| 社会教育課長 | 菱 島 賢 治 | 森林工芸館長 | 五 十 嵐 勝 昭 |

図書館長 今 西 輝 代 教

〈農業委員会部局〉

事務局長 深 川 正 美

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅 野 博 敏 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 田 中 英 規

臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、2番 澁谷恒壹議員及び3番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日の説明員は先日の通りです。

本日の議事日程はお手元に配付の通りです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告にしたがい町長に一般質問を行います。

子ども達にとって伸び伸び過ごせる場所、児童遊園地や公園についてであります。先月2月20日に第10回目となる議会懇談会がぼっぼで行われました。今回は、若い団体関係者との懇談会でありましたが、事前にテーマをいただき、それについての解答、懇談がなされました。その中で、置戸町青年団体協議会から、次のようなテーマをいただきました。

町の中の公園もどんどんなくなり、伸び伸びと過ごせる、過ごすことのできる場所が少なく感じます。町内の子ども達は、こどもセンターどんぐりに通っている人がほとんどで、その遊具で遊んだりすることができますが、園の敷地であり、使用に限りがあります。親戚の家に遊びに来た、あるいは、イベントやお祭りへの参加に来た、そんな子ども達が楽しめる場所を常に準備できていれば立ち寄る人も増えるし、外で遊ぶ子どもを見かける機会も増えるのではないのでしょうかとのテーマをいただきました。

そこで、問いに答えるべく、現状や課題について調査をいたしました。町内7箇所の児童遊園地は、地域福祉センターの所管であり、南ヶ丘公園は、産業振興課。秋田、勝山の遊園地は、社会教育課の所管と担当もまちまちであります。平成29年度予算にもありますように、老朽化した遊具の撤去であり、補充等はないのが現状であります。町の子ども・子育て支援事業計画を策定する際にも、現状

の把握やアンケート調査をもとに、児童遊園地の再編計画があったとお聞きをいたします。また、平成25年度の行政外部評価でも、積極的な再編をし、児童の健全育成の中心施設と成り得る児童遊園地の建設を求めるとあります。計画に対しては、子どもの人数も大きな要因の一つになるものと考えますが、出生数は、平成25年度の25名をピークに、平成23年度は、16名。平成24年度では、10名。平成25年度では、16名の出生数と20名を下回る状況でしたが、平成26年度では、21名の出生数であり、平成27年度は、町の子ども・子育て支援事業計画では、出生数13名の計画でありました。それに対し、20名。平成28年度においては、出生数は12名の計画に対し、25名を見込んでおります。また、平成29年の新年度においても出生数は、11名の計画に対し25名の出生数の計画を組んだとお聞きをいたします。そこで、今後どのように児童遊園地や公園の計画を立て直し、整備を進めていくのかを町長にお聞きをいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 子ども達が伸び伸びと過ごせる児童遊園地あるいは公園についてというご質問ですが、議員の方からもいろいろとお話がありましたように、現在の置戸町内における、児童遊園地7箇所ございます。また、公園について、また、運動公園について、それぞれ4箇所設置しております。そのうち、運動公園4箇所のうち、2箇所については、ご承知のように、パークゴルフ場にあります。置戸のパークゴルフ場、それから、勝山のふれあい公園、これが運動公園の4箇所のうちの2箇所がパークゴルフ場になっているということであります。また、平成25年には、児童遊園地でありました、秋田の遊園地、ご承知のように、周辺の整備を含めて、秋田レクリエーション公園として再編整備をいたしました。また、平成27年の3月に、置戸町子ども・子育て支援事業計画を策定したわけでありまして、この時に、アンケート調査、それから認定子ども園のどんぐり、この通っているお子さんの保護者の方に意見を聞かせていただきまして、それらを参考にして、この子ども・子育て支援事業計画を策定したわけでありまして、

その計画書におきましては、児童遊園地については、現在ある7箇所を5箇所にしようということでの再編計画でありました。この計画には、もちろん子どもの出生率と言いましょか、数の問題も見込むわけでありまして、同時に内容と言いましょか、数だけでは判断できないというものがあります。と言いますのは、平成28年度で議員の方からもお話がありましたけれども、12人の出生数であろうというふうに見込んでいたわけでありまして、実際には25名ということになっておまして、そういうことでは大変喜ばしい増加傾向にあるということでありまして、ただ、先程申し上げましたように、人数の問題ばかりじゃないというのは、この子育ての現状として、ご承知のとおり、共働きと言いましょか、こういう世帯が非常に増えておまして、認定こども園のどんぐりの利用状況を見ましても、長時間保育というのが非常に、非常にと言うよりも圧倒的に多い利用状況だということでありまして。一概には言えないところがあるんですが、長時間保育をするということは、どちらかというと遊園地、児童遊園地等についての利用が少なくなると言った方がいいんでしょうか、一気に結論じみた言い方はできませんけれども、実態としてはそういうような状況になるということでありまして。そういうことを考えますと、いろいろと広範囲に渡って、遊園地の数の問題と言いましょか、必要なんだろうというふうに思います。ただ、児童のみならず、高齢者、こういう人達の高齢者の憩いの場でもあるというように認識しておまして、そうした意味でのこの児童遊園地には、

そうした機能が必要なんだろうというふうにも考えております。当然ながら、毎年定期的に草刈り、あるいは、遊具の点検と整備を行いながら、やはり楽しく安全に利用して頂けるようにということで努めているわけでありませう。

そこで、本年度、28年度ということになります、いろいろ地域からのご意見もいただきまして、境野の遊園地、これにつきましては砂場の撤去と遊具の更新を行っております。また、利用が少なく老朽化が著しい遊具については、順次撤去しているわけでありませう。また、29年度、新年度におきましては、この老朽遊具の撤去と同時に、中央町内の置戸ハイヤーの横、よいこ遊園地と言っておりますが、この遊園地と、それから拓殖住民センター裏手、やまびこ遊園地というふうに言っておりますが、この2箇所については、28年度、29年度に入るかもしれませんが、この2箇所については廃止をしたいというふうに思っております。今後、この児童遊園地のことでありますけれども、置戸市街地区での設置要望と言いましませうか、中心に、きちっとしたと言いましませうか、遊具なんかの充実ということも含めて、中心市街地の中でつくってはどうかというようなご意見、期待もあるわけでありませう、これについては、新年度において、設置場所の確定、それから遊具等の選定という問題もあると思いましませう。こうしたことを議論して基本計画にまとめていきたいなというふうに思っております。その計画にしたがいまして、平成30年度に、この新設の遊園地をつくりたいというふうに思っております。今はと言いましませうか、現在のところ、この候補地としては、中央公民館の前庭の東側ということになりませうか、水辺空間がありますので、ここを候補地の一つとして考えていきたいというふうに思っております。また、この公園では、南ヶ丘公園があるわけでありませうが、この公園についての活用の問題というのもあります。ご承知のように、ソフトボール場としてのグラウンドがありました。それから、空き地もありました。これらについては、桜の木を植えたわけでありませうが、この桜の成長具合を見ながら整備計画をまとめていきたいと、そういうことで考えております。

南ヶ丘公園は、いろんな歴史的なと言いましませうか、町の中にあるような公園と一緒に考えるわけにはいきませうけれども、しかし、相当広い面積も要する公園でありますので、何と言いましませうか、安心して利用者の方が行けるような、そうしたことも含めて南ヶ丘公園の利用については、考えていかなければならぬだろうと、そのように思っております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長の方から答弁がございました。計画を進め、中央公民館前に30年度にという話もありましたけれども、町の中心部に遊具の充実をというお話でございましたが、最近、高齢者の住宅が町の中に増えてきておりまして、若い人達がどうしても町の中心部へ離れた部分にも数多く住むということが増えているのかなというふうに感じております。そういう意味では、今回7箇所を2箇所減らして、5箇所の児童遊園地という話でしたけれども、やはり郡部にもしっかりしたもの、小さなものでいいですから必要だと考えております。また、第5次の総合計画の中では、遊園地の再配置あるいは充実というような計画がございました。また、置戸町過疎地域自立促進市町村計画がありますけれども、平成28年度から32年度までの5ヵ年計画ということでありましたけれども、その時は、平成28年度に4,110万円を予算して整備計画を実施したいというような計画でありました。いろんな計画の中で優先順位等はあるかと思いましませうが、現在、生まれている子ども達も、本当に計画の倍以上と大変嬉しい状況であります。この先も少し多めの出生数を見込んでい

いうことでありますから、それにも大変期待をしますところでもありますし、また一方、先程、町長から話もありましたけども、若者ばかりでなくて、高齢者含めての遊園地あるいは集える場所という話がありました。この間の議会懇談会の中でも、若いお母さんの中から、少し皆さんの集える場所、町の中で皆で集える場所が欲しいという話もありましたし、万が一、もし雨でも降った場合には、室内で遊具を使いながら遊べるような場所も欲しいですねという話もありました。そんな中でありますけども、今生まれてくる子ども達が、これから生まれてくる子ども達、そういう人達を育む親御さん達が安心して町で暮らせるように、子ども達の心に置戸に住んで良かったなというふうに残るような施設をというふうに願っておりますが、もう一度、町長の答弁がありましたらお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 少し重複するようなお答えになるかもしれませんが、確かに身近な所に子ども達が遊べるような施設があるということが望ましいと思います。それと、子どもが一人でも多く誕生するというのは、町にとっても、置戸町民にとっても大変嬉しいことでもありますから、そうした声に応えるという責任もあると思います。ただ、先程2箇所について廃止をしたいということをお申し上げしましたが、議員もご承知のように、実際にその周辺の実態と言いましょか考えますと、子どもさんが大きくなって、ほとんど児童遊園地というような、あるいは、公園と言われるような今の2箇所については、遊んでいるという実態がほとんどないということでもあります。町としてはもちろん、公園として設置している以上は、やはりいつも安全でなければなりませんし、そのためのいろんな財政支出も当然ながら出てくるわけでありまして、そんなことを含めて考えて、総合的に判断して廃止をしていいんじゃないのかという判断をしたわけでもあります。しかし、先程申しあげましたように、中央公民館の所には、率直に申しあげて、今、置戸の中にある児童遊園地あるいは公園、それらの中にあっても、やはり遊具等含めて一番大きなものになるんじゃないかっていう気がします。これは先程申しあげましたように、いろんな方のご意見をいただきながら、適切な、あるいは、適正な規模というものがあるのか、遊具もどのような遊具がふさわしいのかというような議論というのは、当然していただかなければならないというふうに思っています。そうした中で、考えたいというふうに思っていますが、しかし、場所的なこと、そこを中心に利用していただきたいという行政の思いから考えますと、一定程度充実したものにならなければならないだろうというふうには私なりに思っているところであります。冒頭申しあげましたが、できるだけ身近なところにそうした遊び場があるということが非常に望ましいことではあるというふうに認識はしておりますけれども、その辺ご理解いただきたいなというふうに思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 30年度には必ずと言いますか、やっていただきたいとお願いをして質問を終わらせていただきます。

○佐藤議長 8番 石井伸二議員。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 それでは、通告にしたがいまして町長に、定住・移住対策のためのさらなる宅地分譲、勤労者住宅の整備についての考えを伺います。

オケクラフトの塾生、また、今回の地域おこし協力隊の募集、今日は、ゆーゆの職員採用の面接もあるようであります。町職員、社協等の新規採用にあたって、置戸の中で住むところ、住宅環境が重

要な条件、決め手であるというふうに思います。民間企業においても、住ませるところを胸を張って案内できると採用しやすいという声があります。先般行われました、議会懇談会の中でも、林業後継者を増やしたい、それなりの給料をあげたいので、所得制限で引かかる公住等に住ませることができない空き家対策等の要望もありました。その点、今回建設された1棟8戸の民間アパートは、大変有り難く、町としてさらなる補助や支援があってもいいのではないかと思うほどであります。

そこで、さらなる定住のための居住環境整備において、国栄裏通り線沿線について宅地分譲や町による勤労者、吏員住宅建設の考えはないでしょうか。銀河線跡地利用として限りある基金を分筆や上下水道の整備等の経費とし、代金、家賃を基金に繰り入れしていく、なかなか先の見えない工芸館周辺整備を待つことなく、早期町有地の有効利用を進めるべきだというふうに思います。以前、どま工房上手に、特養建設、その前には、小学校の建設等の提案をいたしました。今回は、特に国栄裏通り線沿線の銀河線跡地のスペースについて、改めて考えを伺うものであります。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔演壇〕 定住・移住対策の宅地分譲あるいは勤労者住宅の整備についての考え方についてお答えをしたいというふうに思います。

初めに、宅地分譲の現状でありますけれども、ふるさと銀河線跡地を活用して平成25年度に境野地区で8区画の整備を行いまして、現在まで3区画が分譲済みでありまして、5区画が残っております。また、平成27年度に若松町内の旧職員住宅跡地に2区画を分譲中ではありますが、希望者がいないというのが今の状況であります。この他に、若松町内の公営住宅の跡地と言いましようか、旧第6団地の跡地でありますけれども、ここも宅地分譲地としての候補地ということで考えているところであります。

次に、公営住宅の関係であります。公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、現在、まちなか団地への建て替えを進めているところであります。平成30年度までに3棟6戸を予定しております。この計画については、平成29年度中に見直しを行いたいというふうに思っていますが、平成31年度以降には、子育て世代を対象とした、地域優良賃貸住宅というような言い方になりましようか、この建設を検討したいというふうに思っております。できるだけ子育て世帯に対応できると言いましようか、お応えできるような住宅にしたいなというふうに思っています。また、本年度に事業開始の、議員からもお話がありましたけれども、民間賃貸住宅建設促進支援制度、この制度に基づきまして、単身者向け1LDKの1棟8戸が、2階建てでありますけれども、1棟8戸が建設され、間もなく完成の予定ということになっております。来年度には、世帯向けで2LDKあるいは3LDKタイプの民間住宅の建設を行政の立場としては期待しているところであります。今、いろいろ検討しているところだと思えます。この他、ご承知のように、空き家の有効活用策として、空き家バンクへの登録制度をやっております。現在、この登録が6戸あります。合わせて空き家住宅での改修奨励金の利用というのが1戸あります。また、この空き家バンク登録の住宅への利用申し込みであります。これが2戸入居予定になっておりますので、登録している6戸のうち、2戸が利用したいという申し込みがありまして、多分、そういう方向になるだろうというふうに思います。

そこで、ご質問の国栄裏通り線の沿線の用地を活用してというようにお話であります。どま工房から網走中部森林管理署までのクラフトエリアの隣接地ということになりましようか、森林工芸館の

この土地については、森林工芸館の改修あるいは改築、それから郷土資料館の整備にあたって、このエリアについては、その用地として以前から申し上げてきていると思いますが、そういう方向でこのエリアは考えていきたいというふうに思っております。

分譲地としての利用につきましては、これらの動向を見極めながら考えたいというふうに思っておりますし、同時に、国栄裏通り線の道路については、道路の線形も考えなければならないということも思っておりますので、この道路の線形も改修計画の中で合わせて検討しなければならないだろうというふうに思っております。したがって、ご提案の国栄裏通り線に、道路の横ということになるんでしょうけれども、ちょっと難しいなというふうに思っています。また、町が実施する住宅建設についても、現在進めている公営住宅あるいは民間住宅、そして、空き家の利用状況等、それらを含めて町内における住宅事情というのを十分見極めながら考えていきたいというふうに思っております。

率直に申し上げて、町有地の宅地分譲地としての活用という候補地はいろいろあるというのは、議員もご承知のとおりであります。ただ、如何せん、町の中心から離れているということがあって、率直に言って、人気がないというようなのが実態だということでありまして、それらの町有地については、宅地分譲ばかりじゃなくて、他の活用方法もないのかということも合わせて考えていく必要があると、このように思っています。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 オケクラフト関連の計画を持って、それ以降の改修ということで、従来と同じ答弁かなというふうに思います。

今回の質問にあたって、言葉は適当ではないかもしれませんが、地雷を踏んでしまった質問だというふうに私は思っています。と言うのは、国栄裏通り線沿線に住まわれている方、13～4戸ですか、30名弱の方がお住まいです。町長のお宅もその内の一つであります。夏は花壇、それから菜園、冬には非常に大容量の雪捨て場ということで、きっと沿線に住んでいる方は、何も不自由していないし、何も困っていないという状況であります。したがって、今の答弁を聞いて、地雷が不発で良かったなと半分胸をなで下ろしているところではあります。しかしながら、その周辺におきましては、町場にも近く、文教施設にも近い、大変有効なと言いますか、優良な町有地であるというふうに思います。やはり今問題となっている、定住・移住対策のために、そういったことを中心に、オケクラフトに軸足を置くことなく進めていく計画を立てていかなければならないのではないかなというように思っています。今回あえて質問をさせていただきました。

答弁の中にありました、オケクラフト関連の計画というのは、いつ頃できあがるのかということをお伺いして、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程もちょっと申し上げましたけれども、国栄裏通り線と、それからクラフトゾーンと言いましょか、そこにはご承知のように、物置と言いましょか、そういうものも建っておりますので、実際には、雪捨て場としては適当な用地かもしれませんが、住宅地ということで考えますと、ちょっと狭いだろうなと。先程も申し上げましたけれども、今の裏通り線そのものも少し住宅から工芸館の方に少し移す必要があるだろうというふうに思います。そんなことを考えますと、道路と工芸館の間の土地についての住宅地としての利用は、なかなか難しいなという判断をしている

ところであります。

それと、クラフト計画と言いましょか、あのクラフトエリアについての計画でありますけれども、非常に難しいと言いましょか、財源対策のことを含めて十分な議論が必要だろうなというふうに思っています。これは何度もお話ししてきておりますけれども、郷土資料館が非常に老朽化してきている、これを何とかしなければならないというのは、同時に平行して考えなければならないというふうに思っています。そうして考えますと、郷土資料館について現在のクラフトセンターの方に持っていきないうかというふうに思っています。その時に合わせて秋岡資料というのを、生活学博物館というような大きな名称はともかくとして、やはり大切な日本の生活道具の歴史と言いましょか、そういうものを秋岡先生から、私ども、置戸町が受け取っているわけでありますから、これもきちっとしなければならないというふうに思っていますので、それらの秋岡資料館と言いましょか、そうしたことも含めて今のクラフトセンターのところに、状況によっては増改築ということもあると思いますが、そちらの方に持っていったらどうかというふうに思っています。

したがいまして、クラフトセンターをどこに建てるのかということの議論が出てくると思います。これについては、現時点では、どま工房に隣接するような形になっていくであろうというふうに思います。

冒頭に財源の問題も申し上げましたけれども、やはり財源対策ということは、非常に重要なことだというふうに思います。なぜなら、建て方によっては非常にたくさんの大きな事業費になるだろうというふうに思います。今日のと言った方がいいんでしょうか、今日の木材利用ということを考えますと、いわゆる新聞にいろいろと載っておりますけれども、そういうような場合は、何々というふうには申し上げませんが、そういうような木造で建てるというようなことを考えますと、いろんな国の方の機関に対しても、いろんな要請もしなければならないというふうに思いますし、同時に、それは北海道に対してもいろんな形で要請活動もしなければならないだろうと。したがって、財源の見通しということがきちとなければいかなものかなというふうに思っております。いずれにしても、早晚計画は立てたいなというふうに思っています。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 これ以上突き詰めますと通告外となりますので、町有地の有効利用を最大限お願いをして、私からの質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 7番 小林満議員。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問したいと思います。

JR北海道は、11月18日にJR単独での維持困難な路線を発表いたしました。バス路線を提案する3区間を含め、10路線13区間の1,237キロ、道内の半分にも及びます。北海道の公共機関としての役割を放棄しているとしか思いません。その中に、石北線、旭川・網走間、輸送密度2,000未満の区間について自治体と協議し、経費削減や利用促進で収支改善を図った上で、上下分離方式を模索すると提案しています。もはやJRだけで解決策を求めても事態の打開は難しいというふうに思います。

平成29年の1月28日に、北海道鉄道ネットワークワーキングチームが、北海道知事に報告した中でも、JR北海道が単独では困難とした10路線13区間の中で守る路線として優先順位を付けま

した。知事は、個別の路線に限定しないという言葉に従来のスタンスと異なることを発言しております。JR問題で主導的な役割を求められてきた知事には、批判を受けたことを舵を切ったからでございます。そこで伺いたいのは、今まで町村会あるいは期成会の活動状況を今後どう対処していくのか、町長の考え方を伺いたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 岐路に立つ鉄路についてというような、非常に厳しい表現でのご質問でありますし、また、私の考え方についてということでもありますけれども、非常に慎重に発言せざるを得ないという今の状況であります。たくさん考え方はありますけれども、その点お許しをいただきたいと思えます。

今の時点でお話できることを申し上げたいと、このように思います。JR北海道の、議員もご承知のように、鉄道事業の見直しに係るこれまでの情勢って言いましょうか、これらについては、テレビや新聞紙上でいろいろと報道されておりますので、特に詳細について申し上げませんけれども、やはり北海道の鉄道ネットワークをどう考えていくのかということ、一つの部会の形ですけれども、ワーキングチームというのが作られました。このワーキングチームの報告書に少し触れたいというふうに思いますが、本道における鉄道網を含めた公共交通ネットワークのあるべき姿、これらの実現に向けて、北海道として、また、関係する地方自治体として、どのような考え方を示していくのか。鉄道網のあり方について十分な検討をしなければならないというのが共通の理解であります。当然といえば当然のことでもありますけれども、そこで北海道地域公共交通検討会議というのが設置されたわけではありますが、そのワーキングチームというの、この作業部会の一つだということでご理解いただきたいと思えます。JR北海道からの赤字解消のための線区の見直し、あるいは、過大な負担を自治体に転嫁しようとしているのかどうか、ちょっと結論的な言い方は、断定的な言い方はできませんけれども、結果としてはそういうような提案というのがJR北海道からあったわけでもあります。当然ながら北海道が主体的な、それらに対してであります、主体的な役割を果たして、国や北海道、そして自治体、さらにJR北海道が一体となって、この長大路線の維持あるいは道民にとって大切な足を確保する、どう守っていくのか、この議論を急いでやらなければならないだろうなというのが、今置かれている状況であります。

なぜなのかというのは後で申し上げますけれども、そこでご質問の、オホーツク町村会あるいはオホーツク圏の活性化期成会の動きでありますけれども、昨年の11月のJR北海道からの提案、いわゆるJR単独で維持することが困難なんだと。その困難な路線について公表されたわけでもあります。それが先程お話がありましたけれども、10路線13区間というものであります。この11月のJR北海道からの提案と言いましょ、一方的なことでありますけれども、JR的には提案ということなんでしょうか、ありました。鉄道の存続あるいは存廃は、沿線自治体だけでなく、管内全市町村の問題として捉えて、北海道を先導役として全道の市長会あるいは全道の町村会、並びに、関係する期成会、どこにも期成会あるんですけれども、この期成会とも連携を図りながら進めようじゃないかということが既に確認をしているところであります。この期成会として、これまで意見交換会あるいは情報の収集等を行いまして、期成会として北海道への要望あるいは石北本線については、上川、宗谷、そしてオホーツクの3つの期成会が合同で、北海道あるいは北海道議会、さらに国、国の機関

ですけれども、それと国会議員への要望活動を今日まで実施してきているところであります。

管内の期成会としてであります。3月1日にJR北海道からの提案内容の説明を受けました。その時には、北海道の方から北海道の副知事に同席していただいたのですが、副知事の方からも、鉄道ネットワークのワーキングチーム、これの報告内容の説明をいただいたところでありますし、そして、今後の対応について協議もしたところであります。

今後の協議に向けてということでもありますけれども、オホーツク活性化期成会、3市15町村ですけれども、このオホーツク圏活性化期成会の、これからの動きとしてであります。ご承知のように、石北本線と釧網本線が関係するわけでありまして、それで、実は一緒になって協議をするということが少し難しい内容があります。と言いますのは、石北本線は、ご承知のように、宗谷だとか上川だとか、そっちの方に向かって繋がっている線路であります。それから釧網本線の方は、釧路あるいは根室の方に繋がっている線路であります。したがって、いろいろな協議をする上で、分けなければならぬだろうということから、部会をそれぞれ作りましょうということにしました。したがって、石北線の部会、それから釧網線の部会ということで2つの部会を設けて具体的な議論をその部会でやっていこうというように確認をしたところであります。以上が、これまでの経過と今後の対応ということになるわけですが、先程もちょっと申し上げましたけれども、それぞれの部会の中でやらなければならないことっていうのがあるわけでありまして、

それと同時に、なぜ急がなければならないかということなんであります。実は、JRの方から、先程申し上げましたように、10路線13区間ありましたが、実は、JR北海道の資金繰りが非常に厳しい状況になっているということでもあります。議員もご承知のように、1987年に国鉄民営化になった時に、国の方からJR北海道の方にお金がきているわけですが、これが6,822億円です。この時の金利が、多分7%前後だったと思います。金利がそのように続くと、何とかかんとかやっつけていけるんじゃないかっていうのが国の目算だったと思います。しかし、金利の状況が、ご承知のような状況であります。それと同時に、JR北海道としては、安全に対する投資、それから修繕に対する対応と言いましょか、このことに対して5年間の計画を立てております。この5年間の計画に対して、国の方から1,200億円の支援というのを受けているわけですが、この1,200億円の内訳なんです。無利子の貸付金として900億円、助成金として300億円、これを支援として受けているわけですが、平成31年度以降、この国の支援がなくなるということに加えて、今まで無利子の貸付金を受けてきているわけですが、この返済の時期が重なるというようなことでもありまして、資金繰りが急速に悪化していくというようなお話がJR北海道からあります。そうした意味では、2年間しか、こういう言い方は失礼な言い方かもしれませんが、会社としては、2年しか持たないという判断と言いましょか、そういう状況にあるという説明があります。したがって、この2年間のうちに抜本的な対策を講じなければならないというのが関係する、JR北海道ばかりじゃなくて、それを利用している道民にとっても、そういう状況に置かれるということでもあります。再質問も出てくるでしょうから全部しゃべらない方がいいかもしれませんが、これからどうするんだというようなことを多分聞かれるんだと思います。今の段階としてこうだということぐらいは申し上げられますけれども、先程申し上げましたように、私だけの考えを申し上げてそれでいいというものではありませんので、その辺はご理解いただきたいとい

うふうに思います。ただ、こうした何と言いましょか、今回のJR北海道の提案に対しては、ふるさと銀河線というのを経験してきているわけでありまして。ふるさと銀河線と条件は全く違いますけれども、しかし結果としては、廃線になった、ふるさと銀河線を経験してますから、同じてつを踏むことがないようにしっかりと協議に参加していかなければならないなというふうに思います。それは、北海道の鉄道、ふるさと銀河線ばかりじゃなくて、過去に廃止をされてきたたくさんの歴史もありますから、非常にそういう意味での危機感は、オール北海道として持っているだろうというふうには思っています。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員〔一般質問席〕 概略は、新聞報道でも、町長のご意見でも回答で分かったんですが、一つには、株主が一人っていうか、国がお金出資しているものですから、財務状況の公表が一つもないと、これが一番の難点かなという感じするんですよ。今、町長が言ったように、本当に道民のものにするのなら、株式会社っていうか、国鉄から切り離れた中である程度ものを考えないと、やっぱり国は、さっき言ったように、お金は貸すけども後は知りませんよと、そういう認識があるんでないかと思うんですよ。その辺からきちっとした財務状況を出させて、それからでないと前に進まないのかなという感じしています。

それが一点なんですけども、それと、北海道の関与が非常に薄いのかなと。ただ、ワーキングネットワークチームが報告書の中だけで終わっちゃうのかなと、どうも対応が弱いというような感じを受けております。もっと北海道をよくするのであれば、今、北海道の道路にお金使っているのは、何千億というようなお金を使っています。今の新幹線もそうです。十勝、それから今の石北、丸瀬布の関係も含めたら、おそらく相当な金があると思うんですよ。ですから、同じ公共交通を考えるのであれば、やっぱり道路も国鉄も同じだと思うんですよ。ですから、金の流れを少し考えないと、道路ばかりやっても本当に国鉄はもつんですかね。そのお金の何十億でも国鉄の方に回すことができれば、もっと生きたものになるのかなと感じています。

そこで、全体的な北海道の交通のネットワークを考える上で、もっと大きな視点に立つべきでないかというふうに思います。もちろん、JRの経営者のなっていないのは、はっきり分かりますけども、赤字だからお前ら負担せよっていう、そういう論理ではなくて、やっぱりきちっとしたものを出して、そういうものを公表しない限りは、前に進んでいかないのかなという感じしています。その辺からもJRの大きな財政状況をきちっと出すことがいいのかなというふうに思います。やっぱり道路ができて年寄りが段々増えている北海道では、昨日の道新でもありますように、75歳以上の認知症の人が6倍も増えるだろうと、免許を返納するだろうと。そうすると、道路だけでできて鉄道がなければ、車運転できませんから、何かするにしても国鉄に頼るといことになれば、今、国が掲げている地方創生事業も鉄道なくして解決できないのではないかというふうに思いますし、ますますその不安を抱えている以上、町長が言ったように、早く解決しないと、過疎地においては人口がますます減るのではないかというふうに思われます。もう一回町長の答弁をお願いしたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員の方から、時々国鉄という話が出てきましたけれども、1987年に分割民営化されて、JR北海道が誕生しまして30年になりましたよ、ですから、そういう意味では

分割民営化されたということでもあります。それ自体は、この30年の歴史を考えた時には、やはり間違いではなかったのかもしれませんが。しかし、先程来申し上げているように、JR北海道の経営状況というのは、極めて悪いということが言えるわけであります。しかし、30年前に分割民営化された時に、本州の方、とりわけ東日本だとか、極めて、西日本もそうですけれども、極めて優良企業になっているという状況があります。西日本なんかは、リニューアルカーを走らせようではないかと。その多くの財源は会社で出すんだというような、そういう強い体質が会社自体にもあると思います。しかし、残念ながらJR北海道は、そういう状況には全くないという状況であります。国会議員の先生の中には、かなり前向きに発言していただいている方もいらっしゃいますけれども、しかし、それは必ずしもJR北海道に対して、あるいは、北海道というところの私共に対して、本当に応援団になり得るのかどうかっていったら、これまた分からないことでもあります。

それから、お願いをしなければならぬ国に対してですから、なかなか一方的な思いだけを申し上げるわけにはいかないと思いますけれども、しかし、やはり国にとってと言いましょか、国にはやはり一定程度の責任があるということが間違いのないことだと思います。それは、先程も申し上げた、分割民営化する時に、6,822億円の金を出した。そして今は、国が100%の株主でありますから、そんなことを考えますと、当然ながらその責任はあるんだろうというふうに思います。しかし、責任だけ問うてもしょうがないので、これからどうするのかっていうことだと思います。それで、先程来申し上げておりますように、北海道の中における自治体が関係する期成会なり、あるいは、町村会、市長会なりの組織として、団体としてやらなければならないことがあるはずで。やはり大きく言えば、一つは、JR北海道の経営状況は非常に厳しいわけでありますけれども、廃止ということが前提ではなくて、地域にとって必要な交通手段は何かということ私共としてきちっと議論していく必要があるだろうというふうに思います。そうしなければ、国の機関、いわゆる国土交通省なり、財務省なり、そういう関係機関の人達にとっても、理解はなかなかしにくいらうというふうに思います。国会議員の先生方も、もちろんそうだと思います。

それともう一つは、この旅客のみならず、いろんなこと、例えば、観光におけるアイデアということがもちろん必要なんでありますけれども、観光との絡みを考える必要があるだろうというふうに思いますし、また、物流の問題というのも、北海道的には当然議論しなければならないというふうに思います。それと、議員の方からも少しお話ありましたけれども、この地域づくりといった非常に幅広い観点を忘れちゃいかんと。主張する方もそうですけれども、それを理解する側も、やはり地域づくり、北海道の町としての地域づくりをきちっと議論していく必要があるだろうと。これらを議論して、そして国や北海道の方にぶつけていかなければならぬだろうなというのが私なりの考えでありますし、これは、ある種、期成会なり町村会、市長会なりの考え方にもなるだろうと、このように思っております。

先程来申し上げておりますように、あまりゆったりとした時間はありませんので、できるだけスピーディに言うか、精力的に議論して提案をしていかなければならないという、そうしたことでの協議参加をしていきたいと、そのように思っています。

○佐藤議長 7番。

○8番 小林議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。新聞紙上でも分かっているとおり、九州

JRも今回上場しましたし、東日本も上場してますので、何て言うんですか、そういう経営者の資質っていうか、そういうのも問われるのかなという感じをしています。同じJRの中でも、そうやって特異な体質ではないと思うんですよ。やっぱり経営者の考え方で、九州なんて本当は、上がりようではなかったような気がしているんですが、やっぱり経営者がその基金を活かした中で、上場していくというのは、それだけの能力があったからだと思うんですよ。だから、その辺も含めてきちっと国に訴えるなり、JR北海道がきちっとしたものを持っていかないと駄目なような気がします。その辺は、期成会や町長に期待して今後十分な論議をしながら進めていただきたいというふうに思います。私の質問を終わります。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 特別答弁ないです。ただ一つだけ最後に、やはり利用していただくということがJR北海道にとりましても、それから、関係するオール北海道にとりましても重要なことでありますので、道民が積極的に鉄道を利用するという思いを持っていただくことを願って答弁とさせていただきます。

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から休憩します。

休憩	10時38分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは一般質問を行いたいと思います。

昨年の台風被害における、おけと湖周辺設備の復旧についてということでお伺いしたいと思います。昨年の8月に北海道に被害をもたらした4つの台風、台風7号、それから台風11号、続いて台風9号と、この3つの台風の北海道の上陸によって、また、そのすぐ後にきました台風10号。これは北海道には上陸はしなかったようですが、この4つの台風によって北海道における被害は相当額、またいろいろな施設、そういったものの被害が北海道にあったというふうに聞いております。それはある部分では、観測史上初ですとか、そういうような数字も新聞等で多く報道されているところでもございます。これは、今まで一番大きかったと言われる、昭和56年の56水害というような、そういった被害をも超える、非常に大きな悲惨な災害であり、この置戸町においても、農地ですとか、または河川あるいは道路と、至るところで災害、被害が起こったというふうに今でも記憶しているところでもございます。

そこで、甚大な被害があった置戸町でもありますけれども、今回は、おけと湖周辺の設備の被害ということに限定して質問を行いたいというふうに思います。

昨年の11月に総務常任委員会において、台風における鹿ノ子ダム周辺の被害状況について、担当課より説明をいただきました。その中で、おけと湖周辺の被害は、相当にひどい状況とのことで、道路が寸断されて、鹿ノ子ダム、おけと湖自体にも行けないような状況ということで、写真も見せてい

ただきましたけれども、どのように復旧していくのか。原状回復というふうにしていくのかっていうのが、とても観光という面から見ても危惧されるというような状況であります。また、新年度予算の中でも、平成29年度の予算の中で、復旧に向けた予算というの也被まされておりましたけれども、また、その中で8月ぐらいには道路が復旧するのではないかとというような説明もございました。そんなことも含めて、早急な復旧、または適切な復旧というものが、おけと湖にとっては必要だと思いません。関係機関、開発含め、森林管理署含めて、また、置戸町と3社との関係機関としての連携で物事を進めていくという運びになると思いますけれども、その進捗状況あるいはそれに向けた財源の見込み等も含めて今後の予定をお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 台風被害を受けた、おけと湖周辺設備の復旧についてということですが、昨年8月、たて続けに北海道に上陸した台風によりまして、町内でも、道路あるいは農地、山林等に大きな被害を受けました。中でも、8月17日の台風7号は、常元地区で観測史上最高となる1日の降水量145ミリを観測いたしました。おけと湖周辺においても、度重なる豪雨によりまして、湖の水位がこれまでにないほど上昇しまして、森林体験交流センター下の湖畔広場、一般的にと言いましょか、私共、B地区というふうに言っておりますけれども、このB地区をはじめ多くの箇所で大被害を受けたわけでありまして、その後の被害状況は、以前も報告申し上げておりますし、議員もご承知のことですけれども、まず、森林体験交流センター等に通じる、道道常元中里線では、国有林内の白滝の沢川からの大量の土砂が湖に流れ込みまして、道路の路肩の崩壊あるいは土砂堆積によりまして車両の通行が困難になりまして、現在も通行止めの状態になっているということでありまして、

また、おけと湖上流部のワカサギふ化放流施設ですが、ご承知のように、大量の川の水が築堤を乗り越えまして一部崩壊し、施設の軒下まで冠水したというような状況であります。

鹿の子沢におきましても、土砂崩れ、遊歩道の崩落、倒木の大量発生によりまして、それらについては以後通行止めとしているわけでありまして、

以上が、掻い摘んだ被害状況であります。復旧に向けた関係機関との協議経過と、平成29年度における業務の進め方ということについて若干申し上げたいと思いますが、鹿ノ子ダム周辺の整備ということで申し上げますと、まず道路の復旧が第一になります。道道常元中里線ですが、オホーツク振興局網走建設管理部ということになるわけでありまして、ここから5月着手で8月の末から9月にかけての工事になるんじゃないかという連絡が入っております。

次に、大きな被害を受けたのですが、町有施設のワカサギのふ化放流施設、これにつきましては、建物の設備あるいは備品を含めて、率直に申し上げまして、壊滅的な状況だというふうに言っていると思います。そういうような被害を受けましたので、新年度予算において復旧工事費を計上しておりますけれども、本年度春の孵化作業は中止せざるを得ないということでありまして、その点についてはご理解いただきたいというふうに思います。

また、例年、湖水まつりを行なっております湖畔のB地区の広場については、親水公園と言いましょか、親水施設や遊歩道あるいは四阿、これらについての被害も非常に大きな被害を受けたわけでありまして、このB地区を含めて、ダム周辺施設の多くは北海道開発局で整備をして、平成14年に協

定を交わしているわけではありますが、この協定からいきますと、町が管理または修繕するという協定内容になっておりますので、基本的には町でやらなければならないということでもあります。鹿ノ子ダム管理支所と協議の結果、大規模災害時の例外規定によって、基本的には鹿ノ子ダム管理予算の中でできる限りの復旧を計画するというようなお話をいただいているわけではありますが、これらについてなお関係機関と十分な協議を進めていかなければならないというふうに思います。復旧にあたっては、当然調査等が必要でありますので、29年度以降に持ち越すと言いましょうか、そのように伺っているところであります。

また、鹿の子沢につきましては、昨年、管理委託業者で倒木処理あるいは遊歩道の一部復旧はいたしましたけれども、当面、車両の通行止めは続けざるを得ないだろうというふうに思っております。しかし、国有林内にありますので、網走中部森林管理署に協力をいただき、復旧に向けて協議を進めて、できるだけ早く利用再開ができるようにしていきたいなど、このように思っております。

繰り返しになるわけではありますが、鹿ノ子ダム周辺は、ご承知のように、自然景観を利用しながら大切な観光資源でもありますので、関係機関の協力ももちろんでありますけれども、町としても一日も早く利用できるように復旧に努めていきたいと、このように思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、町長の答弁の中で、財源の見込み等ということで通告していたと思うんですが、財源のことについては、ちょっと触れられなかったのが改めて伺いたいと思っておりますが、今回の4つの台風によって、国では激甚災害ということで指定をしたというふうに思っております。ちょっといろいろ調べてみたんですが、南富良野は激災と、激甚というような指定を受けて、狭いエリアでの被害だと、そういうことでの激甚災害の指定を受けたようでございます。この激甚災害ということに指定になると、もっと広域的なと言いますか、全国的な被害ということで、財源措置というものが普通の災害復旧の財源と別枠であるのかなというふうに思ってお聞きしたところなんですが、その辺り町長まず、そういうものがあるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今回の激甚災害の指定については、どうでしょうか、いろんな要因があったと思います。特に南富良野における状況というのは、私どもテレビで見るとは思いますが、多くはそうだったと思うんですが、私は個人的に、南富良野の町長と親しい間柄でありますので、心配して電話もかけましたし、また状況もいろいろと教えていただきました。率直に私の印象からすると、先程、鹿ノ子ダム周辺のことで壊滅的というような言葉を使いましたけれども、本当に町自体がそのような状況だったということでもあります。放牧している乳牛が孤立をするというような状況も含めて、非常に人の命という問題も当然でありますけれども、家畜の命と言いましょうか、そんなことも差し迫った問題としてあったというふうに思います。そうしたことがいろいろとニュースとして流された、それが東京の方にも通じたんだらうと思います。総理大臣はじめ、関係大臣が現地を視察をしたというのも、そうした背景があったからだらうというふうに思います。そうした中で、激甚災害の指定という部分でありますけれども、簡単に申し上げますと、補助率の上乗せということでもあります。ですから、極めて持ち出しと言いましょうか、負担が少ないというようなことでもあります。しかし、激甚災害に指定をされるというのは、相当な被害状況と言いましょうか、いろんな要因加わって

きますけれども、そうしたことがなければ、なかなか激甚災害に指定になるというのは、難しいだろうというふうに思います。それだけに大きな被害が南富良野を中心として、この度の大雨台風についてはあったということだと思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 南富良野の被害と鹿ノ子ダム周辺の被害を比べて、同じ激甚災害の指定なんだからということで、何とか予算を付けてもらうだとか、その予算をあてにしてということには、安易にっていうか簡単にはならないんだというふうには思います。その辺りも理解はできるんですけども、今、町長の方から、3つのエリアに分けて復旧に向けてということで説明があったと思います。道道の方は、開発局の方で5月着手で8月頃完成と。ワカサギの方は、町がやるということで予算組みをしているというふうにお聞きしました。鹿の子沢の方は、森林管理署が中心になってある程度やっていただいて、町の方でも応援をするというようなことだと思います。また、ダム湖のじゃぶじゃぶ池付近、B地区というところですけども、その辺りも開発との調査を含めて今後進めていくというようなお話でありました。

そこでなんですが、町長、道路のことは町が直す必要もないですし、5月着手ということ言えば、気候のことを考えても、それぐらいの工事の着手ということになるのかなというふうにも思いますけれども、そのワカサギのふ化場の復旧ですけども、今年の予算では、ふ化盆と施設の電気工事ですか、そういったもので150万円。ふ化盆が146万5,000円ですか、そんな予算を見ていると思います。これ前にも質問したことがあると思いますが、議会で朱鞠内湖に視察に行ったことがあります。その中で、ふ化盆でワカサギをふ化させるというのを、シロスキという、そういうやり方だというふうに聞いてますけども、それはふ化率が非常に分かりにくいと。卵から何%の割合でふ化したのかが分からないと、そういったものがあるので、近年では、ビン式ふ化器というものが全国的には主流になってきているんだというようなことを朱鞠内湖で教えていただきました。金額的にいうと、150~160万円の機械だというふうにも、その時に聞きました。そうすれば、これから復旧しようとしている奥の建物、いくらで建てたのか僕は分からないんですけども、あの奥にあれだけの大きな規模の孵化場があるというのは、初めて見た時に本当に驚くぐらいな規模だったものですから、それを今後維持していくというようなことを考えるならば、このビン式のふ化器に交換する方が今後のためにはいいんじゃないかなというふうにも思います。まずそのこと町長いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 基本的には、今の施設を復旧させるという、基本的にはそのように考えております。しかし、今議員の方からいろいろとお話がありましたので、そうしたことを含めて現場の方を少し整理をさせたいと、そのように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 担当課長といろいろ話をして、簡単にはいかないというのも分かってはいるんですけども、今後のことを考えると、そっちの方が便利じゃないかなというようなことで、ワカサギのことは今言いました。

それから、鹿の子沢のことについてですが、それは森林管理署の方で上手くやってくれるということと、あと遊歩道とかは、ある程度復旧はしているねということで安心はしております。ただ、なる

べく早く道路の回復をしていただき、置戸の散策路としては知っている人は知っている、とても良い所ですので、なるべく早く復旧していただきたいというふうに思います。

次に、鹿ノ子ダムのB地区、湖水まつりを毎年やっているところですが、じゃぶじゃぶ池が本当に使えないと。それに流れ込む川もすっかり原形をとどめていないというような、そんな状況だというふうに聞いております。今、今年の湖水まつりは中止もやむを得ないなというようなお話でしたけれども、3社で協議しながら進めていくということになるんだと思いますが、数年前からスポーツフィッシングの会というのが出来まして、あそこで釣り大会をやったり、釣りの講習会を開催したりとかしております。湖水まつりの時も、昨年でしたか、町長来られて、いけすがぼろぼろになっているところの手すりが危ないからといって、町長自ら金槌とのみで支柱を建てたことを今覚えております。

そういうふうなことを考えますと、決してダムをつくった時の、あそこを開発した時の設備と言いますか、施設と言いますか、そういうものが本当に原状復帰することが、今の時代になっていいのかというふうに本当に疑問点って言いますか、クエッションマークが僕の中には残ります。課長にも聞いてみましたが、多分開発局が復旧するとなれば、原状復旧というか、今までの形に戻すんじゃないかというようなことを言うておりました。今の時代に合わせるならば、昔の形、じゃぶじゃぶ池はもういらぬんですね。あそこで遊ぶと言いますか、あその池に入って遊ぶ子どもは、100%もういないと思います。そこに入り込んでいるせせらぎの小川ですか、あそこにも入る子どもはいないと思います。そういったことを考えると、昔の形に戻すということの復旧は必要ないと思います。出来るならば、もう少し自由に出入りできるようなと言いますか、残された自然を満喫できるような自然に戻すような形での復旧というのが一番いいのかなというふうに思います。その辺り町長、いけすのことも含めて、撤去するとか、またそういうことも含めてどのような復旧を望むか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 申し上げるまでもないわけですが、やはり観光資源と言いましょか、観光施設でありますから、どのような施設として提供していくのかということが重要だと思います。作った時は、おそらくというよりも相当ゾーンの設定をするぐらい使われたというふうに思いますし、その期待もまた大きかったと思います。しかし、年数が経ちまして、必ずしもあの施設が利用者の方、また、足を運んでくれる方にとって、新しいものとして映るような状況では、もうなくなってきているということは言えると思います、そうした意味では、また別な復旧の仕方と言いましょか、ある種自然に戻す形もありかなというふうに思います。

それから、釣りをやっていただく、なんて言いましょか、施設についても相当腐食してきているというような状況があります。しかし、ぜひ直して使いたいものだという人もいますし、もういいんじゃないかというような意見もあります。

いずれにしても観光施設というのは、いろんな意見があると思います。それと、一定程度もう役割は果たしたんじゃないだろうかと。だから、新しい展開を考えたらいいんじゃないかというのも、またこういう観光施設の課題になっているものだろうというふうに思います。そうした意味では、観光協会、議員も幹部の一人でありますけれども、観光協会の方々との意見交換もしながらやっていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕　そこでなんですが、町長、激甚災害に指定されたということで、これ広い意味でとらまえて、今休止してますけれども、メモリーハウスですが、今回の災害によって、より以上の被害を受けたというふうに思います。屋根は飛んでますし、もう本当に台風の影響で見ても無残な姿というふうにも感じております。また、提体の下にある、もとのキャンプ場、バンガロー含めてですけれども、あれも酷い状況になっていると思います。これ、本当に広い意味でとらまえて、今回の災害で被害を受けたということにはならないんでしょうかね、町長。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕　木で鼻をくくったような答弁になりますけども、なりません。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕　理解しました。できればなればいいなというような期待を込めて質問したんですが、いろいろ自然に戻すような復旧作業をするにしても、激甚災害に指定されたからといっても、町の持ち出し、あるいは、開発局なり森林管理署なりの持ち出しというものは、発生してくると思います。今年はすぐに復旧というのは難しいのかも知れませんが、とにかく置戸町にとって少ない観光資源の一つというふうに捉えていいと思いますので、出来るだけ早く、また出来るだけ今のニーズに合ったような形にするのがベストかなというふうに思います。冬場だけワカサギ釣りで遊漁料という形で取って、今年の冬も釣り大会を開催したわけですがけれども、やっぱり例年と同じような70名ほどの参加者があって、おけと湖のワカサギは本当に美味しくて毎年来ているんですよというようなことで評判が良いというふうに思っております。夏場は遊漁料取っていないんですけども、本当に自然豊かな、変な言い方ですけども、人工的な構築物がないような本当の釣り場と言いますか、スポーツフィッシングが楽しめるような状況ということにもしなれば、夏場も遊漁料取ってもいいのかなということも思います。以前も遊漁料を回収する費用の方がかかってしまうというようなことで、夏場はってというようなことで止めた経緯も理解してますけれども、先日、道新に出ておりました、高橋知事が北海道に観光税というものを創設しようかというようなことを今考えているというようなことが出ておりました。これ、もし置戸で遊漁料を遊漁税というような形で取って、北海道で初めて釣りをするために税金がかかると、そういうような形で持っていくと、それだけでも、その財源がダムの施設整備にどれだけ寄与できるかというのは分からないですけども、その意気込みと言いますか、置戸町が鹿ノ子ダムの管理に向けて税金を取るんだと、そういうような動きってどうか、そういうことに繋がったらすごく面白いんじゃないかなというようなこと、北海道の観光税の話聞いて思いました。

ちょっと調べてみますと、富士五湖の河口湖では、もう既に遊漁税というものを開始しているそうです。そういう税金の名前が付くと、それだけ利用する方も、また持っている町の人達もダムを身近なものに感じて、愛してと言いますか、そういう意味では大切にして使うんじゃないかなって、そんなことも思いますけれども、町長、北海道の観光税ということについて、もし意見があればお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕　インバウンドって言いましょうか、今、観光客の流れとして北海道が非常に注目

を浴びていると、そういう期待感を持ちながら知事が言われたんだと思います。しかし、そんなに詳しく内容承知していませんので、軽々にコメントは差し控えたいというふうに思いますが、やはり今言われた、遊漁税って言いましょうか、これらも同じでありますけれども、やっぱり額は別にしても、税金ということになりますと、やはりきちっとしたプロセスを踏んで、そしてきちっとした説明をしなければならぬというのが税金だと思います。そうした意味ではどうでしょうか、今言われた、遊漁税のこともそうですけれども、まだまだそういうような状況下に置戸の町はないだろうというふうに思います。むしろそういう税を考えるんだとすれば、私はむしろ置戸の歴史的な背景からしても、それから原状を考えた時も、原状を踏まえて考えることからしても、むしろ森林に対することの方が、文字通り、下流の下手の海にも関係する、まさに命そのものと言ってもいいようなことでありますし、今の森林の状況を見ると、むしろその議論があっていいのかなというふうに思います。国の方でもそういうような動きになりつつあります。今年の11月ないし12月頃には、はっきりすると思いますけれども、森林環境税ってというのが創設されることを私は期待しています。その結果が、やはり水の浄化の問題と言いましょ、綺麗な水を共有できるというような社会がより色濃くつくっていきけるんじゃないかなと、そのように思います。

○佐藤議長 通告外になりますので控えてください。

6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、森林の関係で税金どうのっていう、町長前から言っておられましたけども、実現すれば本当に置戸町のオホーツク管内での役割、そういうものをしっかりとアピールできるというようなことになるのかなというふうに思います。

今回、ダム湖周辺の災害復旧ということで質問いたしました。町長の答弁にあったとおり、河川事務所、開発局ですか、そこと森林管理署、それから、置戸町ということで、今年中には復旧はちょっと、すべての復旧、再利用というのは不可能なのかも知れませんが、知恵を出して来年度以降に完璧な形で利用できるようなふうな形で進めていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○佐藤議長 3番 高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 通行にしたがいまして町長に質問をしたいというふうに思います。

置戸町における新規就農支援の体制についてということでお伺いをしますが、前段に、平成28年産の置戸町の農業の生産実績ということで、昨年は8月に大きな台風が3つもこの地域を襲うというようなことで、非常に生産には苦勞したわけではありますが、最終的には、畑作で14億7,000万円。さらには、個別所得補償合わせて約26億円。それから畜産においては、29億8,338万円ということで、合わせて56億1,200万円の生産がございました。過去、最高であります。いまだかつて56億円という数字は見たことがありませんので、非常にいい成績が伸ばせたなというふうに思っております。決して農業情勢は悪いわけではないというふうに理解をしておりますので、今後の新規就農に期待をしたいなというふうに思います。

そこで、平成29年の置戸町の農家戸数は、100戸を切るような状況になりました。今後においてもさらに減少することが予想されます。置戸町における新規就農の状況につきましては、常盤地区に1戸、それから拓実地区に1戸であります。さらに、2年後の就農を目指して1戸の方が現在研修

中であります。これらいずれも酪農であり、畑作の新規就農はありません。置戸町の農家の現在の状況は、28年末において93戸であります。平均年齢が52.8歳。後継者のいる農家が28戸であります。酪農においては、54.2歳。後継者が50戸のうち、17戸であります。それから畑作については43戸のうち、後継者が11戸であります。65戸の農家が後継者のいない状況にあります。しかも60歳以上の農家が18戸ということになっております。

置戸町が抱える問題に対して議会では、昨年10月に北海道農業公社を訪れ、新規就農の状況について研修をしましてまいりました。北海道における平成27年度の離農者は、1,000戸を超えており、全道で。それに対して、新規就農者は、589戸であります。そのうち、新規参入者と言われる人たちは168戸でありまして、全体の充足率47%というふうになっております。28年度の就農相談者の希望作物ごとの割合は、酪農が13.5%。畑作では、7.8%ということで、この数字を割り返していくと、北海道において畑作就農者は、13戸ということになります。JAと町と育成センター、地域が一丸となり、新規就農に対する支援体制が必要と考えております。昨年、営農がスタートしました、勝山グリーンファームにおいては、新規就農希望者の受け皿としての役割を担っているとされておりますが、現在の法人の構成から見ても、新規就農を受け入れて送り出せる体制にはまだまだなっておりません。

そこで、本年1月6日の道新に、深川市において、農業法人設立の記事がございました。北空知農協と深川市による第三セクター方式による深川未来ファームを設立いたしました。この法人は、新規就農希望者を社員として雇い、安定した身分で栽培技術を習得し、将来の就農に向けて結び付けるのが狙いでありまして。畑作、野菜の取り組みは、酪農地帯以外では非常に珍しいというふうに思われます。振興公社が受け入れている農業研修生6人を社員として採用し、入社から4年程度で独立できるように支援し、毎年2人程度の新規採用を予定しております。深川市の50歳以上の農家の割合が6割、深川市の50歳以上の農家の6割が後継者のいない状況で、公社を通じて多くの人が農業に挑戦できるよう、そういう機会を作りたいというふうになっております。置戸も同じ状況であります。勝山グリーンファームから就農を目指す、見出すことももちろんであります。農協と行政と担い手センター、地域が連携をとり、新規就農はもちろんですが、様々な形で地域農業を支援できる体制づくり、第三セクターを検討してはいかがでしょうか。仮称であります。置戸町農業振興公社として、機能としては農地銀行、人材銀行、そして機械銀行といった機能を持ちながら担い手の育成事業、農地の流動化対策、農業生産法人の育成、農業施設機械管理事業、育成のための農場運営等、様々な事業により未来の農業者を育成していくような組織づくりについて考えてはいかがでしょうか。町長のお考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 規就農支援の体制づくりについてということですが、議員からいろいろお話がありました。昨年の置戸町の農業総生産額、JAきたみらいの集計でありますけれども、これまで最高の56億円を超えるというふうにお聞きしております。この1年間、生産に従事された農業者、並びに関係者の皆様に、その努力に対しまして本当に心から敬意と感謝を申し上げたいと、このように思います。現状でありますけれども、町内全体で93戸が認定農業者として生産活動を行っております。また近年、経営移譲が進んでいるものの、経営者の平均年齢は52.8歳、うち60歳を超え

て経営されている方は、3分の1の30戸程になります。自分の代で経営を閉じるとの意向を持つ農業者もいるというふうに聞いておりますので、今のままでは益々減少するというふうに予想します。

これらの課題解決は容易ではありませんけれども、一つとして、平成14年に、新規就農者支援育成条例を管内でもいち早く制定をいたしました。率直に申し上げまして、私の夢の一つでもありました。議員からもご紹介いただきましたけれども、2戸の新規就農者が誕生しましたし、経営の内容も本当にお二人とも努力をしていただいて順調だというふうに聞いております。また、本年1月には若い夫婦1組が新規就農を目指して研修に入っているというような状況であります。

しかし、これらにあたって、この新規就農を目指している1戸も含めてであります、3戸が誕生しようとしているわけではありますが、これらには、やはりJAだとか農業委員会だとか、その他の関係機関、やはり連携してやってくれたから実現したんだというふうに私は思っております。しかしながら、いずれもご紹介ありましたように酪農でありまして、畑作の新規就農は実現しておりません。理由は様々考えられますが、どうでしょうか、毎月この売上げが計算できるといいんだと思いますが、そういう酪農家と1年スパンで経営収支を計画あるいは精算される畑作では、新規就農しての経営の仕方におのずと違いが出てくるんじゃないのかなというふうに思います。

さらに、畑作は冬季間の営農や研修ができないというような面があります。北海道特有の課題でもあります。また、畑作において就農して経営をするためには、ある程度の経営面積が当然必要なわけでもありますけれども、畑作3品を中心に経営計画を立てるなら、やはり20~30ヘクタールの、最低でもそれぐらいの土地が必要となってくるであろうというふうに思います。したがって、そうしたことも含めてでありますけれども、投資額というのも相当なものになるだろうというふうに思います。

これまでの離農畑地は、農業委員さんのご尽力をいただいて、農業者皆さんのご努力もありまして、農地の賃貸あるいは売買によって農業生産が継続されておりました、現在まで大きな耕作放棄地と言いましょうか、こういうものが発生していないというような状況かと思っております。しかし、先程の畑作、酪農問わず、経営者の年齢あるいは後継者の有無ということを考慮すれば、規模拡大の限界ということも相まって、遠くない将来に担い手不足は深刻化していくんじゃないかというふうに認識をしているところであります。それは、法人化により経営の合理化あるいは機械化、集約化を図っても同じように労働力の確保ということが大きな課題になってくるんだろうというふうにも思います。

新規就農支援を推進するために、募集から、あるいは研修の充実、就農に向けた条件整備、こうした様々な課題があると思っております。道内でもそれら充実を図って、新規就農希望者を多く受け入れを行っている市町村もありますが、就農希望者が研修期間中に断念をしてしまう、また就農しても続かないという事例も少なからずあるというふうに伺っております。

議員の方からもいろいろお話がありました、深川の農業法人設立のお話もありました。新聞記事でしか承知していないんですが、新聞記事を私なりに組織図作ってみましたけれども、組織的には、なるほどなというふうに思いますのと、この市の第三セクターであります振興公社、ここがやはり主導権と言いましょうか、リードしているということだと思っております。それも深川市という行政がそれをきちっと支えていくというものが伺える、私なりに伺えるという感じがいたします。しかし、どうしても大きく関わらなければならないというのが、この北空知農協だと思っております。農協も町と同じように、詳しくちょっと分かりませんが、市と同じように支援をするというような体制を考えているよ

うでありますし、また就農にあたってのいろんな研修だとか、あるいは、栽培して出来た農産物を集出荷と言いましょか、そこから上がってきた収益を上手に活用しているというか、そんなことも紹介されておまして、そういう意味では、農協の関わり方っていうのが非常に重要になってくるだろうというふうに思います。決して行政が一步下がるという意味じゃなくて、やはり農協の関わり方っていうのが非常に大きいんじゃないかなというふうに思います。率直に申し上げまして、考え方として議員と私との認識の違いというのは、ほとんどないというふうに思っておりますが、新規就農対策は、申し上げるまでもありませんけれども、経済的な支援を充実すればそれでいいというものでもありませんし、解決されたというものではないというふうに思います。本町において新規就農された2軒の方もそうでありますけれども、町の厚い支援策があったとはいえ、やはり本人あるいは家族の経営意欲だとか、また努力というものもさることながら、やはり地域の受け入れ体制、そして農協の経営指導なり資金対策、また技術的なこと言えば、やはり普及センターの支援、それから農業委員会の農地の集約斡旋等多くの関係者あるいは関係機関のお力添えがなければ、やはり就農には結びついていかないだろうというふうに思います。それだけに、特に畑作の就農ということで考えますと、今申し上げた人たち、関係機関が本当に本腰入れてやらなければ実現はしないだろうというふうに思います。

第三セクター方式による新規就農の支援体制整備についてご提案をいただきましたけれども、実現するためには、今申し上げたように、多くのハードルがあるだろうというふうに思います。関係機関の合意あるいは指導者の確保だとか農地だとか機械のストック機能と言いましょか、そんなことも必要であるだろうというふうに思いますし、また他の制度を活用した資金対策、これらも充分検討する必要があるだろうというふうに思います。

近年特にそうなのでありますが、本町では高齢化あるいは人員不足を理由に各種の組織で規模縮小だとか、あるいは、休止を検討するというようなお話もいろいろ伺うことがあります。農業分野では、雄勝のフィードサービス、それからお話がありました、勝山のグリーンファーム、そしてこれも酪農でありますけれども、ディリーサポートオケト、これらの時代にあった新しいと言いましょか、そう新しくもないかも知れませんが、地区としては、そういう新たな計画を基にして設立されたという組織もございます。議員もご承知でありますけれども、そうした組織もあります。新規就農確保のための第三セクターの設立は、一つの方策であるというふうには認識しております。しかし、現状では情報収集あるいは制度の条件整備などといった点も、先程来申し上げているように多々ありますので、この場で設立の方向で検討するというふうには言い難いわけではありますが、今後、本町の基幹産業である農業であることは間違いありませんので、持続的発展が図られるようなことでの努力はしていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 3番議員。

○3番 高谷議員 再質問がありますので休憩をお願いします。

○佐藤議長 間もなく、置戸中学校リコーダー部の演奏時間となりますので、ここで質問を一時中止いたします。

しばらく休憩とします。議会は、午後1時10分から再開します。

休憩 11時58分

再開 13時10分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番 高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 ちょっと昼休みを挟んだものですから、どういう答弁だったか半分ぐらい忘れまして。第三セクター方式の農業公社ということなんですが、基本的には、ちょっと難しいかなと。特に、畑作の関係についての支援というのは、非常に難しいというふうに思うところは理解しております。この近隣では、美幌町でもそういう支援の組織がありましたけれども、結果的に稼働できていないというような状況だと思います。特に、畑作の部分は、そういうことなんだろうというふうに思います。もちろん、行政だけでも、農協だけでも出来ないことですし、地域を挙げて全体でしっかり取り組んでいかなければ成り立たないという状況は、よく理解しているんですが、なかなか畑作の部分については、言われたように、1年間をスパンとして考えなければならないですし、ましてや昨年のようなああいふ災害が発生したり、そういうこともありますので、相当な技術に対する習得と、それから資金面も必要になってくるというふうに思います。そういうことで、特に畑作の関係については、難しいなというふうに思います。きたみらい農協でも、実は、新規就農に向けた人材確保の対策というのを今回示しておりますけども、これも酪農に対する支援ということでもありますので、なかなか畑作については、これからどういう施策が打ち出されてくるのか分からないんですけども、第三セクター方式というのは、単に新規就農だけを支援するそういう方策ではなくて、あらゆる部分で言う、さっき言った人材銀行、それから農地の流動化もあり、それから法人に対する援助なり、そういうことを含めて、その一部に新規就農も含めて人材育成の組織というものを作っていったらどうかということでありまして、これらについて、さらに置戸だけではなくて、今あるきたみらいのあれでいくと、行政でいくと、北見市も訓子府町もありますし、農協を言えば、常呂農協もありますので、そういうこと連携を取りながら再度そういうところとの協議というものが必要だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 それでは、お答えしたいと思いますが、一つの方法として今議員がおっしゃられた方法もないわけではないというふうに思います。ただ、私ども行政を預かる立場というのは、なかなか微妙なものでして、訓子府、北見、地理的なことと言えば、常呂の方もあると。行政の私共の立場からすると、やっぱり自分のとこの町の主張をするんですよね。これ農協組織もそうなのかも知れませんが、どうしてもそういう主張をするわけですよ。ですから、なかなか上手いかないんじゃないかなという、前に進まないんじゃないかなという感じがするんですね。仮に、それをやるとすれば、農協が主導的な立場になって行政を引き込んでいくというか、そういうものでないと今のような広い範囲の中での議論というのは、なかなか難しいんじゃないかと。

私も先程来、議員にいろいろお話申し上げましたけれども、やっぱり置戸の農業をどうするかなん

ですよ。農家戸数も少なからず減ってきているという状況の中で、何とか歯止めをかけたいと。うちの農業第一なんですよ。最近の先進国の首脳と言われる人たちも、自国優先と言いましょか、そういうような話を盛んにするんですけれども、少なくとも農業の問題で言えば、そういうふうにならざるを得ないというか、その辺は議員も理解していただけるんだらうなというふうに思います。ただ、大きな意味で、この農業あるいは農業が抱えている課題というものを考えた時に、仮に、後継者の問題だとか新規就農を何とかしなきゃならないんじゃないかっていう議論になると、私はどちらかと言うと、この問題だけに限って言えば、農協が少し主導的な立場になってくれる方が前には進むんじゃないのかなと、そんな感じがいたします。ちょっと感想程度になってしまいましたけども、そう思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 私も置戸に住んで置戸の農業をやっている、広域的な農協の組織の一員でありながら、我が町の置戸の農家のことを最優先で考えてしまうというのは、仕方ないことかなというふうに思うんですけども、93戸というのは、勝山グリーンファームの構成メンバーが13人いますから、実質は100人くらい農家と言われる人はいるんですけども、これとてさっき言いましたように、60歳を超えた人がかなりいる状況の中で、早急に対策を打っていかないとどうにもならないなというふうに思います。町長言われるように、広域農協と言われる農協組織で、単に8つのもとの農協の中の、いち置戸だけを考えて物事を考えないで、きたみらい全体が同じ問題でという、非常に置戸辺りは1戸当たりの経営面積も平均すると、40町を超えて44～5町あります。畑作も決して30町というのは、そんな大きな、中には70町近く持って個人でやっている人もいますから、そういう意味では飽和状態にきているわけですよ。だけど、訓子府あるいは、そういう地域がまだまだ農地が足りないような状況の中で営農をやっているところもありますから、その全体をバランスとって農協考えているんだというふうに思いますけれども、少なくとも少し農協に働きかけて、そういう組織作りなりをやっけていかないと、もう立ち行かなくなってくるぞというふうに思います。

冒頭申し上げましたように、置戸も去年は56億円の生産がありましたし、畑作だって実は25億円、26億円ぐらいの水揚げあるわけですよ。そうすると、もう1戸が平均の4,000万円、5,000万円近い所得持ちながらやっているというのは、もうぎりぎりのところまできていると。これ以上持つと、さらに反当たりの反収単価下がってくるということになりますから、生産するコストはそう変わらないから、結局、今これ以上、さらに農家戸数が増えてくると、遊休地なり、そういうところに結び付いていく生産不利なところは、やっぱり放棄されて雑草や樹木が生えるようなそういう環境になってきちゃうというふうに思います。特に、置戸でも奥の方に行くと、ここはもと麦も作っていたしということが、今はもう柳が生えたり、シラカバが生えたりって、そういう状況になってくる地域なものですから、これは何とかしなきゃならんということで、私も農協では、農協に対してはそういう面で発信していきますし、ある意味では行政からもそういう発信をしていってはどうかなというふうに思います。一つの手段として、第三セクター方式でこういう公社をつくってというのは、北海道の中でも酪農地帯は特にあるんですけども、畑作というのはなかなか取り組むのが難しいこともあって難しいんですけども、ぜひそこは何とか乗り越えて、あらゆる面からそういう離農なり、あるいは、農家戸数を減らす、減っていくという状況に歯止めをかける政策を考えていただきたいと

いうふうに思いますけれども、何かあればお願いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 お話がありましたように、ここ2年ほど農業、畜産全て含めてですけれども、非常にいい年を2年ほど迎えました。実績もそのように上がったと思います。しかし、この先ということになりますと、全く不透明と言ってもいいかも知れません。と言うことは、日本の中だけで、あるいは、北海道の中だけで農業という問題が考えられるような状況ではないというふうに思います。やはり国際化の時代と言われますけれども、国際社会の中における農業というものだというふうに思います。そんなことを考えますと、これからWTOからFTAの方に移行していると言えばそれまでの話ですけれども、やっぱり一番懸念材料としてあるのは、アメリカとの関係だと思えます。ここを上手に乗り切らないと、やはり北海道農業そのものが大変だろうというふうに考えざるを得ないと思えます。

しかし、ここ2年ほどいい状況続いていますから、これをやはり次の29年度の生産に結び付けられるようなことを考えていかなければなりませんし、先に向かっては、やはり議員からお話があったように、やはり課題解決というのは、やはりこれからもあるわけですし、そのことをやはり農業者総体が、あるいは、第1次産業の農業を基幹産業としている地域全体が、そういうやはり危機意識というか将来に向けては非常に心配なものがあるんだという意識の中で、いろんなことを協議していくと言いましょうか、そんなことが必要なんだろうなというふうに思います。これだけ積雪寒冷の地域とは言え、いわゆる換金作物みたいなのが可能だっていう状況に農業情勢になれば、そうしたものに新しい一歩を踏み出すっていうことも新規就農の部分では、あり得るのかも知れませんが、現実には、なかなか難しい状況だと思うんです。

そんなことを考えますと、ある種簡単な解決策が見出せるような課題ではありませんけれども、やはりいつもそういう課題を念頭に置きながら地域全体が協議していく、考えていく、そういう必要性があるんだろうなというふうに思っております。置戸農業もそういう意味では、間違いのないことできているというふうには思いますけれども、やはり関係する機関も含めてでありますけれども、一緒になって議論をしていく、先に向かって展望が開けるような議論をしていく必要があるだろうと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 今後に向けて、そういう対策を少しずついろいろ探り出してやっていていただきたいなというふうに思います。ここきたみらいが合併して12年ぐらい経つんですが、非常に玉葱を含めていい状況が続いているということは、ある意味では、新規で参入してくる、そういういい条件の時だというふうに思いますし、そういう対策を取って、いい状況でありながら農家戸数はどんどん減っていているというのも、これまたはっきりした事実なものですから、その辺はしっかり考えながら、これからの対策に繋いでいていただきたいというふうに思います。以上で、私の質問を終わります。

○佐藤議長 2番 澁谷恒壹議員。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは、通告にしたがいまして私の方から町長へ質問をしたいと思えます。

秋田県湯沢市との交流についてということですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域文化の振興の中で、置戸入植者のふるさと交流、また、ふるさと交流総合ツアーの実施とありますが、当然、秋田県湯沢市と秋田地区の関係も該当するものと思っておりますが、先の地域懇談会や議会等で、町長は、東京都江東区との連携として、人、物の交流をオホーツク管内18市町村として進めていくということですが、既に、本町に職員が数名事前研修的なことで来町しており、今後の交流に大きな期待をしているところであります。

今後の交流に大きな期待をするところですが、そこで秋田地区と秋田県湯沢市、そして横手市は、ご承知のとおり、先人のふるさとであり、湯沢市とはお互い、秋田地区入地100年を契機に、いろいろな形で交流が続いております。今日まで置戸町には、市長、副市長の表敬訪問があり、市会議員の行政視察として、図書館、森林工芸館を訪れ、夏まつり前夜祭と本まつりの人間ばん馬観戦をして来町しております。物の交流ということでは、湯沢市の道の駅社長、支配人等が訪れ、農協との連携を取り付け、今も年に数回置戸物産フェアを開催していただいているところであります。昨年6月、仲間数名で湯沢市を2年ぶりに訪れ、道の駅では全国的に有名なイベントである、小町祭りを見てまいりました。また、羽後町では、国指定の重要無形民俗文化財の西馬音内盆踊りと施設を拝見し、再会を温かく迎えていただき感謝をしているところであります。また、帰路の途中、横手市役所にも立ち寄り、副市長を訪問してまいりました。その後、仲間が地域の人たちで協力出来ることとして、昨年8月、地域の盆踊り大会の会場と、10月には、置戸魚菜市場の理解と協力を得て、市場の一部を開放していただき、魚菜まつりで、湯沢市道の駅物産フェアとして開催いたしました。成果としては、物珍しさもあり大変好評を得、今後も仲間を募り数回継続していこうと検討しており、この交流に関することを先般、地区住民協議会3役とお互い情報交換し、進めていくことの話合いをしております。地域の有志数名は、地域はもとより町全体の活性化に繋がる広がりが出てくるよう、検討を重ねているところでございます。

また、昨年9月に、湯沢市の社会福祉法人借行塾役員3名が、隣町の社会福祉施設の視察の折、置戸町の福祉施設、特養、老人ホーム、たちつてとの木の実食堂等も視察し、置戸町を表敬訪問しております。

その後、置戸町の台風被害に対して、社会福祉法人借行塾がお見舞いとしての善意は、承知のとおりであります。このような繋がりは、まさに交流ではないでしょうか。今まで、いろいろと行政の協力を得ておりますが、地域といたしましては、置戸町との交流に進んでいくよう望んでおります。また、湯沢市とは、人口・財政など規模の違いがあり、難しいかもしれませんが、湯沢市と置戸町の交流に発展していくような検討をお願いするところであり、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 秋田県湯沢市との交流についてということですが、秋田地区が非常に一生懸命湯沢市との関係について大切にしながら、より関係を強くしていこうという姿勢については、心から敬意を表したいというふうに思いますし、そのことがベースになってくるんだろうなというふうに思っております。

多少、今までの経緯について振り返りたいというふうに思いますが、秋田地区は、明治44年に秋田県雄物川周辺から入植され、100年を迎えた平成22年に、入地100周年事業が地域を挙げて

盛大に開催され、先人に感謝すると同時に、今後の地域の振興発展を誓ったと、そのように承知をしているわけであります。

入植当時の様子あるいは歴史の一端については、一昨年の開町100周年記念の町民構成劇でも披露していただきまして、多くの町民の心に響いたというふうに思いますし、しっかりと記憶にも残ったのではないだろうか、このように思っております。現在の秋田地区があるのも、この開拓の鋤を入れた先人の並々ならぬ努力というか、そんなことがあってのことだろうというふうに思っております。また、秋田県南部雄物川周辺と、この置戸の秋田地区との関係性については、平成23年5月に秋田さきがけ新報の、特別企画の時代を語る置戸町秋田の人々ということで、20回にわたって連載された記事を見せていただきました。秋田県での反響も大変大きかったというふうに聞いております。

このようなことが契機ともなりまして、平成24年以降、湯沢市の市長さん、あるいは、副市長さんの地域訪問、私のところにも来ていただきましたけれども、そうした訪問や、また市議会議員の行政視察が相まって、地域での交流が深まってきたように思います。また、秋田民謡小田島会一行が、置戸夏まつりの前夜祭で秋田民謡の披露があったことは、まだ記憶にも新しいことであります。また、平成26年10月には、湯沢市での置戸フェアあるいは秋田県横手市における、ここを会場にして開催されました国民文化祭の祭典アトラクションに、ふるさと秋田の歴史と伝統の継承というような題目で、秋田音頭愛好会が秋田音頭の踊りを披露して、翌日の地元新聞に、会場内は里帰りをした身内を迎える気分で、この日一番の優しくて温かい拍手だったと、こんな大きな記事が紹介されたというふうにも聞いております。

このように、置戸フェアだとか国民文化祭の特別出演で、秋田地区の10数名の方がふるさと訪問と言うべき、祖先の出身地を訪問できたことは大変意義深いものだなというふうに思っております。また、翌年の1月には、その報告会が秋田地区で開催されたというふうに聞いております。その後もご紹介ありましたように、物産関係を中心に交流が続いていることを大変嬉しく思っております。

そこで、今後の地域交流についてであります。湯沢市とは、明治43年の雄物川の大水害に遡る、歴史的な繋がり、そして秋田地区の生い立ちを認識し、地域間の繋がりを大切にする意識を湯沢市と秋田地区と共有すべきだというふうに思います。集団での入植がなければ、おそらく現在の地域の発展というのはなかったというふうに思います。そういう意味では、祖先を尊び、先輩に感謝しながら地域がまとまり、ふるさと交流的な付き合いが大切ではないでしょうか。行政として考えるなら、災害と関連し、東京多摩市と締結しております、災害時における相互応援に関する協定の締結は、湯沢市との関係でも、まず第一歩ということでは成り立つものかなというふうに考えます。

全国的に人口減少あるいは高齢化が進んでいる中で、地方、都市ともに福祉対策等に苦慮している状況は同じであります。都市から離れ、地方での生活を選択するケースも多い中で、環境や人間愛あるいは絆など地方の利点は大きく、そこを売りとして交流を深めることも地域振興の視点では大切であるというふうに思います。このような視点も含めて、湯沢市はじめ本町と関係する地域との連携や交流は意義深いものというふうに考えておりますし、すぐには姉妹都市とはいかないまでも、出来るところから関係を深めていく、信頼関係を積み重ねていくということだろうというふうに思います。

秋田地区での活動もぜひ、秋田の中では報告会というような形でやられたようでありましてけれども、町民憲章推進大会等での地域活動の一つとして、湯沢市訪問の成果発表ということになりましょ

そんなことを町民憲章推進大会等の中で披露してはいかがでしょうというのが私の思いでもあります。行政としてお手伝いすることがあれば、協力は惜しみませんので言っていただきたいなど、そのように思います。今日まで積み重ねてきた交流というのが、やはり根元にあるのは、明治43年の大水害が一つのきっかけではありますけれども、やはり秋田地区に移って来られた人が秋田県の湯沢市はじめとして、それぞれふるさと違うかも知れませんが、地域に対する思い出がずっとあったから今日に繋がったんだろうというふうに思います。そういう意味では、やはりこの関係は大切にしたいというふうに思いますし、それがさらに発展していくことを心から願っているところであります。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、大変町長の方から先に向けて我々地域としても明るくなっていくようなそんな感じの話にも聞こえますし、協力を惜しまないということでございますので、我々もやはり全町的な広まりを期待しておりますし、そのためにはいろいろな協力の仕方があるであろうと、常にそういう心がけておりますので、そういうことで今後とも協力のほどをお願いしたいなと思っております。

確かに、姉妹提携とかそういった部分までは大変難しいのかも知れませんが、先程初めて聞いたわけですが、災害協定的な、多摩市と同じような関係で連携を取っていくことも考えているということでございますので、いろいろな事柄からでもいいですから、そういう繋がりが今後必要かなと、そう思っております。そのためには、何よりも地域がその関係を絶やさない、そういった責任というか義務もあるような気もいたしますし、当然、今後それに向けて地域こそってそういった態勢を作らなきゃならないと。

それと、先程町民憲章の中で、地域活動の実績発表的な話のことがありましたけれども、それとて地域として、地域が住民協議会中心に検討していかなければならない、そう思っております。そういったことを地域全体で検討することによって、また意識が高まっていくのかなと。それによって行政も動きやすくなっていくのかなと、そういうふうに私自身も考えておりますので、そのような方向で、すぐになるかどうか分かりませんが、今、町長が申されたことを十分意識しながら、今後の活動に向けていきたいなと、そう思っておりますので今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それで、私自身これらを機に、これからは勝山温泉のオープンということもございまして、その部分でも若干考えていただければなということを考えておりますので、最後に私の方から、検討していただきたいということも含めまして、これ私自身の、あるいは、我々仲間の夢のような話かも知れませんが、現実的な話として受け止めてほしいなと思っております。

勝山温泉のオープン後、売店の一部には、秋田県あるいは湯沢市あるいは横手市等の物産も試験的に取り入れることも可能ではないでしょうか。また、総合交流ということでは、湯沢市雄勝道の駅に、置戸の特産あるいはきたみらい農協の物産を置いていただく、そんな方向へと微力ながら夢を描いております。特に、ゆうゆについては、そこに足を運んでいただけるような工夫が必要と考えますので、参考にさせていただきたいと思っておりますし、今出来る事柄があるような気もいたします。継続は力なりと言いますので、その辺りも考慮した進め方を検討していくべきと考えますので、勝山温泉ゆうゆの中で検討していただくことを期待し、私の質問を終わりたいと思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 町民憲章推進大会の時に湯沢市との関係について、成果を披露したらどうかというのは、全く私の個人的な意見であります。しかし、町民憲章の実行委員会の方にお話すれば、十分そういう時間は作っていただけるんじゃないかなというふうに思います。もちろん、秋田地区と秋田県の湯沢市との関係でありますけれども、願わくばもう少し広くなればいいなというふうに考えます。それで一つの方法として、憲章大会の時にそういうような披露の場を設けたらどうかというような提案です。

それからもう一つは、ゆうゆの売店で湯沢市の物産、秋田県の物産をというお話でありますけれども、私は大いにやったらいいんじゃないかというふうに思います。ただ、私そのゆうゆの社長ではありませんので、一社員ではありますけれども社長ではありませんので、権限のあるというか、そういう立場の人にそういうお話があったと、ぜひ前向きに検討してもらえないだろうかということも私の方から申し上げたいというふうに思います。それは、秋田県湯沢市だけのものじゃなくて、他の部分も含めてということでの検討はしてもらおうというふうに私の方からもお話ししたいと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。今、町長の方から、いろいろ先に向けて検討していただけるというようなことも含めまして、経営者でないんでということでのゆうゆの関係なんですが、あくまでも参考と言いますか、助言という立場で情報を流していただきたいなと、そう思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日3月13日は、置戸町議会会議規則第9条第2号の規定により議会を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認め、明日3月13日は休会とすることに決定しました。

なお、次の議会は、3月14日に行うこととし定刻に開会します。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 13時49分

平成29年第4回置戸町議会定例会（第5号）

平成29年3月14日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 議案第 7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 3 議案第 8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第 9号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第10号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第 9 同意第 2号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 報告第 2号 平成27年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告
について
- 日程第12 報告第 3号 定期監査の結果報告について
- 日程第13 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第14 議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第20 議案第19号 町道の認定について
- 日程第21 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算
- 日程第22 議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第 3 議案第 8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第 9号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第10号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 7 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第 9 同意第 2号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第11 報告第 2号 平成27年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告
について
- 日程第12 報告第 3号 定期監査の結果報告について
- 日程第13 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第14 議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第20 議案第19号 町道の認定について
- 日程第21 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算

○出席議員(10名)

1番	前田 篤	議員	2番	澁谷 恒 壹	議員
3番	高谷 勲	議員	4番	佐藤 勇 治	議員
5番	阿部 光 久	議員	6番	岩藤 孝 一	議員
7番	小林 満	議員	8番	石井 伸 二	議員
9番	嘉藤 均	議員	10番	佐藤 純 一	議員

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上 久 男	副町長	和田 薫
会計管理者	鎌田 満	町づくり企画課長	栗生 貞 幸

総務課長 菅野博敏
 町民生活課長 鈴木伸哉
 施設整備課長 大戸基史
 施設整備課技監 高橋一史
 町づくり企画課財政係長 小島敦志

総務課参与 東 誠
 産業振興課長 深川正美
 地域福祉センター所長 須貝智晴
 総務係長 芳賀真由美

〈教育委員会部局〉

教育長 平野毅
 社会教育課長 蓑島賢治
 図書館長 今西輝代教

学校教育課長 坂森誠二
 森林工芸館長 五十嵐勝昭

〈農業委員会部局〉

事務局長 深川正美

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野博敏(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 田中英規
 臨時事務職員 中田美紀

議事係表 祐太郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、4番 佐藤勇治議員及び5番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から

◎日程第 7 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)まで

————— 6件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から日程第7 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの6件を一括議題とします。

10日に引き続き議案の質疑を続けます。

〈議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)〉

○佐藤議長 議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、事項別明細書(第9号)。28ページ、29ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。3款民生費、2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

30ページ、31ページ。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 項清掃費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

32 ページ、33 ページ。

6 款農林水産業費、1 項農業費。

質疑はありませんか。

4 番。

○4 番 佐藤議員 33 ページの一番下段の、交流促進センター改修に要する経費の中で、大よそ5億5,000万円ぐらいの工事費だったんですけど、これの請負残が出てませんので、多分追加工事が何かで発注したんだと思うんですが、その金額ですね、おおよそいくらの追加工事だったのかと、それから主な工事ですね、細かい点はいいいんですけど、その主な工事がどういうことだったのか教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 ゆうゆの交流促進センター大規模改修工事ということで予算残あったんですけども、改修工事間際に屋根からの水が軒天内に浸入することが判明いたしまして、その2工事ということで、453万6,000円で随意契約いたしまして、3月1日から3月24日の予定で今工事している最中です。内容につきましては、軒先から2.5メートル、延長にして49.7メートルを主に浴室の上の方になるんですけども、その124平方メートルをアクリルウレタン防水処理をすることによって、軒天内部の雨水等の浸入を防ぐような施工とするようになりました。そのことによりまして、請負残額につきましては、74万4,000円残となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

34 ページ、35 ページ。

2 項林業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

36 ページ、37 ページ。

7 款商工費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

38 ページ、39 ページ。

8 款土木費、1 項土木管理費、2 項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

40ページ、41ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 地方道改修事業に要する経費というところで、当初100メートルの予定だったというふうに思うんですが、なぜこれ75メートルになったのか教えていただきたいんです。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 当初は、100メートルという形で予算計上いたしました。現場入ってみましたところ、かなり路肩の方が下がっている、法って言うんですか、谷側って言うんでしょうか、谷側の方がかなり路肩が下がっておりまして、その線形をっていうか路肩を上げるっていう、横断勾配を正規に取りますと、ちょっと想像していたよりアスファルト路盤材等食い込みまして、結果75メートルというふうになっております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 13節の委託料の関係で、福祉センターの裏の通りのところで、農協との交差点ありますよね。あそこに交差点のところに、歩道っていうか道路に停車線がないと。看板だけが立っているんですが、大分前から言っているんですけど、どうなっているのかお聞きします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 一旦停止の看板がないということでもよろしいですか。一停の白線がないということでもよろしいですか。一停の白線もですね、町では引けなくて、公安委員会の管理区分になります。ですから、一旦停止の看板と白線というのは付き物でして、あの部分につきましては、町と警察と協議いたしまして、町の方はあの道路できる時から、なるべくそこは一旦停止付けるようにお願いしているんですけども、なかなか予算措置されていないというような状況になっております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 私が言ってからもう1年近くなるんですけどね、看板だけでは止まることができないのかなという感じするんですよ。やっぱり道路に白線がないと止まれないので、町道ですから早く公安委員会と協議して、一日も早く付けるのが本当でないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 その件につきましては、うちの方も警察の方に、今回まちなか通り線ですか、あっちの道路を付ける時にも、公安の方と協議をしております、再度その部分についても公安の方には要請をしている次第です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 流雪溝の維持管理に要する経費の中で、去年ですか、降雪が非常に早くて、それで町の人っていうのか、商店街の人が随分流雪溝の供用をですね、供用開始を待ち望んでいて、役場の方にも随分問い合わせがあったと思うんですけど、供用開始について何とかならないかという話が随

分あったと思うんですが、これについて来年度に向けて、供用開始についての期間を早くするか、準備を早くするか、あるいは河川との協議をもう少し早くするか、具体的に何か改善点があれば教えてほしいのですが。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 その部分につきましてですけども、まず、開発との河川協議が必要になってきます。おそらく今の状況では、今の12月1日ということに対して、それ以上早くなるというのは非常に難しいと思われております。したがって、事前の準備ですか、供用開始にあたる準備が昨年遅れました。流雪溝の利用協議会の開催も遅れて、平年でいけば通年どおりだったんですけども、降雪の方が早かったということで、ですから、そういう部分を加味して事前の準備は早く進めていこうというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

42ページ、43ページ。

4項住宅費。9款消防費。10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 防災対策に要する経費なんですけれども、委託料ということで、当初800万円の予算を見ていたと思いますが、97万円で落札というような説明だったと思います。あまりにも安い金額で落札ということが懸念されるんですが、総事業費でいうと1億5,000万円とかそれぐらいの事業費になるんだろうなというふうに新年度の方の予算でも出てますけれども、この辺り適正な価格なのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 防災無線の実施設計に係る内容のご質問ですけども、この予算につきましては、当初800万円を計上させていただいております。この800万円という額は、一定程度の本体工事費を積算した中での委託料の積算ということでの800万円でございます。実際にこの委託料の発注をする時に、当然、町としても予定価格というのを作成をいたします。少しでも経費の圧縮という思いもありますので、実際問題800万円の予算でありましたけれども、予定価格については税込みになりますけれども、706万3,200円ということで、予定価格を積算いたしました。

実際に入札の方法につきましては、指名競争5社による入札を行っております。当然ですが、最低の今回受注いただいた業者と契約をしたわけでありまして、入札の他社の金額なんかを見ますと、最高額で658万8,000円、最低額で97万2,000円という状況でありますので、まずは予定価格調書の積算が少しおかしいのではないかなというふうなことについてはなかったと、これは思っております。

それから、入札額が安すぎて一番懸念されるのは、設計書どおりの業務をきちっとやっていただけないんじゃないかと、これが一番問題になってくるんだというふうに思います。ただ、財務規則上、指名競争入札の場合にはですね、一般的に制度としてありますけれども、最低価格制度って言いましょ

うか、最低価格を設けて、それ以下の入札者を失格とするという制度がありますけれども、これを持っておりませんので、私どもといたしましては、設計どおりに仕事がなされるかどうかということを引きちんと業者さんとも打合せをした中で、現在、3月2日までを工期としてこの委託業務をやっていただいておりますけれども、この間も含めまして、きちっと仕事をしていただいているという判断をしておりますので、心配はありますけれども、特別問題はなかったというふうに思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 入札の経緯について今説明していただきました。この実施設計をやっている業者さんと、どこが今後請負うのかってというのは、ちょっと分からないんですけども、本体工事自体ですね、最高で600万何がしの入札があったと。97万円で落札したと。その開きがかなりあると思うんですが、5社の入札ということですが、課長の説明では、心配はこの金額に対してのっていうことは、ないというようなことでしたけれども、一時よくありました1円入札ですとか、そういうことがよくマスコミ等で報道されましたけれども、この実施設計を行う業者さんと事業自体を行う事業者さんとの関係というのは、何も関係がないというふうに言い切れるのでしょうか。何かしっかりこない金額かなというふうに思うのですが。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 過去の例なんかも今お話ありましたけれども、現実的にはですね、入札業者がまず適正な業者かどうかという判断を私どもはいたします。当然ですけれども、指名競争入札に参加させるというのは、そういうことであります。ですから、入札申し込みをいただいている業者の中から、資格であったり業績であったりを参考にした中で、これは担当の方が業者を選定しておりますし、仕事の内容として、そういうことができるかどうかということについては、大丈夫だというふうに思っています。

ただ、今言われましたのは、業者が例えば、意図的に安くしてその後ろの方に何かあるんでないかと、そういう心配があるんでないかというお話でありますけれども、実施設計にあたりましては、機種的方式、それから機種等の、言ってみればメーカーによって型式いろいろありますけれども、そういったことが一切類推できないような形で我々の方としては、この業務の完成品を届けていただくというふうにしておりますので、例えば、A社が入札した場合には、Bメーカーが付いているとか、そういったことに関する心配は一切しておりません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 工事の請負結果については、ホームページ等で公表すると思いますので、正確に公表していただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 業務をきちっとしてほしいというお話ですか。入札結果の公表のことですか。これは、もうすでにホームページの方に通常どの工事も予定価格も含めまして公表されてますので、ご覧いただければというふうに思います。これからも公表については、入札が終わった段階で公表していくということに変わりはありませんので、そういうことで取り扱いをしたいとします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 公営住宅の関係でちょっとお聞きしたいのですが、公営住宅の資材というのは、木材は認証材を使っていますよね。認証材を使った時に、役場内で認識不足なのか知りませんが、COCを持った業者でないと本来だめですよね。工場もそうですけども、山もそうですけども、工場もそうです。それから、請負業者もそうなんです。それでないと認証材が流れていかないというのは、認識お持ちですか。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 認証材につきましては、認証材を使用するというので、今回の業者さんにつきましては、その認証を持ってない方もいましたけども、あくまでも置戸町内の材を使うということで発注してましたので、そういうことで。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 それは認識不足なんです、はっきり言って。町長が一生懸命、今COCを取った山とか、あるいは他の町村に、道もそうですけども勧めていますよね。そうする時に、地元の町長が一生懸命やっている時に自分らの課では、それは違いますよみたいな話では、前に進まないんでないかい。

それと、副町長に聞きたいんですけどね、指名委員会の中でそういう業者が、COC取った業者かどうか、認定しているのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいんですよ。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 おっしゃられるとおり、COCを取っている業者というのが、北見及び置戸町の業者として持っている業者が少なかったということがあります。それと、今回の入札におきましては、公営住宅におきましては、置戸町内の業者が辞退したと、入札を辞退したという結果になりまして、今回の公営住宅につきましては、認定を持っていないところが落としたという結果になっております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 辞退するのはいいかも知れませんが、それでは違う業者を選定する方法ってないんですか。COCのいわゆる認証材を取ったことっていうのは、北見市は極端に少ないんですよ。業者を逆に言えば締め出す方法だってあると思うんですよ。それぐらいのことをしないと、COCっていうか認証材、置戸から出た材が途中で切れちゃって認証されないんですよ。道から調査に来た時に、公営住宅で使っていますよね、数量少ないけどもって言ったら、これは業者が認定取っていないやつは数量として流れませんと、こうやって言われたんですよ。ですから、もうちょっと担当の方も、置戸の材を使うのであれば、もっとPRしていかないとだめだし、そういう業者を認定するように働きかけていかないと、置戸の材って、せっかく認証材使っても何にもならないんでないかと。途中で途切れると数量として流れていかないものですから、それはもう山から置戸の町有林から出た材にしても、それは全然だめなんです。ですから、途切れないようにやっていかないとだめだと。

それと、きちっとCOCを取った業者を入れると。だめだったら入札をやり直して、もう1回COCの業者入れるぐらいなことをしていかないと、置戸の材売れないんですよ、正直言って。少量だからって言わないで、高橋君言ったように、置戸の材だからってそういう細かいことでなくて、COCのお金って置戸町からどのぐらい出ているか知ってますか、あんたたち。林務担当は知ってますよ

ね、僕が会長やってますから。だから、もうちょっと内部で協議して、町長が一生懸命推進しているのに、担当とか、俺は土木だから関係ない、建築だから関係ないって、そういうことでは何事も前に進んでいかないと思うんですよ。これは副町長にもお願いをして、きちっと指名委員会の中で、そういうのを取っていない業者は入れないということをきちっと守ってほしいと思うんです。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 小林議員さんからのご指摘でございますが、途中で認証が途切れる、そういう制度上のネックと言いましょか、そんなことがあるというのは了解しているところでもございます。ただ、指名入札ということになりますと、やはりある一定のエリアもありますし、それから地元の関係もございませぬ。総合的に判断した中で、指名せざるを得ないということでもございませぬので、できましたら、この近間の事業者さんですか、北見を含めた。そういう方々が反対に業界の中でも皆さんがそういうものを取っていただく、そんな努力もしていただければ、我々としてもそういう選定をする中では非常にありがたいし、そういうようなことで事業者の方も広げていただければというふうには思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

44ページ、45ページ。

2項小学校費、3項中学校費。

質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

46ページ、47ページ。

4項社会教育費。

質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

48ページ、49ページ。

5項保健体育費。

質疑はありますか。

9番。

○9番 嘉藤議員 体育施設管理に要する経費というところで、スポーツセンター横のグラウンドの使用

が減ったということでの減額でありましたけども、通常あの横を使うということになると、サッカーあるいはソフトボールということを使っていると思うんですけど、減った要因と言いますか、その辺あればお知らせください。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今回の体育施設の電気料でございますけども、あそこのスポーツセンター横のグラウンドにつきましては、議員おっしゃるとおり、ソフトボールの使用とサッカー少年団の使用とい

うことで、ほとんどがそういう使用になっております。

今回、サッカー少年団については、夏の期間ですね、割と利用はされていたということなんですけれども、実は、ソフトボールにつきましては、今回、使用が一回もなかったと。1日で大会をしようということで計画をしていたんですけども、それも天候の関係で中止になったということで、この分電気料の減額になったということでございます。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 ソフトボールの使用が一回もなかったということでありましたけども、確かに昔は自分達もソフトボールチームあってやっていたんですけども、今もうチームも少ないとか、いろんな使用が制限されているということあると思うんですけども、できればこれからも普及のためには、チームの確保とかいろんなことを社会教育の方からも勧めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 ソフトボールに限らず、今、スポーツ少年団、また、各種スポーツ団体含めて、非常に3,000人近い町の中で構成員が減っているという状況でございます。これからもいろいろと各スポーツ団体と連携を取りながら、まずは指導者の育成から始めて、いろんな町民の方にいろんなスポーツに触れる機会を増やして、何か継続できるような方策を考えていきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 ふるさとまつり実行委員会交付金につきましては、30万円の減と。これにつきましては、置戸で行われました七夕まつりの際、強風により花火が打ち上げられなかったと。その時に聞いたお話では、何て言いますか、花火を打ち上げる委託料というのは、ある程度全額業者に支払われるというような話を聞いていたので、非常にもったいないなというふうに思ったんですけども。こうやって見ますと、実際に花火打ち上げませんでしたけども、再利用等は難しいと言われる中では、必要経費だけ支払ったのかなと。ちょっとその辺の花火の打ち上げに関しての詳細が分かれば、お聞かせを願いたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今年度のおけと七夕まつりでございますけども、花火に関する経費といたしましては、予算が40万円となっております。その財源としましては、町からの補助金と、一昨年までやっていた花火募金というものを財源に花火の打ち上げを計画していたわけですけども、説明したとおり、強風ですね、北見警察の方から待たがかかったという状況でございます。花火業者さんとも話をして、ぎりぎりまで業者さんも待機していただいて、もう上げるばかりになっていたものですから、協議をして、その経費、実際には4万円、1割の経費を支払うと。用意した花火については、次の週に別の場所で上げれるということで、花火については補償みたいなのはいただかないということで、今回決算をしてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

50ページ、51ページ。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

52ページ、53ページ。

12款公債費、14款諸支出金、1項普通財産取得費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に移ります。

6番。

○6番 岩藤議員 財産の関係、公有財産購入費なのですが、開発のところの建物を購入したという金額だと思います。その残だというふうに思いますけれども、2棟8戸ということですが、その後の入居状況をお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 2棟8戸ということで、貸している間は、町職員と老人ホームの職員ということで貸しておりました。今現在、すいません、後で報告しますけれども、1戸空いていると思うんですよね。詳細確認を取ってから報告します。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に移ります。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款町税、1項町民税。2項固定資産税、4項町たばこ税。9款地方交付税。11款分担金及び負担金、1項負担金、2項分担金。12款使用料及び手数料、1項使用料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

6ページ、7ページ。

2項手数料。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金、4項社会資本整備総合交付金。

14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

3項委託金。15款財産収入、2項財産売払収入。16款寄附金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

17款繰入金、2項基金繰入金。18款繰越金。19款諸収入、2項貸付金元利収入、3項受託事業収入、4項雑入。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 基金繰入金で参考までに教えていただきたいと思いますが、今回、毎年そうだったんですけど、財源調整して最終的には留保財源が出て、予算上は繰入金に基金を取り崩す形を取っていたんですけど、ここ数年ずっと最終的に留保財源で、そうではなくて、今回、減債基金だけ1億9,410万円ですか、予算上残っているんですけど、これ財政調整基金2億円と減債基金それぞれ2億円繰入ということで、当初予算ですね、見たんですけど、何て言うのか、順番って言うのか、今回財調の方2億円落として、残りですね、6,590万円を減債も減額したということなんですけど、考え方って言うのか、順序として、財政調整基金を先に減額して、その後、減債基金に回るって言うのか、そういうルールって言うのか、そういう考え方があるのかどうかですね。基本的に、どちらかの財源を調整するって言うのが、残高等においていろいろあると思うんですけど、今回の場合、何らかの最初の財調の方をゼロにしてということなんですけど、その辺の方式って言うのか、考え方って言うのか、ルールあるんでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 ただいまのご質問ですけれども、財政的な何か決められたルールがあるということではございません。これも減債基金の方なんですけれども、5次総計の後期計画、ハード事業が大変多くなっていくということと、6次計画にも関連していくんではないかという見方をしておりますけれども、その中で、起債の償還財源として一定程度計画的に入れていきますというお話をさせていただいております。これで間に合わない場合について、財政調整基金の方から不足分を入れるということの順番で考えて財政運営を進めておりますので、そういう考え方で今回整理をさせていただいております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで、平成27年度の決算で9,000万円基金繰入ということで財政調整基金に繰り入れましたよね。あの基金の繰入金というのは、収入収支の残った分について、繰越金とも関連あると思うんですけど、その中で基本的には、この予算書の中でくぐっていくという形は取りませんよね。多分、決算発表になって最終的に議会の方で議決して、それで繰越金の中から基金に積み立てってということで議会で議決して、今回は9,000万円繰り入れたということなんですけど、それについては、基本的にはそこで9,000万円については、自動的って言うのか、そこで減債基金に繰り入れるんだって言う、そういう事務処理って言うのか、そういう形を取るということで理解してよろしいですね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 平成27年度の繰越金の処理の仕方と言いましょか、それについてのご質問だったというふうに思います。これは、きちんと基金条例の中でも決算剰余金の積立のことについて

ては謳われておりますけれども、今回も約1億5,000万円程度の決算剰余金が出ました。説明もさせていただいてますけれども、そのうちから翌年度に繰越した事業に対する財源分を差し引いた残りのうちから、翌年度の繰越をおおよそ通常3,000万円程度繰り越しを実質しておりますので、残った分、今回で言いますと、9,000万円減債基金に直接積み立てができますので、会計を通さずに積み立て処理をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。

20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の補正は、議案の5ページ。

第2表 繰越明許費補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第3条 地方債の補正。

第3条 地方債の補正は、議案の6ページ。

第3表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

総務課長。

○菅野総務課長 先程の開発から買い上げた住宅の入居につきまして、今、老人ホームの職員1戸、役場の職員7戸で全室埋まっております。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第8号 平成28年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)。

6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款保険給付費、2項高額療養費。7款共同事業拠出金。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。5款道支出金、1項道負担金。6款共同事業交付金。7款繰入金、1項基金繰入金、2項他会計繰入金。8款繰越金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第9号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第9号 平成28年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)。

8ページ、9ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費、6項特定入所者介護サービス等費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2項包括的支援事業・任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

6ページ、7ページ。

2項基金繰入金。6款諸収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 歳出の方の保険給付費、19節ですけども負担金補助及び交付金。地域密着型介護サービス給付費負担金ということで、567万円の補正ですけども、これはグループホーム「はなおけと」とデイサービスの分のというふうに考えてよろしいですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 そのとおりでございます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 この2箇所であるとすれば、この振り分けと言いますか金額、どちらがいくらいうのは出てきますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 詳細になりますので、後ほどお伝えいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第10号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第10号 平成28年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)。

6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2項予防給付費収入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)〉

○佐藤議長 議案第11号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第4号)。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第4号）。

6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

3款公債費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。2款国庫支出金、1項国庫補助金。

3款繰入金、1項他会計繰入金。4款繰越金。6款町債。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の2ページ。

第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 先程の岩藤議員からのご質問の地域密着型サービスの567万円の減の内訳でございますけれども、グループホーム分で552万円の残。通所介護分で15万円の残分を執行見込みとして減額するものです。

○佐藤議長 議案に移ります。

〈議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）〉

○佐藤議長 議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第3号）。

6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款下水道費、1項公共下水道事業費、2項農業集落排水事業費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

3款公債費。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金。2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2項社会資本整備総合交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金。

5款繰越金。7款町債。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ。

第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、議案第7号から議案第12号までを通して質疑漏れはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 10時30分

再開 10時35分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第9号）から議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第3号）までの6件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの6件について一括討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第7号から議案第12号までの6件について討論を終わります。

これから、議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの6件を一括して採決します。

議案第7号から議案第12号までの6件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第7号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第9号)から議案第12号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第3号)までの6件については、いずれも原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後11時から再開します。

休憩	10時37分
再開	11時00分

○佐藤議長 休憩前引き続きに会議を開きます。

◎日程第 8 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について

○佐藤議長 日程第8、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、同意第1号は、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてでございます。

オホーツク町村公平委員会委員 田村昌文氏は、平成29年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約(昭和42年規約第1号)第3条第1項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

後任の方ではありますが、住所は、北海道常呂郡置戸町……。氏名は、田村昌文氏でございます。生年月日は、昭和23年……。生まれで、現在68歳でございます。

田村昌文氏の経歴等について若干申し上げたいと思います。昭和42年3月に北海道立北見北斗高等学校を卒業された後、同年4月に置戸町役場に採用されております。平成3年4月に、森林工芸館長を初めとして、施設課長、特別養護老人ホーム園長。そして、平成12年6月から平成24年6月まで、助役並びに副町長を歴任され、24年6月に退任をしております。3期12年間、置戸町の助役及び副町長を務められました。平成25年4月から29年の3月まで、オホーツク町村会の公平委員会委員を1期4年間務められております。再任について同意をしていただくよう、よろしくお願いを申し上げます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についての採決を行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第 9 同意第 2号 置戸町固定資産評価審査委員会委員 の選任について

○佐藤議長 日程第9 同意第2号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、同意第2号は、置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

本町固定資産評価審査委員会委員 長澤孝氏は、平成29年5月6日をもって任期満了となるので、後任に次の者を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任の方ですが、住所は、常呂郡置戸町……。氏名は、長澤孝氏でございます。生年月日は、昭和37年……。生まれで、現在54歳でございます。

長澤孝氏の経歴等について若干申し上げたいと思います。昭和58年3月に北海道立農業大学校を卒業された後、家業であります農業に従事されておりました。今日までずっと長澤農場を経営し、そして今日に至るわけではありますが、平成27年の10月に農事組合法人、勝山グリーンファームが発足されまして、その際、この農事組合法人の組合員になられたということでもあります。

主な公職歴であります、昭和59年4月に置戸町体育指導員の委員になられまして、2期3年間

務められました。また、平成24年には、公民館運営審議会委員に就任をされまして、2期4年間務められております。また、同年であります。青少年育成推進委員会の委員も務められております。昭和63年の4月から置戸消防団に入団いたしまして、平成27年の4月から置戸消防団の勝山分団の分団長を務められ、現在に至っております。消防歴としては、勤続29年ということになっております。平成26年の5月に、置戸町固定資産評価審査委員会の委員に就任されまして、現在、1期3年務められております。引き続いての委員就任について、選任について同意のほどよろしくお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

これから、同意第2号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決を行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第2号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第10 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

○佐藤議長 日程第10 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、諮問第1号は、置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本町人権擁護委員候補に、次の者を推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問するものでございます。

現在、委員であります青木千恵子氏は、本年6月30日をもって任期満了となりますので、後任の候補者として、青木千恵子氏を引き続き推薦したく議会の意見を求めるものでございます。住所は、常呂郡置戸町……。氏名は、青木千恵子氏。生年月日は、昭和19年……。生まれで、現在、72歳でございます。

青木千恵子氏の略歴について申し上げます。職歴等の経歴であります。昭和38年から42年までの4年間、旧北海道拓殖銀行に勤務されました。昭和42年4月に結婚を機に、家業であります石油スタンドの経営のお手伝いをしておりましたが、現在は無職であります。昭和56年から昭和62年まで、置戸町学校給食センター運営委員会の委員を務められております。また、平成13年から平成20年まで、社会福祉法人信愛会の理事を務められております。また、平成20年7月から人権擁

護委員等の公職の歴任がございませう。また、地域のボランティア等につきまして、ボランティア活動につきましても熱心に活動されております。青木千恵子氏は、現在まで人権擁護委員として経験豊かな活動実績から置戸町人権擁護委員候補者として推薦を申し上げますので、ご審議の上、同意についてよろしくお願いを申し上げます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略します。

お諮りします。

本案は、原案による者を適任者に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任とすることに決定しました。

◎日程第11 報告第2号 平成27年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○佐藤議長 日程第11 報告第2号 平成27年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第2号について申し上げます。

教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、お手元に配付のとおり平成27年度置戸町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第12 報告第3号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第12 報告第3号 定期監査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第3号について申し上げます。

監査委員が平成29年2月17日に、平成28年度の物品購入等の契約執行状況外7項目の財務監査と備品管理状況の現地監査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これでは報告済とします。

◎日程第13 報告第4号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第13 報告第4号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第4号について申し上げます。

監査委員が、平成28年11月30日、12月31日及び平成29年1月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これでは報告済とします。

◎日程第14 議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定についてから

◎日程第27 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計
予算まで

————— 14件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第14 議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定についてから日程第27 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算までの14件を一括議題とし、質疑を行います。

〈議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定について〉

○佐藤議長 議案の順序で行います。

まず、議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定について。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 附則のことで、ちょっとお尋ねします。この条例の附則は公布の日からということですので、議会で議決して公布してからということになると思うんですけど、以前いただいた資料では、平成29年4月1日を施行日とするという、そういう案だったと思うんです。これとの公布の日からとの違いとか何かあったんでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 以前の説明の際に、この基金の制定にあたっての4月から開始される事業の概要の説明というのを合わせて説明資料作っていて、最後の方の施行月日ということで書いてあったのは、基金制定に伴って、それに対応する事業の施行月日を4月1日とするというような資料になっておりましたので、大変まぎらわしくて申し訳ありませんでした。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そうすると、この事業の実施要綱案については4月1日からだったので、これはあくまで案の方だったので、こちらの方の条例案については、公布の施行日からということで、こっちにこの案どおりっていうことの提案ということですね。分かりました。

それで、この条例案を見まして、要するに施行日が基準日っていうか支給の対象のですね、説明の中で分かりやすく表っていうのか図で出ているんですけど、これについては、今後4月1日が施行日ということで、何て言うんですか、18歳に達するための対象者と対象外の枠を4月1日でという区切りで、これで僕は納得したんですけど、万が一、例えば、公布の日から施行するということがなれば、3月の何日に公布するのか分かりませんが、それ以降、公布日以降が今度施行日ということになって対象者ということになりますね。そうすると、平成11年生まれで置戸町に存在しているの分かりませんが、施行日以降の人が万が一3月の、例えば、25日なら25日が施行日で、それ以降は対象者になるということを謳ってますので、そうすると、その人が以降の人がいれば対象者になると。以前の人対象にならないと、対象外ということになりますね。そうすると、同じ学年で、対象になる人とならない人が出てくるんでないかと思うんですよ。その辺の区切りで僕は、事業実施案が29年の4月1日施行と、そういう謳い込みをしたのかなと思って、その辺については僕は納得したんですけど、このことについてはどうお考えですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 若干整理をさせていただきます。新年度予算で18歳の春旅立ち応援事業ということで、これは要綱を立ち上げるのが4月1日施行ということで、事業開始の対象は4月1日から該当になってくると。基金につきましては、正式に18年間積み立てるのは18年後になるんですが、今回、予算組みの分と、それから基金の分と合わせて4月1日からの事業開始にはなるんですが、基金の条例につきましては、それに向けての準備の基金ということで、施行は、公布日から施行すると。事業の開始に先立って施行するというので、その支給金が当たる基準の方は、事業の実施要綱で4月1日と定めておりますので、その辺の事業の実施要綱の方で基準は考えていただきたい。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について〉

○佐藤議長 議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第19号 町道の認定について〉

○佐藤議長 議案第19号 町道の認定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案へ移ります。

〈議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算。
質疑は条文毎に進めます。

別冊の予算書を用意願います。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の35ページ、36ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

37ページ、38ページ。

2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

39ページ、40ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 職員健康管理・研修に要する経費というところで、新規で産業医というのが出てまいりました。これはですね、いわゆるメンタルの部分の担当の医師なんですか。ちょっと中身を教えていただきたいのですが。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 今回お願いというか委託する産業医につきましては、文字通り、労働者の健康に関する部分で、メンタルに限ったことではなくてトータルでということで、そういう扱いであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 トータルということは、これは月に一回こちらに来ていただいてやるということであれば、かなり費用として安く済むんじゃないかなというふうに思うんですが、具体的にはどういう医師を指して言っているのか、ちょっとお聞きします。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 すいません。先程言った産業医の資格の部分で、メンタルというお話された部分でいきますと、産業医の資格を取るために50時間の単位が必要だということで、健康管理とか健康保持増進、作業、環境管理とか、そういった部分の中にもメンタルは一単位あります。そういった部分で今回、議決をいただいた後に産業医としての委託をですね、置戸の赤十字病院の、今の段階では院長先生この資格持っていると確認しておりますので、置戸赤十字病院へ依頼したいと考えております。

それと、内容は前回説明したとおり、これから衛生委員会で再度確認してから具体的な話を進めますが、考えとして、月一度、職場に訪問していただく、それと、衛生委員会の出席。それと、メンタルヘルスの分析と高ストレス者への対応。また、職員の健康相談、健康講話を考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

41ページ、42ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

43ページ、44ページ。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 44ページの13節の関係なんですけども、例規類集が45万円ほど増えてますけども、議員さんも例規集というのは一冊ずつもらっているんですが、今各課に一冊ずつあるというふうに聞いてますけども、どうなんですかね。もうそろそろデジタル化して、もっと、あんな厚くないんでないかと思うんですか、その辺どういうふうに考えていますか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 この件について、小林議員のお話のとおり、各議員さん、各委員さん、それと、職員は各課に一冊配置しております。今まさに電子化で、職員のほとんどはパソコンで例規類集を見てお

ります。予算を含めて、実は毎年予算時期になると、この問題内部でもどうなのかっていう課題で、行政さんにも例規類集の冊子分を全部止めた場合どうなのかっていうことで、いろいろ見積もりですか、そういうのも含めてですけども、後は、正直言って、議員さんたちに、どういう形で例規類集の情報をインターネットで見てもらうか。ここでもし見るとしてもパソコンが必要と。そういった部分のクリアをどうしていくかっていうのは、今年度、今委託している行政とも協議していく形で考えております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 議員さんとも、パソコン1台か2台あればそれで見れると思うんですよね、しょっちゅう来るわけでないですから。だけど、そんなこと言ったら悪いんですが、僕あそこに10何年間いましたけども一回も見ません、正直言って。今日、誰かがこんな厚いやつ持って来て見てたんですけど、本当に必要な時は担当の課へ行って聞いても早いんですよね、開くよりは。ですけども、議会事務局に、議員控室でもパソコン1台か2台あれば、それで十分対応できるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどう思いますか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 温かいアドバイスと受け止めまして、それも含めて見直しということで検討していきたいと思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 今の例規類集の下の、特定個人情報安全管理の委託料。これ説明でマイナンバーの管理委託だというふうに聞いていたんですが、昨年個人にマイナンバーをあれてますけども、これ達成率っていうか、すべてに全部行き渡って、例えば、返ってきた分とかありますよね。それはどうなんですか、100%全部達成しているんでしょうか。

○佐藤議長 3番議員、委託料と趣旨が違うように思います。別なところで質問してください。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

45ページ、46ページ。

6番。

○6番 岩藤議員 13節の委託料で、ホームページ保守管理委託料ですけども、説明ではスマホ対応にするのというような説明があったと思いますが、これどういうことなのか、もう一度お願いします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 13節の委託料、ホームページ保守管理委託料。昨年より21万6,000円ほど増額となっておりますが、4月から新しいサーバーを立ち上げます。それと後、システムをバージョンアップしますので、共に性能がアップするということで、単価として月1万8,000円増ということで予算計上しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 特段、スマホがどうのっていうことは関係ないということですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 現在のシステムは、スマホでも見ることは可能なんですけど、どうしても普通のパソコンで表示するのを、小さい表示っていうか、そのままをスマホで表示するんですけど、別途スマホでも見やすく、カテゴリを少し大きめに、ボタンを押すところを大きめにですとか、そういうのは加工しますので、要は、スマホに対応するシステムに入れ替えますので、その部分含めての委託料ということになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

47ページ、48ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

49ページ、50ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

51ページ、52ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

53ページ、54ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

55ページ、56ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

57ページ、58ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 地域おこし協力隊に要する経費ということで、お伺いをしたいと思います。今回、2名分のということでありましたし、13節の委託料では、車の用意もするような、次のページにもまたがると思うんですけども、車を2台リースするというようなお話もありましたし、また、借上げ

の中でもリースというのは、どういう形で行うのか。それとまた、今回2名ということでありまして、次の募集に向けてどのように考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 2名の採用を予定しておりますということをお話させていただいております。

それで、活動に必要な車ということで、まず2台考えております。車両を特定して、通常ですと長期間でありますと、リースという形が一般的なんですけども、年度初めからすぐにそういう申し込みを業者さんの方にしても、一定程度時間がかかると言われております。2ヵ月から3ヵ月程度、車を用意するためにかかるというふうにお話をされておりますので、その間については通常のレンタカーをまず、それまでの間お借りをして、その後、リース車が用意できればリース車両を活動に使っていただくと、こんな予定をしております。

それから、今後の協力隊員の募集の件でありますけども、今回初めて2名を採用して活動していただくということになります。この事業を検討する時にも、いろいろと活用の場面はあるだろうというふうに想定してお話してまいりましたけれども、まだまだ具体的にそちらの方の活動内容が決まっていなこともたくさんありまして、現時点ではこの2名の方、最大で3年間になりますけれども、活動内容とか実績等も考慮しながら、また、他の業務の方の必要性も合わせて検討しながら、必要があれば年度途中であっても補正をお願いする形でまた募集をしたいと、このように考えているところであります。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 先程、13節委託料ということでしたけども、協力隊募集等業務委託料ということで143万7,000円出ておりますから、次に向けてのこともきっとあつてのことの予算と思えますけども、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 予算説明の時もちょっと触れさせていただいておりますけれども、ここにかかるのは、ちょっと名称は募集等業務ということになってますが、中身は募集ではなくて採用予定の2名の方の、中身としてはフォロー業務で、同じく今回、選考にあたっていただきました業者さんと協力しながら、実際の業務の中での問題点でありますとか、採用側にはなかなか相談できない事項、もしくは与えられた業務をスキルアップをしていくための情報提供であったり研修であったり、それから道内的に年2回ほど協力隊員同士が集まって、その中での課題なんかをいろいろと話し合うような研修の場も設定をされているということで参加をさせたいということも思いまして、これはフォロー業務の委託料ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

59ページ、60ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

61ページ、62ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 上のところになるんですが、オホーツクイメージ戦略推進委員会負担金。これ3年間の事業だっというような説明だったと思います。一体何をするのかっというようなことを含めて、もう一度説明をお願いいたします。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 説明した部分とまた重複する部分あるかもしれませんが、簡単に申し上げますと、このオホーツク地域のイメージをアップさせる、あるいは産品等のブランド化のための何か取り組みができないかという発想であります。

この事業の趣旨は、道の方の支援もいただきながらということありますけれども、総合振興局の方でも管内18市町村と連携を取った中で、このオホーツク地域の活性化を目指すためのいい方策はないかと、こんなような中からこの事業が生まれてきたところでもあります。それで、例えば、言葉だけで申し上げますと、オホーツクという言葉が、オホーツク地域というその場所が、どれほど例えば、道外の人に特に知られているのかとか、そういうことっというのは、実は、その上の方にあります、オホーツクAI推進協議会というところで、年間100万円ぐらいの事業でありますけれども、今までもイメージキャラクターを作ったり、それからロゴマークを作ったり、イメージカラーなんかも設定をいたしまして、小さなソフト事業を実施しながら、また、定住のためのガイドブックなんかも作って本州の方でPR活動なんかを何度となくずっと実施をしてきております。

如何せん、認知度調査なんかを東京方面、大阪方面あるいは中部方面、名古屋地区なんかで実施をしてきた結果を見ましても、十勝、特に道内の場合、近隣でありますから十勝を挙げますけれども、十勝という言葉、このブランド力には圧倒的に負けているという状況は、皆さんご承知のとおりだというふうに思います。そういう課題を背負いながら、実際にオホーツクというのは、例えば、農産品で言うと、全道2位。それから林業、それから漁業等で言うと、全道で1位というですね、そういう状況にありながら、なかなか知られていないのが実態だという、その背景をずっと過去やってきた事業も含めた反省から、何とかやはり本州の方を中心として、このオホーツクのイメージを定着させる、オホーツクの場所を覚えていただく、あるいは産品を知っていただくというようなことを何とかできないかということで、少し大型の予算を使って、年間2,000万円ですから、先程もお話をしましたAIの事業は年間100万円程度ですから、相当大きな金を投資をしてオホーツク統一イメージみたいなものを形成した上で、きちっとその情報を発信して知っていただく事業をしたいということでもあります。

中身も今まではですね、行政担当者を中心にいろんな事業を進めてきてますけれども、やはり限界があるということもございましたので、現時点でやる事業の具体的なメニューというのは、まだまだこれからということになるんでありますけれども、基本的には、少しプロの力を借りて進めていきたいと、こんなふうに思ってこの協議会が設立をされたということでもあります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 18市町村で2,000万円の事業費ということのようですので、本当に大きな事

業だというふうに思いますけれども、これに例えば、オホーツク観光連盟とかっていうのは関わってこないんですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 この事業を計画する際、平成28年度の話でありますけれども、当然、関係の団体、今お話ありました観光サイドだけではなくて、農業、林業、漁業、商業、それから今お話のあった観光、それぞれの分野の方と18市町村の市町村長さんとの懇話会等も設けまして、スタートは、道と18市町村でスタートいたしますけれども、事業を進めるにあたっては、当然、ポイントを絞っていく場合に、例えば、農業関係者が必要であったり、漁業関係者が必要であったり、後は当然、観光関連の方が必要になったりということがありますので、事業の進め方の中でそれぞれ関係団体とご協力もいただくということで現在話がなされておりますので、そんなようなことでこの3年間の事業を進めていく予定になってございます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 もう一つだけなんですけど、そのオホーツク管内と東京都23区との連携を取るといようなお話を町長の方から聞くわけですけども、それもこの辺りに関連付けられるということもあるというふうに考えてよろしいですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 江東区との今後の連携と言いましようか、事業につきましては、12月の一般

質問の中でも少し町長の方からお話をさせていただいたところでもありますけれども、これは道の町村会が主体になっていまして、実際に管内のことを考えますと、15町村だけなんですけれども、そういうふうな仕切りではなかなか事業が進みませんので、その事業もこういったような管内全体で取り組むような事業も含めて連携を取るとい考え方で進めさせていただく予定となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

63ページ、64ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

65ページ、66ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 負担金補助及び交付金の、置戸町自治連協議会交付金の中で、平成30年が第40回大会ということで、200万円ほど増額して事業を計画しているということなんですけど、その200万の中身について、増額した分の。講師を呼ぶとかそういうところに重きを置いて、この200万円というのは計画されているんでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 200万円につきましては、講師、少しメジャーな講師を呼びたいというふう
に、今現在、予算組みの中ではそのように考えています。それで、いろいろ資料を見ますと、テレビ
によく出ているような、そういうような講師を呼ぼうとすると概ねそのくらい、180万円から20
0万円程度かかるということで、社の宣伝につきましては、新年度入りまして当然自治連の事務局と
役員会で方向性、また、実行委員会の方で決めていく形になりますけども、少し若い方も呼べるよ
うな町民憲章にした方がいいんでないかというようなご意見もいただいておりますので、少しメジャーな方
をお呼びしたいなというふう考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 交付金の関係の、各地区の自治連合会交付金の関係、124万1,000円なんで
すけど、算定基準というのはあるんですかね。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 各地区自治連の交付金ですが、まず平成20年度に公民館体制が見直しになりま
して、その部分で公民館の運営委員さんが少なくなるですとか、そういった議論があった時に、若
干整理をしまして現在に至っております。まず、自治連の交付金ですが、基本的に事業費の2分の1
ということで、置戸地区については、7万8,000円。境野地区については、17万5,000円。
勝山については、19万5,000円。秋田については、17万1,000円ということで、各自治
連の交付金の基本額ですね、基本額はそういうふうに積算しております。

それと、先程言いました公民館体制が変わるということで、地域元気づくり交付金という形です
ね、境野、勝山、秋田の地区になりますが、公民館の運営委員さんが少なくなるという議論の中で、
地域で地域運動をきちっとやっていただくということで、一世帯400円掛けることの世帯数とい
うことで、当時ですね、境野地区におきましては、20万5,000円。勝山地区につきましては、
17万5,000円。秋田地区につきましては、24万2,000円ということで、先程の自治連の
交付金に上乘せをして交付をしている状況です。合わせて124万1,000円の予算計上となって
おります。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 算定方法は分かりました。一つはですね、算定方法はいいかどうかというものは別
にしても、各地区の戸数が年々減っているということでは、非常にやりたくてもやれない事業がたく
さんあるということで、事業費の2分の1ではなくて、もうちょっと3分の2くらいにアップしても
いいんじゃないかというふうな気がするんですが、来年に向けて中身ですね。それと、一世帯の交付
金が400円でもいいのかどうかということも再度検討していただきたいなというふうに思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 各地区町内会単位のですね、自治会単位の交付金は、2~3年前に若干引き上げ
させていただいております。それで、全体で各地区で使える交付金ということで今ご質問いただきま
したので、来年以降検討してみたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 先程の自治連の町民憲章の講師の検討ということで、過去の講師の選任方法、いわゆる実行委員会、各自治連の役員さんたちが集まってやった時には、すでにもう講師は決定しているというような状況が過去に何年間か続いて、しかも福祉、介護、この部分に限定して講師が選任されているような経過があったように思われますので、もう少し公明に、明らかに選定する方法をきちっとしていただきたいなというような思いがありますので、その辺についてよろしくお願ひしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 講師選定につきまして、基本的に実行委員会ということになっています。ただ、準備段階ですね、自治連の事務局なり、自治連の役員会なりで決めていると思います。当然、私も相談ということでメンバーに入っておりますので、自治連の事務局の方にそのように伝えていきたいと思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 64ページでもいいですか。元気なまちづくり活動支援補助金、60万円というのがありますけども、去年も1件もなかったということでございますけども、もう少し柔軟性を持ったらどうかという考え方がありますが、一つは、60万円の活動費を集めるには大変かなという感じしていますし、交付の補助金が3分の1というのは、あまりにも低すぎるのではないかと感じしています。例えば、60万円でなくても20万円で3分の2補助するとかって継続的なものに少しできないのかなという感じしていますが、その辺についての考え方ございませんか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 元気なまちづくり活動支援補助金の60万円の内訳につきましては、限度額20万円掛けることの3件分ということで設定をしております。それで、20万円の持ち出しを3分の1、残りの2分の1を助成するという制度になっていますので、20万円限度額をもらおうとすれば、自己負担10万円になります。自己負担10万円といっても結構な高い金額になりますので、この部分については、もう内部で検討はしていますけども、とりあえず利用周知を徹底しようということで、とりあえず29年度は、それで進めていきたいと思っています。

それで、もしそういうふうにご利用者の方から意見がありましたら、都度協議をして、本当に使い勝手のいいものに変えていきたいと思っていますので、まずこういう制度がありますよということで周知をさせていきたいなというふうに思っております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 問題は、町のお金を有効に使わせるという意味から言うと、もうちょっと柔軟性もあってもいいのかなというふうに感じます。それで、最初そうした時に、秋田地区の人がかなりやっていますけども、あれも人数がある程度限定されて、やっぱり20万円集めるったら、一人2万円も出さなきゃならないんだということになれば、ちょっと大変かなという気がするんですね。

結局、2年間やってやめたというような経過もあるようですけども、今言ったように、20万円を限度にしても、2分の1でなくて3分の2ぐらい出すようにして3年間継続させる、そういうような、もうちょっと柔軟性を持った方がもっと使われるんでないかという感じしますが、もう一度お願ひ

します。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 制度の中身もう一度確認させていただきます。補助の方が3分の2です。持ち出しは3分の1となります。ただ、20万円が補助の限度額になりますので、20万円の限度額を得ようとする時は、自己負担が10万円となります。それで、自己負担10万円が高い安いついていう議論は当然あると思います。補助率が5分の4がいいのか、5分の3がいいのか、3分の1がいいのか、その部分については、内部でもずっと協議をしておりますので、まず使っていただける方が相談に来ていただいて、事業内容等含めて柔軟にそここのところは対応していきたいと思っておりますが、まずこういう制度がありますよっていうことをきちっと住民の方にお知らせをするということもすごく大切なことだと思っておりますので、補助につきましては、実際に相談があった時には、内部検討してですね、使いやすい方にもっていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤議長 質疑の途中ですが、しばらく休憩します。午後1時から再会します。

休憩 12時00分
再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

65ページ、66ページ。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。負担金補助及び交付金から。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

67ページ、68ページ。

2項徴税费。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

69ページ、70ページ。

3項戸籍住民登録費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

71ページ、72ページ。

4項選挙費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 19節の負担金補助及び交付金。個人番号カードに関してですが、先程、高谷議員の質問あって、ちょっと科目が違うということでしたけども、まずそのことをお伺いしたいと思います。発送して各家庭に個人番号、割り振りの表行っていると思いますが、その戻ってきた分ですね、よくテレビ等と言われてますけども、宛名が不明で返ってきたとか、そういうことが結構数が出ているというようなテレビの報道があります。それで、置戸町の場合の配給率と言いますか、配付率、それをまずお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 通知カードのご質問だと思いますが、平成27年10月の下旬から、北見の本局の方から順次発送となっております。その当時、北見の局からは1,549通発送するという事で連絡を受けておまして、現段階で居所不明者1名分が返還となって手元に保管しております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 1,549通分の1名分だけ戻ってきたということですね。それでは、通知カードから番号が割り振りされたわけですが、それから現実的についていうか、実際、本物のカードを作った方っていうのは、何名ほどになるんですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 個人番号カードの発行状況ですが、2月末現在で申請件数が400件で、交付件数が321件となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

73ページ、74ページ。

5項統計調査費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

75ページ、76ページ。

6項監査委員費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

77ページ、78ページ。

3款民生費、1項社会福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

79ページ、80ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 へき地患者輸送車運行に要する経費のことでお伺いしたいと思います。何回か一般質問通して町長にお願い、あるいは質問ということで、やっと叶ったのかなというふうにとっても喜んでるところなんです、どのような今のところ、今の状況でどのような運行体制を考えているのか。また、その事業主体というか、何処がこれを行うのか、その辺り、もし決まっていればお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 民生費の予算になりますけれども、これまでの検討経過ございますので私の方から対応をさせていただきたいというふうに思います。12月の一般質問のお話の中でも検討している内容について4項目ほど検討してますというお答えをさせていただいたと思います。その中で、町の直接経費に関わる部分としての検討事項は、へき地患者輸送車、現在まで約1年以上になりますけれども、65歳以上の方まで拡大をして、通院のほかにも生活支援という形の中でご利用いただいているということがございます。合わせてですけれども、スクールバスの運行に支障のない範囲での活用もよろしいですよということで1年ちょっと試験運行してまいりました。その結果として今回、このへき地患者輸送車の運行に要する経費ということで、車両等の購入について予算を計上させていただいたところであります。

考え方の一つは、各地区は現在5地区ありますけれども、スクールバスを活用しまして、へき地患者輸送車を運行している現状がございます。この中の、試験運行等の中で課題となったのは、利用者の人数は、試験運行したことで減少傾向が前年と同じぐらいの結果になりましたというお話は申し上げてございますけれども、やはり高齢化等によりまして、バスの乗降場まで移動する、自宅からの移動、あるいは乗り降りをする際の大変だという声もあったという状況がありましたので、それらを考えた時に、実は平均乗車率と言いましょ、乗車人数も、3.3から4ぐらい程度の利用状況もございましたので、一つは、大型バスでこのまま運行していくことは、いかがなものかということでもあります。それらも含めまして、車両を小型化するというのと、それから乗り降りが大変な方については、原則は乗降場での乗り降りということになるんですけれども、そこまで来るのも大変だったりする方々への配慮として、自宅前まで運行してはどうかなというふうに考えまして、それには小型の車両が必要になると。

これらのことからですね、今回提案をさせていただきました車両800万円につきましては、ワゴン車型の14人乗りですから中型車両になりますか、これ2台を購入してまず運行させたいという考え方であります。それと同時に、市街地区におきましても、市街地区の遠距離地区、場所で言いますと拓殖あるいは若松辺りのことになりますけれども、なかなか高齢の方で車をお持ちでない方もいらっしゃいますし、買い物をする場合であっても、それから病院に通院する場合であっても、夏場も大変ですけれども、特に冬も大変な状況になってきているというお話もございましたことから、当初はこの地区に走っているスクールバスの延長線上に、それぞれ拓殖住民センターと川向住民センターを乗降場として追加すればいいのかなということで考えてきたんですけれども、結果的にこちら側から、

置戸から帰り便としてスタートする場合は、乗降人数に関係なく、乗る方が少なければ早く到着するという、降りるといだけの行為になりますから、さほど問題はなかったんですけども、迎えに行き、地区を起点として市街地に向かってきた時に、利用実態が平均3. 何人という形になりますと、ゼロ人の場合、全く乗らない場合ですね、それとか1人、2人、3人とか、そういう状況も結構中には多くありまして、路線によっては、帰りで拓殖なり川向なりに寄る、言ってみれば乗降時間に相当ずれが生じてきて、その場所で利用される方が、10分、15分待たなければならない場合も相当出るんでないかなということがございまして、実は、地区ととりあえず、地区というのは、先程お話ししましたとおり、5路線あるんですけども、その地区と市街地区に運行する車両を切り離して考えた方がいいのかなということで、地区用のへき地患者輸送車1台、それから市街の遠隔地用に今1台という考え方でいろいろ事業者の方と内容について検討させていただいています。

これまでも運行につきましては、スクールバスの運行を委託しております置戸事業組合の方で運行しておりますので、引き続きそれについては、窓口は事業組合の方をお願いをするという形で現在検討を進めております。ただ、今までもですけども、運行するには5台のスクールバスがありましたので、運転手さんの確保としては、5人の方があっているという状況がございまして。それから、スクールバスの合間を縫って、この患者輸送車の便を走らせているということもあります。それで、地区と市街地区等分離した場合に、もしかすると、市街地区にスクールバスの時間帯まで含めた運行を検討するのであれば、運転手さんのプラスアルファが必要になる場合があるということが分かりました。

そういったことも含めて現在ですね、どのぐらいまでの運行便数と言いましょか、運行の方法も含めて路線もありますけれども、そこも含めて可能な限りは、市街地区も1回だとか2回でなくて、最低でも3回ぐらいは1日のうちに走らせたいなという思いと、それから地区の中でも、勝山方面につきましては、今現在、週1回しか走っておりません。これは常元と春日地区とのことになるんですが、その他の秋田や川南方面に向かっているものについては、実は、週2回を運行しております。小型化をして、利便性を高めるとい意味合いありますので、万が一、利用が増えていく、もしくは利用便数を増やしてほしいというような状況になれば、それにも対応できる、先程申しましたとおり、運転手さんの確保も一定程度ですね、想定をした中で現在、事業組合の方に相談をしております。

なお、車両の導入に最低でも3ヵ月以上かかるということがございまして、早くてもおそらく7月の末辺りになるのかなという現在予定をしておりますので、そこまでの期間含めまして、当然その前に周知をする、町民の皆さんに利用をしていただくための周知期間も必要になりますから、早い段階で運行方法の内容を固めて皆さんにご利用いただくための周知もしてまいりたいと、こんなようなことで考えておりますので、ご理解の方お願いしたいと思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 地区用と市街地区用、それから7月末頃を目途に開始ができればというようなお話でした。それで、事業主体が事業組合にお願いをしているということでしたけども、今、高齢者向けのハイヤーチケットを配付していますよね。そういうこと言うと、ある意味では、このバスを運行することによって、ハイヤーさんの営業に多少なりとも影響が出てくるのかなというような懸念があります。そういう意味で言えば事業組合さんの方で、その辺はいろいろ取り計らってって言いますか、

中身のことは検討していくのかなというふうにも思いますけれども、基本的にバス、有料で行うのか、今までどおり無料で行うのか、その辺りお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 捉え方としては、現在と同じへき地の患者輸送車の運行と。その中での利用拡大策として、65歳以上の高齢の方も利用してもらって結構ですという考え方で進めさせていただきたいと思っております。

それで、ご質問のハイヤーチケットの交付事業への影響はないかということについてでありますけれども、先程申しました、今回のへき地患者輸送車の運行につきましては、町側の直接事業ということなんですけれども、ハイヤーチケット交付事業については、社会福祉協議会の方で実施をいただいている事業になります。特に、へき地患者輸送車の拡大という部分に関しては、生活支援の拡大だというふうに位置付けの方を町の方でもしております。現在、ハイヤーチケットというのは、虚弱や疾病高齢者の方の通院、あるいは重度身障者の方の外出支援という形になって、年間48回分の基本料金の助成制度として実施をされているんですけれども、この方がもやはり通院しているだけで、おそらく下手するとこの48枚というのは、なくなるだろうということも想定をされますので、今回、この検討に当たりまして、社会福祉協議会の方には、年間の交付枚数の方を48回からプラス48回分は生活支援という形で枚数を倍増していただけないかというお話も、実は打診をしましたところ、今回の社会福祉協議会の補助金の方に、その方向で事業を拡大するというので、予算も盛り込まれておまして、そういったことも含めて、今回この置戸市街地区での運行については、そちらの方もこの事業を拡大することで、なるべくトータル的に影響が出ないような形を少し考えさせていただいたという側面もございます。

それから利用料金につきましては、へき地患者輸送車の運行でありますので、現在のところは、利用料金は取りません。ただですね、これは2台でどの程度運行がこれから拡大していけるかということありますけれども、原則的に運行の日については、土日、祝祭日、お盆ですとか、正月は運行しません。と言うことになると、岩藤議員の方からも何回かいろいろと地域間の公共交通の話として出てまいりましたので、先程の地区の増便ですとか、市街地区であってもさらにもう少しエリアを拡大した走り方ですとか、そういったようないろんな運行させながら地域要望にお応えしながら、言ってみれば、コミュニティバスのような動かし方ができないかということも合わせて検討させていただきたいなと、こういうふうに思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 7月末の運行に向けて、いろいろこれから検討課題があってということだと思います。有料、無料ということ言えば、議会でもいろんなところ、オンデマンドバスだとかワンコインバスだとか、いろんなところの施設を見に行ってますけども、一定程度の個人負担っていうには、あってもいいんだと思うんです。それがバス会社と同じような金額っていうことになると、大変なのかも知れませんが、本当にワンコインですとか、一回100円だよとか、そのような負担っていうのは、利用者の方は納得してくれるんだろうなと。それよりも利便性の方を高めてもらう方がいいのではないかなというふうに思いますので、その辺りも考慮して検討していただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 有料の話をいたしますと、現在の運行体制でいきますと、特別関係官庁にです、ね、手続きを取る、許可を取るという行為は必要ないんですけれども、有料になりますと、当然、陸運局ですとか、そういった国の許可とかそういうことが必要になってまいりますし、以前から申し上げておりますとおり、基本的には路線バスが走っていると、有料で走っているということもございまして、そこに与える影響もすべてひっくるめて考えていかないと、なかなか難しい課題がいっぱいあるなというふうに考えてますので、いただきましたご意見も含めまして検討させていただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

81ページ、82ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

83ページ、84ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

85ページ、86ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

87ページ、88ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

89ページ、90ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

91ページ、92ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

93ページ、94ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 老人福祉事業支援に要する経費で、負担金補助及び交付金。認知症対応型共同生活介護運営安定化事業補助金と。これ、はなおけとに対する補助金の関係だというふうに思います。これ運営安定化ということなので、いわゆる運営に対する助成というふうに受け止めているんですが、この部分について、これは一昨年からの事業だったというふうに思うんですが、今後いつまでこの事業について続けていこうと思っているのか。補正予算の中で、28年度の中で552万円ほど減額補正されておりまして、非常に運営上厳しい状況になっているのかなというふうに予想するんですが、これについては、いつまでのお考えがあるのかお聞きします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 認知症対応型共同生活介護運営に対しましての安定化補助金につきましては、今議員からもございましたように、27年度からの事業でございます。今の補助金の要綱としては、27年度から29年度までの3年間としております。この目的につきましては、要因として、平成27年度の介護報酬改定で、いわゆるグループホームの給付費、単価の減がございまして、年間の試算では300万円ほどの減額が生じるということで、この運営について支援をしていただけないかというような要請を受けて協議をした結果、その当時の改正前の単価に改正後のそれぞれの単価を掛けた時に生じる差額、300万円ほどありますけども、その2分の1程度を上限に運営の安定化ということで助成しようということで、まずは今期、介護報酬の改定がございました今期分の3年間として今の要綱があります。今後、次回の介護報酬改定、29年度に次期の介護報酬改定に向けて、また、介護保険料の策定委員会ですとかそういったところでも議論を進めながら、また、国の方の考え方として、今、処遇改善加算という介護に携わる職員が、どうしても他の業種と比べるとまだまだ単価が低いということで、担い手が不足していると、人材が不足しているということで、いろいろな資格要件に対する加算ですとかそういった部分を、また、今回随時的に29年4月からも介護報酬の改定、暫定的な臨時的改定もございまして、基本的なものは職員給与を上げるための介護に携わる職員の処遇改善加算という部分がまた充実してまいりますので、そういった今後の国の介護報酬単価の改正の動向を見ながら、次の30年以降、協議をしていきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 次の介護の改正があれば状況が変わってくるのかなというふうに思いますけども、少なくとも29年度もやるということですから、あともう1年これについては補助していくということだと思います。合わせて去年まではこのところに扶助費で159万円の助成もあったんですが、これは今年ちょっと所管替えというか、変わったわけなんですけども、159万円については、いわゆる低所得者の補助というか、いわゆる入所者の補助に対しての補助だったんですが、この部分については、150万円については、いわゆる入所者に対する補助あるなしに関わらず必要になってくるお金で、こっちの159万円については、いずれにしろ、はなおけとに、これは補助しなくても入ってくるお金なので、ちょっと意味合いが違うんですけども、ここはある程度きちっと目途を付けてやっていただきたい。個人の経営の努力というものにも期待をしたいなというふうに思うんですが、先程言いましたように、552万円ほど減額補正されて、この分が入ってこない分が非常に経営に大きな

影響を与えている部分あると思うんです。昨日、ちょっといろいろ議員の中で議論させていただいたんですけども、両老人ホーム、それから日赤もそうなんです、ある意味、このはなおけとも含めて老人のそういう福祉の部分では必要な部分だから、これはあえて仕方がないのかなというふうに思うんですが、もうちょっと企業努力というか、そういうところにも期待をしたいなというふうに思います。

それから、もう1点ですが、利子補給の部分なんです。これは去年も質問されていると思うんですが、利率について2.75で利子のうちの2分の1補助をすると。去年が68万5,000円。今年が62万円ということなんです。いわゆる貸付金の残高に対する利子ということで、去年より6万5,000円ほど下がってますので、貸付金の残高ってというのは、どの程度残っているのかちょっとお知らせいただきたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 今、議員からの質問が利子補給の方にも入りましたが、まず、認知症共同生活介護、グループホームの運営につきましては、今、置戸町としてはですね、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、そしてグループホーム、それから療養型の病床群ということで、置戸日赤さんで48床ですね、長期入院型のベッドがございます。この4つの施設につきましては、やはり今の置戸町にとっては大変必要な施設ということで、今後もこの4箇所につきましては、支援については検討を随時続けていきたいと考えております。

その中の利子補給の制度につきましては、認知症対応型生活介護の実施運営をするものが施設の資金、融資を受けるのに発生する利子の2分の1の額を助成するという利子補給制度で運営をしております。当初、利子補給の期間5年間としてまいりましたが、認知症のグループホーム、先程も補正で550万円ですね、給付費で落ちる。ほぼイコールそれだけの減収がグループホームの方で発生しているということですので、当初5年間としていたものを10年間、さらに5年間の延長をして今行っているところです。

その利子補給についてですけども、総額1億円を限度として、北見信金さんからの融資を受けて償還15年以内で、金利は年に3.5%以内の事業の借りたお金に対して利子補給しますということで行っております。各年度、半年に一回、半年分の利息を計算しまして補助しているところでございます。平成24年4月から返還が開始されて、聞いておりますのは、返済終了が39年の3月予定しているということで、要綱で1億円を上限としているところですけども、借入額は1億円ということをお聞きしております。ただ今後の、今日現在の残高につきましては、そちらの企業情報と言いますか、はっきりとした金額は申し上げられませんが、15年返還で当初1億を借りて、利息が今2分の1補助ですので63万円、その倍が利息かかっているというところでご察しいただきたいかなと考えます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 大体は予想できるんですが、去年は残高教えていただいたので、今年はどうかというふうに思うんですが、一企業ですので企業の努力というものもきちっと促していただきたい。今、552万円減額した分がそのまま企業に入ってくるお金が減った部分に繋がっているの、さらにまた厳しい状況になっているんだらうということは予想されますので、少なくともこれ以降またさ

らにということがあるとするば、やはりきちっと検討していただきたいなと思いますので、その辺については随時情報をお知らせいただきたいなと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 今、地域福祉センター所長の方から、今日までの経緯含めて説明があったわけですから、特段重複する説明は避けたいと思います。ただ、議員もご承知のように、私共がやっていると言いましようか、社会福祉協議会をお願いをしている両老人ホーム、また日赤病院、これらを含めて、はなおけともそうでありますけれども、大変厳しい状況にある。特に、入院している間のこの空き室という部分について、率直に言って相当厳しいっていう状況です。一部屋空けばそれだけ直接的に経営に影響してくる、これは社会福祉協議会の方からも老人ホームの関係について、逐次そういうような、非常に困るんだというような説明も受けているわけですし、そのことは同時に、はなおけとにおいてもそういう状況だろうというふうに思います。それと、いろんな国の制度見直しと言いましようか、そんなこともあって非常に厳しい経営状況にあるということで、一度説明も受けているところであります。内部的には、今その内容についていろいろ精査しながら検討しているわけですし、議員の皆さんにも実態含めて説明をして、行政としても、きちっと理解していただけるような中での支援は考えていかざるを得ないかなと、今の段階ではそんなふうに思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

95ページ、96ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

97ページ、98ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

99ページ、100ページ。

2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

101ページ、102ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

103ページ、104ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

105ページ、106ページ。

4款衛生費、1項保健衛生費。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 106ページの一番下になりますけども、国の政策もあって不妊治療費助成金を出すということになりましたが、非常に内容的に他の案件にまして繊細と言いますか、プライバシー保護等ちょっと気をつけていかなければならないなというふうに思っているところです。この不妊治療費助成金を受ける際の方策と申しますか、助成金を受けるための手続き等で何かそういった部分で注意をされているようなことがあるのか。また、手続き方法の周知等の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この不妊治療に関する助成の制度につきましては、北海道において実際もう開始をされておりまして、そういったご結婚された時ですとか、各ホームページ等で道の方は周知されていて、道の方の助成を現在までも受けられているという方もいらっしゃいます。こちらで押さえている範囲では、ここ3～4年でも年間2組ないし3組が不妊治療を行って、無事お子さんに恵まれたというようなことを聞いておりますが、これは無事産まれた方から聞いている話ですので、不妊治療を行った結果、駄目であったという方については、ちょっと情報が入ってきておりません。やはりこの辺につきましては、なかなか慎重にいかないと、町に相談したら噂が広まって恥ずかしい目にあったとかそういうことがないように、保健師もそういうところで気を配りながら、ある程度はやはり全体的な周知の中で制度を活用していただきたいということで考えておりますので、まずは、道の方でも周知はしておりますので、そちらですとか町のお知らせ等、ホームページですとか、そちらでも周知は徹底していきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 今のところで関連と申しますか、他町村の経過と申しますか、他所の町相当数これに力を入れているというか、悩んでいる人が多いということで、町としても独自の対策をしているところもあると聞いております。今回は、こういう道の予算ということでありますけども、次に向けては、本当に悩んでいる人たちが何とかいい方向に迎えるように施策をしていただきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 予算の説明でも若干ご説明しましたけども、まず、道が今まで実施をしております。大体、不妊治療をする際に、初回で30万円ほどかかります。2回目以降も30万円ほどかかるんですけども、道としては15万円がもう上限だということで、その残りの15万円がなかなか支払いができないということで、今回、町の方の助成で15万円を追加して負担を軽減して、40歳未満の方は6回、43歳未満の方は初回で3回ということで、予算を組んでいるところです。

近隣市町村では、もう2～3年前から町ないし市の事業として行っているところで、実は、置戸町としては、少し遅れながらの開始ということで進めておりますが、ただ、一般不妊治療ということで、こちらについては、保険適用の部分と保険適用外の方がございます。一般不妊治療の保険対応では、タイミング療法という療法と薬物療法というものがございまして、そちらの数千円程度で保険適用ですで行いますが、保険適用外の2子目以降の人工授精ですね、そういった部分が1万円から2万円程度かかるということも、今回の置戸町の補助内容としては盛り込んでおります。こちらについては、管内では、網走と大空町といったところしかまだ行っていない事業ですので、置戸の出生数が伸びてきているというようなお話も申しあげましたけども、そういった部分でこういったところも今後の出生数増に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

107ページ、108ページ。

質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

109ページ、110ページ。

質疑はありますか。

4番。

○4番 佐藤議員 110ページの一番下、置戸赤十字病院に対する補助金なんですけど、この日赤の補助に対しては、通例ですね、特別交付税措置で10年財源措置してきたということでありまして、これがどんどん全国的にもエスカレートしてきて、国の特別交付税も段々財源が厳しくなっているということを聞いているんですが、現実的に9,600万円ですよ、今年の補助金は。これに対する特別交付税の措置ってというのは、ある程度100%じゃなくて減額した中での見込みをいっているのか、それとも100%全部見込んでいるのか、その辺知らせてほしいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 交付税の財源措置の関係でありますので、私の方から説明をさせていただきます。この病院に対する支援につきましては、以前からも特別交付税のルール分といえましょうか、規定の項目としてございました。これまでにつきましては、限度額はあるんですけども、置戸赤十字病院でありますと、95床に単価を掛けてということになりますけれども、約1億2,000万円近い限度額の範囲で、これまでは100%措置をされてまいりました。ただ、全国的な状況から要望が予算より膨らみまして、なかなか100%の対応ができないということから、平成28年度から算定方式が変わりまして、マックスで8割と。ですから、1億円要望した場合に、マックスで8,000万円、もしくはそれ以下と。ちょっとここは2段階の積算をした中で数字の低い方というような、ちょっと計算の仕方ありますので、それ以上申しあげませんけれども、と言うことに平成28年度から変わりまして、この分につきましては、12月交付分の交付税で措置されておまして、平成28年で申しあげますと、私共の方から日赤病院に補助金をした額の8割ちようどが特別交付税で措置を

されたところであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 それで、29年、新年度ですね、この場合は、一部暖房配管の工事っていうことも入っているようですが、こういった病院全体の維持管理費についても、日赤自体が年数経ってくると、そういうことも当然出てくるんだと思うんですが、これらに対して、今マックス80っていうことなんですけど、こういったことも補助対象になっていくのかどうかということと、通常は、いわゆる病院の機器ですね。当然、医療に関わるそういった直接的な器具、機器、それから去年の場合は、職員の住宅ということでの補助だったんですけども、段々こういったエスカレートして行って、維持管理費もあってこういったことで補助しなきゃならないのかなという、ちょっとドキッとするところもあるんですけど、ただ、これが一定程度の基準の中で特別交付税の基準の中でみられるということであれば、それはそれとして、地元としてはありがたいことだと思うんですが、そういったことも含めて、今後こういった病院自体の維持管理費に対する要望っていうか要請ですね、日赤の方から出てくる可能性としてはどうなんでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 特交の財源につきましては、ただいま町づくり企画課長の方から説明があったとおりです。過去、平成27年度までは、特交でほぼ単価の上限等もありますけども、10割が入ってきたというような状況もあって、日本赤十字社の本社的には、もうそういうもんだという押さえで要望していたっていうところも過去にはあったんですけども、その辺は、こちらの置戸赤十字病院さんと随時協議ですとか、こちらの状況の情報交換、提供等しまして、今後についても協議を進めているところです。補正で社宅についてもお願いをしまして、社宅も完成して、その分28年度、先程報告いたしました、12月の交付分でほぼ8割ちょうど入ってきたということですので、こういった前回の社宅工事、それに伴う外構工事含めて、対象には今後も過疎地域の医療の充実ということでは、対象となってくるところは見込みとして考えられますが、ただ、27年度まで10割だったものが、28年度から8割と。今後も7割、若しくは5割と、そういったところも想定をしていかなければならないと考えております。

基本的には、医療の充実という部分をメインに要望を受けて協議をさせていただいているところで、過去定額でほぼ1,000万円という、医者の人件費にかかる部分での補助というところがずっと行っておりましたが、ここ数年こういった社宅ですとか、今回の暖房の配管等が入ってきております。これにつきましては、建物が平成9年で19年ほど経過してきたというところで、今回の配管工事等も入ってきております。今後につきましても配管工事に伴って、今度は、暖房ですとか、何年か前に購入しましたCTスキャン装置ですとか、そういった部分の更新等も随時出てくることは想定されます。今後の予定につきましても、いろいろ向こうから情報提供をいただいているんですけども、町としても財源確保に向けて、今後の総合計画等に盛り込む上で、町の財政状況、後は、日赤さんの努力でどこまでいけるかといった部分を随時協議しながら慎重に進めていきたいと考えておりますが、唯一の医療機関というところで、できる限りの支援はしていかなければならないと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

111ページ、112ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 健診等に要する経費、扶助費ですか、町長の方からも大変勧められている、脳ドック検査についてなんですけども、一つに、昨年の実績と、また、この脳ドックに対しての私の認識として、今対象となる病院が北見で、今ちょっと頭の中には2つほどしか浮かばないんですけども、その2つの病院の中でも、脳ドックの検査料という部分で額面が違って、さらに検査を申し込んで、早期に申し込まない限り、なかなか忙しくて病院の方としても受け入れられないというような状況をお聞きしております。そうこうしているうちに、おそらく面倒くさくて結局脳ドックを諦めようかというような、私自身の気持ちもそうなんですけども、どうしてもなかなか行く勇気が出ないというような状況になっているのかというふうに思いますけれども、町で取りまとめをするのですとか、さらに助成金の増額等をして、できるだけ健診を受けていただけるような政策を取っていくべきだというふうに思うのですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 まず、脳ドック検診の実績でございますけども、直近で平成26年から申し上げますと、26年20人。27年22人。28年度見込み15人でございます。1万円の助成になります、各医療機関によって脳ドックに対する検査項目という部分が違ってきます。それと、内容につきましても、多いのに安いというところと、少ないんですけども高いと、1万4,000円ぐらいかかるといったところが、代表的なところで道東脳神経外科さんですとか、北星記念病院さんですとか、そうったところが大体受診されている大きなところですが、その病院によって実施の検査内容が異なります。これは、それぞれで選択をしていただいて受診をした料金に対して1万円を上限に、1万円分を助成するという事です。後は、受診される方がどちらを選択するかというところは、それはお任せしております。石井議員がおっしゃいましたとおり、申し込みをして、今年度につきましても、11月の段階でまだ一人しか申請が上がってこないものですから、これは周知が悪いのか、促しが悪いのかということで、一斉にもう一度電話で確認をさせていただきました。今年度、1月、2月と何とか出てきて、15人の見込みになっておりますが、やはり申し込みをしたはいいけども、いざ行くとなるとおっくうになってきて、なかなか脳の検査で時間をかけてとなると、それとまた、受付をするのに、やはり3~4ヵ月先でしか取れないというような状況もあって、その2から3ないしの医療機関において脳ドックというものも結構受診される方も増えてきておりますので、近隣市町村でも。その辺は、医療機関の方でも少しいい方法ということで、ちょっとお願いもしているところなんですけども、現状は3~4ヵ月は待ちがあるということですので、もう少し受診でしやすい方法を医師会の方とも協議をしていきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 関連で、実は脳ドックの話聞きまして、福祉センターに相談に行ったんですね。残

念ながら65歳ということで私、年齢オーバーになったんですけど、所長がいろいろ一生懸命推進しているということなんだけど、少し対象範囲っていうのをある程度広げて、65歳過ぎても一定程度こういった病気っていうのは発生率が高いと思うので、その辺どうでしょうかね。低いんであればその辺拡大して、1万円の助成金なんですけど、あればありがたいと思うんですけど、これは検討課題としてあれしてください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 いろいろな検査ですとか、健診等ございますけども、どこに重点を置くかという部分では、どうしても疾病にかかりやすい部分ですとか、気を付けなければならない年齢を主体に対象年齢を設定しておりますが、やはり最近、70前後ですね、そういった疾病にかかられる方もおります。町の施策といたしましても、生涯現役で働きましようみたいな、そんな施策の雰囲気もありながら、65歳以上になったら、そしたら脳ドックとか検査しなくていいのかというふうに捉えられないように、その辺は今後、対象枠については検討していきたいと考えます。それが、ここは単価が安いからとか、先程、不妊治療みたく15万円とか、そういう単価の設定等いろいろ研修の内容も全体的含めて、どこに重点を置くかというところも、どうしても加味をしなければならないですけども、置戸町の人口構成から言っても、65、70、80代の皆さん元気で活躍しておられますので、その辺も考慮しながら検討はしていきたいと考えております。即ですね、4月から変えられるかといいますと、ちょっと時間はいただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

113ページ、114ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

115ページ、116ページ。

2項清掃費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

117ページ、118ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

119ページ、120ページ。

5款労働費、1項労働諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

121ページ、122ページ。

6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

123ページ、124ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

125ページ、126ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

127ページ、128ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 負担金補助及び交付金というところですけども、昨年クリーン農業の推進協議会への補助金ありましたけど、今年度予算でなくなっている部分についての説明をお願いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 予算編成にあたりまして関係団体とも協議をさせていただいた中で、クリーン農業推進協議会の事務局を持っております農協の方と協議をさせていただいた中で、近年のクリーン農業の推進協議会の事実上の実態といたしましては、ヤーコン、イエスクリーンの宣伝、それから製品の宣伝、本当はもっと広く事業主体は持っていたんですけども、低農薬、それから環境に負荷をかけない農業の推進ということだったんですけども、事業実態がその方に向かっておりまして、事実上ヤーコンの生産の事業費の中では、今補助金をあえて必要としないんですという申し出がありましたので、今回計上を見送ってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

129ページ、130ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 果実・園芸作物圃場に要する経費。今回、北海道ワインの方から技術職の方を招いてということで、30万円の予算ということの説明だったと思います。この部分、ワインの部分は何年間もずっとどうするんだというようなことで話は出ておりますけども、まず昨年度の実績だけお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 昨年は、全道的にも不作の年だったというふうにお伺いしてまして、うちの圃場、菜園の圃場の方もですね、ぶどうは144キロと近年まれに見る不作でございました。売り上げは、ぶどうの売り上げとしては3万円。その他の小果樹で15万円ほどで、本年度の売り上げは18万円というふうになってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 去年でしたか一昨年でしたか、圃場の方を違う場所に、横のところに造成しなおしてそれに期待してほしいというようなことの説明があったと思います。ワインもそうなんですけども、近年、置戸の中で言われているのは、本当に特産品たるお土産にするものが町内でないよねと、そんなような声が多く聞かれます。ここには出ていないんですけども、白花豆の焼酎も、もうそろそろ底を着くんじゃないかというようなお話もあります。それで、焼酎の件なんですけども、豆は栽培している農家さんがまだおりますし、醸造メーカーっていうか、作ってくれるところは、多分、清里町とかその辺にお願いすると可能なのかなというふうにも思いますが、ワインももちろんなんですけども、この白花豆焼酎、40度ですか、結構美味しいという人気もあったと思います。そういう意味で継続していくというような思いはないかどうかお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 質問の順番と逆になるかも知れませんが、ぶどう園の方は先程の実績の中で、それから近年の作付けをもう一度取り戻して生産を増やしていきたいという流れの中で、来年度は講師をお招きして、年4回ほどなんですけども技術指導を受けた中で何とか生産を上げていきたいと。それから同じように置戸の特産品であります、白花焼酎ですね、これ産業委員会の中でもお話がありましたけども、現在、生産をしていただいていると言いますか、お預かりしていただいている美峰酒類さんの方には以前から、今回の樽でもう終わりですよということを通告されてございます。その中でも新たな置戸の今までのネームバリューでもあります、白花焼酎を簡単になくしていいのかということで、いろんなことを探るべきではないかということで、管内でいけば清里さんには焼酎工場がありますよというようなお話もいただいておりますが、まだ接触はしていないんですけども、美峰酒類さんのまだ残量が確定できてませんので、それも含めてどとらかで醸造をお願いできる場所があるか模索していきたいとは思いますが、美峰酒類さんとのうちとの契約は、置戸ではリスクを背負わない。あちらで預かっていただいて、出荷もあちらでやっていただいて、その間コストはかかっていない、こちらの方ではかかっていないというような有利な条件でやらせていただいていたんですけども、もしも違う業者さんを探すにしても、全量を買っていただきたいたとか、そういう商売の関係の方も絡んでいきますので、物流含めると、酒の小売業組合だとかそちらとも協議をしながら進めなければ、簡単に製造を委託するだけではすまない部分もありますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 あんまりくどくするつもりもありませんけれども、本当にお酒の販売ということになると、酒販の免許が必要だとか、置戸で言えば、酒組合の問題があったりだとか難しい問題あるん

でしょうけれども、ゆうゆがせっかく今回リニューアルオープンして、きっと売店ができてということになるんだと思いますけれども、そこに置戸の特産品、この間、オケクラフトを置いたらどうだとかってというような話もありましたけれども、食に関するものっていうのはリピートが多いので、できるだけ白花豆も近いうちにもう一回たくさん出回るような形で進めていただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 議員のおっしゃるとおり、ちょっと話はずれるのかも知れませんが、ゆうゆ再開にあたっては、置戸の情報発信であったり、特産品を置くスペースであったり、そういうことが大事ですということで、経営陣の方からもお話をお聞きしておりますので、その中でゆうゆの経営の側面支援になるかどうかはちょっと定かではありませんけれども、置戸町全体の活性化の中では、やはり特産品を少しでも作って残していきたいなというふうに考えてございます。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 今、特産品という話がありました。今、果樹の関係ですけども、置戸ワインと申しますか、ぶどうで作るものについては、地場産の何割かとか醸造の関係とかで置戸の名前が使えないんでないかという話も前にあったと思いますけど、その辺分かっていればお知らせください。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 平成27年の10月の法律ができて、ラベル法と言われる法律なんですけども、ワインにターゲットを絞られまして、産地、それから醸造所等を規制する法律でございまして、この法律の執行、始まりは30年の10月30日というふうに、まだ1年以上余裕があります。その前段で北海道ワインさんとは協議をして、今年中に解決していきたいというふうに事前の申し合わせはしていますが、概要といたしましては、本町の生産のぶどうが85%以上なければ置戸産ということには言えないですよ。それから醸造所が置戸になれば置戸ワインという表示もできませんということになってますので、その細かいことは置戸を類推するような名前も駄目とかいろんな規定はあるんですけども、それを何とかクリアできるような、炎の里っていう山ぶどうワインは、きっと炎の里っていうのは、これは全然何ともないんですが、それに置戸っていうのがつくアウトということになりますので、そのような逃げ道はないかっていうのはおかしいんですが、何か置戸をイメージさせながらも特産品として生きれる道がないか北海道ワインと協議してまいりたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 ワインでジーガレーベについては、非常に期待感は私としては個人的に持っているんですね。それで、この種類というのは、本当に道内でも置戸ぐらいしかないっていうような非常に珍しい種類で、しかも一度大きく生産した時もあったんですけど、このジーガ、去年250本苗木で植えて、今度350本ですか今年予算見ているんですけど、これらの成長率っていうのか、ある程度置戸の地域っていうか、そういう気候にある程度まだ順応していけるっていう、そういう将来見通し、そういったものがある程度見込めているということでの、これからの戦略っていうかなるかなと思うんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 議員のおっしゃるとおり、ジーガレーベ酒というのは、独特な風味もありました

し、北海道でいけば置戸しかないだろうというような種類で品種導入されてきたんですが、一時1トンを超える生産があった時もあったんですけど、それをピークに下降線を辿りまして、何とかジーガレーベで置戸のワインの代表銘柄としていきたいということで生産を増やしてきた、作付けを増やしてきた経過にありますが、近年、新苗で入れたジーガレーベにつきましては、まだ実を付けないような状態にあります。それは、栽培技術が悪いのか、土壌が悪いのか、苗が悪いのかははっきりしないところがあります。今年ですね、技術指導も受けながらどうするか本当に最終的には判断しなければならぬと思いますが、赤のワインの苗も多少入れていくことになってます。それから白の混合は違う後継品種も視野に入れながら、もしもジーガが駄目であれば、次の後継品種も含めて検討していかなければならないというふうに思っております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 今日の道新、課長見たかどうか分かりませんが、北海道で高橋知事が昨日の議会答弁の中でも、北海道ワインの産業強化ということで、北大と協力して苗木の栽培と栽培技術の確立ということで、今年から本格的に支援しようということで、今日の新聞に載ってました。やっぱり北海道は、ぶどうの栽培はすごく多いようですから、そういう面では、こういう苗木の育成、あるいは人材の育成に協議、参加して、やはりもっと特産品を増やす方法を考えるようにしていったらどうなのかと思いますが、その辺についてはどう思いますか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 新聞報道で今年、北海道、それから北大、北海道ワインという企業名も出ていますけども、そういうところで連携をしながら北海道のワインを普及、それから生産を伸ばしていこうと。以前からワインと言えば山梨という、甲府というのが有名だったんですけど、今は日本中各地でぶどう栽培というのは始まっていて、どちらかというと緯度の高いところ、それから高度の高いところ、きっと温暖化の関係もあるんでしょうけども、東北地方から今北海道の方に徐々に生産量は移ってきていると。先程の苗木の栽培技術っていうことでいきますと、本町でお願いしています、ジーガレーベの苗っていうのは、今、山形の方で栽培、作っていただいて、そこが技術的には集積されているところだと思うんですけども、これが北海道の方で本格的に苗木の栽培まで技術力を高めていくということであれば、そちらの方も連携を取りながら情報を得ながら、うちのメリットになるような連携をしていきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 ジャガイモシストセンチュウ拡散防止対策事業の補助金ということで、5万4,000円。これ前年と同じ額なんですけど、報道等でもよくご承知だと思うんですが、一昨年、網走の地域でシロシストが発生をしました。これは、今のところ発生地域としては、ヨーロッパ地域ではないかということで、これに対する抵抗性品種はないので、一度発生するともうジャガイモ生産は、今のところはできないよということで対策を練っているんですけども、発生地域がある程度特定をされて地域も公表されました。網走の濤沸湖周辺の藻琴山から湖までの周辺の9地区が発生地域として明らかにされているんですけども、当初から面積が約3倍ぐらいになってます。今の実態調査は、その地域しかやっていないんですね。実際の発生地域のみは今調査っていうことで、これからまた新たに昨年の土

壤検診の結果が出てくるので、今現状では600ヘクタールぐらいの発生状況になっています。これ一昨年出た時に、77~8ヘクタールだったような気がするんですが、もうそれが既に600ヘクタール近く、そこまで発生をする状況になっていて、これから改めて網走全域の調査が始まるってような状況なんですね。まだ他の地域には拡散していないけれども、何しろ10年ぐらいのスパンで考えてみないと発生するかどうかというの、なかなか状況としては分からない。だから実際の話、もうすでに侵入しているけど、これから発生するまで、発生が確認されるまで10年かかるってということ考えると、決して暗たんとして黙って見てられないなという状況だと思うんです。そこで、今後の対策としてどういうことが想定されるのか。果たして、この予算だけで大丈夫なのかということも心配なんですけども、今後の活動の計画なり、対策なり、そういうところはどうかということも一点ありますので、それをまずちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 議員もご承知のとおり、本町ではまだシロシストの発生っていうことは報告は受けてございませんが、年が明けてから網走での農水省の発表では、あつという間に汚染地域が拡大していると。作付面積の3分の1程度になっているのではないだろうかというような報道もあって、これは安閑と置戸も今言われたとおり、もしかすると、今発見されてないだけで入っている可能性だってなきにしもあらず、これからの対策については、そういうのも含めて事前の防御策も大事だというふうに思っておりますが、まだ、シロシストの対策については、きたみらいの方でもまだ予防というところではなってますけども侵入が確認されていないので、本格的な連携を取りながら、どうしていくっていう方法まだ自治体とは話していない中で、本町におきましては、以前出ましたシストセンチウの圃場の対策として、この5万4,000円を計上させていただいています。昨年につきましては、その圃場ですね、試験栽培ということで抵抗性のある作物の種の供給を受けまして、農協と役場の方で栽培しているんですけど、まだその結果がどれほど減ったのか、効果があったのかっていうのは検証できてません。本町におきましてはまだその段階で、今後、関係機関と協議しながら、シロシストの関係につきましては、対策を考えていきたいと思っております。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 確認をされてる地域、極めて限定されていて、今、網走のその地域、9地区なんですけど、そもそもあの地域に発生したことが非常に大きな問題で、従来のシストも爆発的にあの地域から増えたというような、ある意味では、その地域のモラルとかそういうところも問われるんですけども、それに比較すると、今、訓子府町で最初に発見されてから5箇所、それから置戸町で1箇所というところで、それ以降拡大した確認はされておられませんし、訓子府については、ほぼ今土壤検査しても確認をできないところまで密度が下がっていて、決してゼロではないので、これはゼロにはならないので、仮に、もしまた抵抗性のない品種を作付けすると、また爆発的に増えるという可能性があるもので、これは継続的にずっとやっていかなきゃならないというふうに思います。置戸の箇所については、毎年調査をしていますし、昨年は抵抗性の野生のトマトの品種を播種して、それによってどれだけ密度が下がったかっていうような調査もしてますけども、やはり場所によっては、中密度のところもあるし、全体が確認される状況まだ続いていますので、これは継続的にやっていただきたいなというふうに思いますし、今のシロシストについては、やはり管内挙げて拡散防止対策を打っていかなく

ば、網走の二の舞になってしまうと、そういう懸念がありますので、是非その辺は今後は予算のところも含めて考えて対策を打っていただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 議員もご承知だというふうに思いますけれども、網走でシロが出た時に、どうも行政として動きが鈍すぎるんじゃないのかと。同じ行政を預かるものとしては、なかなか言いにくかったんですが、隣の町長と一緒に、実は、農業組織にそのことを申し上げました。議員もご承知のように、置戸でセンチウが出た時に、お金もそうですけれども精神的にも相当しんどい思いました。私も道庁の方に行きまして、この防除対策っていうか防御対策をする面積の関係についても、随分いろいろやり取りしてきました。それだけに本当に大変だったという思いがするんですけれども、その割にはシロの時に発生した、行政としての動きが極めて鈍すぎるんじゃないのかと。農協団体として、いかなものなのかということも実は言わせていただきました。そんなことがあって、別に犯人探しをするわけじゃありませんけれども、ある程度、場所っていいでしょうか、これは明らかにしていけないと、農業者の安泰だけでは守れる問題でもありませんから、いろんな関係する人たちの影響もあるわけですから、まず明らかにするということが大事でないのかと。そこから対策を講じなければ、他の町からすると、全然うちの町には関係ないというような見通しとか見方しかしないんじゃないかというようなことも含めて申し上げました。それから、相当スピーディに対策を講ずるようになってきたし、状況の公表もするようになってきたというふうに思います。不幸にしてそういうようなことが網走で出ましたけれども、これはうちもそうですし隣の訓子府町もそうですけれども、やっぱり大変な重荷って言ってしまうか、それを背負って対策を講じてきたわけですから、それは決して対岸の火事だなんていうふうに思っているわけにはいかないというのが、このセンチウの問題だというふうに思いますので、今は網走市も含めてですけれども、一生懸命この対策に努力をしていると、そんなふうに思っていますのでご理解いただければと。同じ行政を預かる立場としてご理解いただきたいと、そういうふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、しばらく休憩します。2時50分から再開します。

休憩 14時29分

再開 14時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

〈議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算事項別明細書。

131ページ、132ページ。

質疑の前に、説明員の方をお願いいたします。マイクを手元に近づけて話して下さい。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

133ページ、134ページ。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 一番上段の補助金の中で、新規で家畜疾病未然防止対策事業補助金なんですけど、これ新規ということなんですけど、このワクチンを投与するということなんですけど、その対象牛とか具体的にこの対策っていうのかな、教えていただきたいと思います。それで、52%から80%に上げるということなんですけど、大よそどのぐらいの頭数になるのか、具体的な対象牛について説明をお願いします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 本年度、新規に計上いたしました家畜疾病未然防止対策事業の補助金は、説明の時にも申し上げましたけども、従来やってました、牛の5混、6混に含まれてますIBRワクチンを含むワクチン全体の向上と、それから新規の乳房炎ワクチン、これは新薬でございますが、その2本立ての補助事業となっております。今の実頭数は、詳細頭数ここで明示できませんけども、本町52%と近隣町村の中では最低となっております。それは、産まれた時からワクチン接種プログラムをやっていかなければ、これは効果的ではないということで、若い牛からの接種を進めてはいるんですけども、いまだ52%ということになっております。対象牛は、5混の生でいけば、生まれてから6ヵ月以上であれば接種できるような状況になってますけども、本町においては全体としては52%ということになってます。頭数につきましては、後程ご報告申し上げます。その中で、3カ年の事業を継続する中で、接種率、これは80%というのは簡単な数字ではない数字でございます、80%あれば牛分で1頭、2頭発生しても、それは広がりを見せないという目標値でございますので、この数値を目指して農協と共に接種の励行、それから啓蒙復旧を進めてまいりたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

135ページ、136ページ。

2項林業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

137ページ、138ページ。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 13節の林道の維持補修の関係なんですけど、先般、議会報告会で若い青年の人達と話をした時に、町有林の林道については、草刈りもしてないし非常に石がごろごろ落ちているということが言われてます。それで、この委託料の中でそういう事業ができるのかどうかお聞きしたい。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 本年度増額させていただきましたのは、昨年の災害以来、相当傷んでいることを想定いたしまして、これからの融雪期にどれほど土砂が流亡していくか分からないということも含めまして、委託料相当増額してございます。これにつきましては、今議員おっしゃられるとおり、一般の民有林道以外の町有林に入っている林道、もしくは作業路の整備の方に充てていきたいというふうに思ってますし、従来であれば、原材料で直営でお願いした部分もありましたが、それだけではおっつかないと。ブルの投入も含めて委託料ということで今年は計上をさせていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

139ページ、140ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

141ページ、142ページ。

7款商工費。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 従来と変えまして、80%の利子補給の形になる新たな町融資の形かなと思いますが、補償料と言いますか、そういうものもべっこにかかるような形の融資があらうかと思うんですが、そういうところの補給ということは考えてないわけでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 今言われましたのは中小企業金融資金の関係で、本町の融資制度は、平成14年に今の制度ができておりまして、その時から制度改正は何回かしているんですが、補償料も含めての利子補給制度となっております。従来であれば、補償料も含めて2%まで末端の負担で借りられるような利子補給率を設定していたんですが、今は低金利時代になりまして貸付利率が下がってございまして、実際の補給率は相当低い実態になっていた中で、昨年の11月来、信金さん、それから商工会と金融会を開催した中で、実効のある融資施策を考えていただきたいということと、それから地域の経済の活性化を含めて新規投資を誘導するにはどうすればいいかということで、今回、管内の利子補給制度等を研究しながら80%までの利子補給をするということで、今回、予算計上させていただいた予算でございます。管内では、補償料を含めずに利子補給をして、無利子化をしている町もあるというふうに伺ってますけども、うちは補償料含めると相当有利な、今回予算をいただければ制度になるというふうに思っております。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 商工会の方で、国金ですとか道融資ですとか、そういうところの融資の枠もございまして。隣町では、補償料はすべてみないで、かかる利息に対しての、それとは別の補助という形で、

かなり有利な融資枠になっているようですので、使いやすい形で商工業者が使える制度融資になってほしいなと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 運用に当たりましては、十分関係機関と協議しながら実施をしていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

143ページ、144ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

145ページ、146ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

147ページ、148ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 若者交流センター管理に要する経費のところなんですが、長期で18人の入居。それから短期で年間130人ぐらいというような説明だったと思います。今の長期で入っている人たちの実績っていったら変ですけども、18人いるということなのでそれが実績かも知れませんが、どのような人が入っているのっていうのも、またこれも難しい話でしょうけども、実態といたしまして、どんな方が長期的にここに入っているのかっていうことを伺いたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 今、若者交流センターでは、26部屋ございまして、そのうち4部屋はホテル並みに一度改修をさせていただいて、その日お泊りになる方用ということで、その他、長期滞在できる部屋は22部屋。そのうち予算の説明の時に申し上げましたとおり、18名の方が現在入居されています。一人ひとりの状況お話しするわけにはいきませんが、総体的には、町内で働かれています方がもっぱらで独身の方が多いです。単身で来られているっていう人もおられますけども、それは産業分野でいけば、農業分野の人もおられますし、それから福祉施設でお勤めの方もおられますし、商業分野でお勤めの方もおられます。それぞれ長くお住まいになられているのは、安いということが相当メリットとして感じられていると思います。電気料と個別にはかかりませんが、暖房料もかかりません。その中での料金設定ですので、皆さん長期に滞在される傾向が多くなってきているという状況になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 特段と言いますか、役場の職員を特別扱いするつもりもないんですけども、聞くと
ころによりますと、役場の職員がいたりとか、消防の職員もいたりとか、町内で言えば、給与的に言
えば、優遇された若者、単身者が長期的に入っていると。それも長期といっても本当に何ヵ月とい
うことじゃなくて、何年もというような形になっていると思います。この若者交流センターというもの
の本来の意味合いを考えると、どうなんでしょうかね。そういった将来を見据えて置戸に住み続ける
職業についている方々には、ぜひとも自前の住宅を用意するなり、あるいは町営住宅を用意するなり
と、そんなことで進めていった方が流動的に置戸町に町外から来られる方の定住対策に繋がったりだ
とか、そういう意味で広がりが出てくるのかなというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 まず最初に、先程の答弁の中で間違いがございましたので、訂正させていただきます。
暖房料は取っていないということだったんですが、暖房料加算として施設使用料いただいてござ
います。その上でご説明申し上げます。もともとこの施設は、置戸高校の男子生徒用の宿泊寮とし
て建設された経過ございまして、その後、男女差をなくして、置戸高校の生徒さんを博愛寮の方に
一元化された中で、これは活用法ということで一般の方も泊めするように、それが普通になった経過
にございます。条例の中には、置戸で研修のため、国際交流のため、学術調査のため、オケクラフト
の振興、就学のため、その他町長が認める人であれば、この町長が認める者であれば誰でも入れると
いう条項になっておりまして、いわばアパートということになってございます。そんな中で、何とか
町内の経済ということも考えれば、民間住宅も建設されているし、町営住宅の方もあるじゃないかと。
所得の高い方については、お引き取りいただくようなことも考えたらどうかということのご提案だ
ったんですけど、そこの線引きがなかなか非常に難しいところで、あの施設安くて温かいしいって
いうお話もあるんですけども、プライバシーだとか流しは皆の集合流しで、それである程度本人も制約
をされているということを理解した上で、ここがいいという判断をされてますので、もうちょっと違
う生活をしたいという人であれば、あそこを出てシングルピア、それから今回募集されている新しい
住宅の方に移るといってもお聞きしてますので、それは今こちらで誘導しなくても自動的に動いて
いくのかなと思います。ただ、今のところは、先程言いましたように、満杯までは行ってないんですけ
ども、今後、いろんな方が来られた時に、入る部屋がないんじゃないかということも想定されますの
で、民間住宅の活用等も含めながら、お勧めしたりした中で利用者の方とお話をしていければと思っ
てますが、強制はできないと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

149ページ、150ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 負担金補助及び交付金、一番下段でありますけども、今回、置戸町観光協会補助金、
70万円アップの350万円ということではありますが、手元に従前のパンフレットがございまして。置
戸マップと観光ガイドという2本立てなんですけども、今回、パンフの発行にあたっては、やはりこ

のような2本立てにして何枚発行するのかどうかをまず伺いたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 観光協会の事業の方で今回計上させていただいておりますので、詳細観光協会の方で練っていませんので、どのようなマップを載せるかだとか図柄の方は確定できていません。ただ、議員言われるように、2つ前はマップ載ってるような観光の宣伝材もあるし、お店が載っているのもあるし、それから特産品がもうないものも含めて載ってるパンフレットもあるということだったので、あまり枚数を作らず、お店の状況だとか特産品の状況も変わってきますので、枚数を作らず、1年、2年でなくなるような情報、厚いものでなくて経費をかけずに作っていく方向では、観光協会の方では議論しているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 ちょっと気になっている内容なんですけども、これ前回の部分で、お食事処ですとか飲食店等載っております。また、銀行関係、給油サービス、コンビニエンスストア等の電話番号等書いてあるんですけども、実際に、例えば、自分がこういったものを手にした時に、もし万が一、病気にかかったですとか、何かの薬がほしいだとかってというような事態があった時、また、まちの中を走っていて熊に出会ってしまったと。そんな時に110番をするのか、また、急病の場合は、119番をするのかってというような状況もあろうかとは思いますが、やはり観光客、また、お出でいただいた人たちに詳細な状況を知らせるのであれば、病院の番号ですとか、また、警察の派出所の番号ですとかそういった部分、また、ロードサービスを受けるための自動車整備工場等の案内というようなのも載せた方がいいのではないかなというような思いで、これまでのパンフを見てきておりますので、次新しく作る時には、そういったものを含めたものができればいいなというふうに思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 作成に当たりましては、観光協会の方とも十分協議をしながら、便利で、それから見やすく、飽きないパンフレットを作りたいと思ってございますので、ご承知いたしました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

151ページ、152ページ。

8款土木費、1項土木管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

153ページ、154ページ。

2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 委託料の図根点の調査の関係ですけども、もう一回中身を説明いただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○深川産業振興課長 新年度に向けて予算計上いたしました、図根点の調査費用でございます。これにつきましては、130万円を計上させていただいたんですが、地籍調査の時点で図根点は置戸町に368点ございます。この図根点をもとに測量調査簿が多々発行されるわけですし、この基準点といわれる図根点368箇所について、多々石がないところが見受けられて、その時その時に測量調査の成果を出す時に、不便を来しているという状況が見受けられます。その内、山の中だとかそういうところは利用率が低いでしょうから、250点程度選び出して、よく調査簿が出るような市街地区を中心に、畑地区を中心に、この250点あるかないかをすべて確認をさせていただきたいという調査の委託料でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 町道敷地確定に要する経費というところで、委託料の中で、秋田幸岡の井上さんのところという話がありましたけど、その内容についてもう一度お知らせください。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 今お話がありましたとおり、町道幸岡西3号線ということで、井上さんのところまでは町道認定されております。ただ、井上さんから幸秋線に向かった部分については町道認定されておらず、秋田地区の懇談会でも2年に続いて町道認定の要望がございました。したがって、その町道認定、起終点の変更になるかと思えますけれども、まず、現況の測量をいたしまして、台帳図、町道認定に必要な現況測量を行ってからというふうを考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 年度でそういうことをして、それ以降には町道に持っていくということによろしいですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 はい、そのような形で考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

155ページ、156ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

157ページ、158ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

159ページ、160ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 地方道改修事業に要する経費の、午前中にも聞かせていただきました。予定が100メートルが75メートルになりましたよってということで、単純にあの延長上も基本的には同じような状況なので、1,300万円ということは大体約300メートル、当初の予算であれば1,300万円きちんと確保できるかどうかについても、ちょっと不明だというような説明でした。当初予算として、1,300万円と。仮にこれが1,300万円予算確保すれば、300メートル確保できないんじゃないかと。240～50メートルぐらいになっちゃうんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議員のおっしゃるとおりで、今年でいきますと400万円で75メートルですから、メートル換算にすると、5万3,000円。それを加味しますと、1,300万円あれば250メートル内外だろうというふうに踏んでます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

161ページ、162ページ。

3項河川費、4項住宅費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

163ページ、164ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 公営住宅建設事業に要する経費ということなんですけども、たまたま黄色い説明資料の17ページですか、これには町道のまちなか通り線ということの図面なんですけども、たまたま町営住宅の建設敷地が赤い枠で書かれております。非常に他の住宅地に比べて1棟2戸の割には広い敷地面積だなというように見て取れるわけなんですけども、何か公営住宅を建てるにあたって、敷地面積の何か制約といいますか、基準というか、そういったものがあつたかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 町営住宅の敷地につきましては、それほど制約自体は、何平米じゃなきゃいけないという制約はありませんけども、プライバシーに考慮するというのは心掛けております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 いわゆるプライバシーに関わる部分で、非常に幅広く取られている部分で、プライ

バシーを配慮するための最小敷地ってどれぐらいなんでしょうね。と言いますのも、もう少し極端に言って、敷地を詰めていただいて、さらに住宅を建設するというようなこともできるのかなというふうに思うわけですが、これから建設計画等に当たっても配慮しながらやってほしいなという思いもあるものですから、お答えをお願いいたします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 確かに、先程技監が申しましたとおり、プライベートという部分もあります。それと、この図面を見ていただければなと思うんですけども、駐車場っていうか車庫ですね、車庫の配置を考えますと、中の通路があって車庫に入れるというのが最低限このぐらい必要だろうというふうな配置にもなっております。それと、ここに3棟出てます、これにつきましては、公営住宅の長寿命化計画に則って3棟の配置になっておりまして、それ以降こちらについても、一応敷地としては今後の、新年度ですか長寿命化計画、公営住宅の見直しを図っていく中で、この土地の活用についても考えていくことになってきますので、このような配置計画としております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 このまちなか団地のことは、自治会長やっているものですから説明も受けていて自身は分かっているんですけども、現在で16戸新しくできています。今年度からまた6戸分が始まっていくということになりますが、従来から言われているとおり、表示板ですね、どの家に誰々さんが住んでますよっていう、従来からあったのがプライベートの関係で表示しなくなったということで表示してませんけれども、全く分かりません、本当に。会長やっても、知らない間に転居されて違う方が入っていたりだとか、びっくりする時あるんですね。挨拶に来ていただければ分かるんですが、回覧板回すにしても何しても把握できない状況が続きます。また、こんなことお願いしても無理なのかも知れませんが、掲示板に掲示してもいいよっていうような了解を得られれば公営住宅の建物に、ここには誰々さんが住んでますよっていう、誰々さんの家ですよっていうような表示、名前までは入れなくても、やっぱり必要じゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 この問題につきましても、一時期名前は入れてたんですけども、やっぱりプライベートの関係で外した経緯あります。今後につきましても、一応、入居された方には、町内会長さんこの方ですとかって、挨拶してくださいっていう話はしているんですけど、再度また入る方に伝えながら言っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 入居される方が挨拶に来てもらえれば一番いいんですけども、もし決定した段階で施設整備課の方から、自治会長なりに連絡いただくっていうこと不可能でしょうかね。それをしないと、挨拶に来てくれる人はいいんですけども、全くなしということもありますので、その掲示板のことまた話違っちゃいますけども、いかがですか。

○佐藤議長 総務課参与。

○東総務課参与 消防の方では、必ず住民基本台帳で作成し把握はしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 町営住宅の入居状況の中で、若松の第7団地が一番古くて、今、建て替えて順次入居しているんですけど、今現在ですね、一番古い団地だと思うんですけど、あそこに何世帯が入居しているのか。それと、将来的にいつ頃を目途にあそこにいる方が退去されるっていうのかな、全員出られるっていうか、そういう状況っていうのは聞き取りの中でなさっているかどうかお聞きします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 現在、第7団地には3戸入居されております。それで、うち1戸は、今年度中、新年度ですか、新年度退去されるっていうお話を聞いております。また、もう1戸についても、6月には引っ越しされるというふうに情報入っております。あと1戸につきましては、現在、長期入院中の方です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

165ページ、166ページ。

9款消防費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

167ページ、168ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 負担金及び交付金というところでお聞きをしたいと思います。説明の中で、自主防災組織の編成ということがありましたけども、具体的にそれをどのように進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 自主防災組織のお話は、ハード面の整備ばかりやっても実効が上がらないので、基本的には自主防災組織の編成について町民の方のご協力をいただけるようなことで進めたいと、こういうお話をさせていただきました。今現在、既に自主防災組織が立ち上がっておりますのは、勝山地区で一つと、それから秋田の方で一つと、このようなことになっております。毎年4月に開催をされます自治会長会議の中でも私の方からお声を掛けさせていただいておりますし、いろんな会議でもお話はさせていただいているんですけども、もし自主防災組織についてお話を聞きたいとか、考えているんだっていうことで進め方について教えてほしいとか、いろんなことがございましたら遠慮なくお申し付けくださいというふうに、今のところお話をしています。

広報等でも今までもお知らせをした中で、協力を呼びかけておりますけれども、いずれにいたしましても、今回のこのデジタル化の事業の中でお話し上げました個別受信機、実はこれは説明でもお話ししましたが、基本的には自主防災組織に対して、これがないのが置戸町ほとんどでありますので、今のところ考えておりますのは、自治会単位に一つ程度配付をさせていただきたいと。昨年8月の台

風の時に、気象情報と、それから避難勧告、それから避難所の設置等含めまして、実は、自治会長さんの方に直接お電話で町内会の方々に、特に心配される方を中心に声掛けをしていただきたいと、このようなことを取ったわけですが、手分けして電話をさせていただきましたけれども、やはり相当時間がかかっているということもございました。

今回のこのデジタル化によって一番やはり期待しているのは、私共の方でも早い段階での情報提供ということでありまして、それによって万が一の際に、住民の方の安全を少しでも早い時間に動くことで確保していきたいという思いであります。したがって、工事については大よそ平成29年度中かかるのかなということがございまして、この工事の進めている中で再度お声を掛けていきたいと。今現在は、境野の方でも、ちょっとまたお話を聞きたいということで声も掛かっておりますので、それ以外になりますと、この置戸地区が最後残るということになります。おそらく町内によってばらつきはありますが、一つの自治会でも相当数の戸数を抱えていらっしゃる自治会もありますので、その辺、一つの自治会で一つの自主防災組織を検討していただくのか、あるいは2つ3つ集まった中で自主防災組織を検討していただくのか、置戸の自治連の方とも十分協議をさせていただいた中で、我々の方としては、お声を掛けていただければ積極的に出掛けてって、この自主防災組織の編成、少しでも早く全部の自治会というか全部の置戸町全域に設置がされるように努めてまいりたいと、こんなふうな考え方をしております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 昨年、本当に台風8号で大変な思いをした町民が相当多かったと思いますし、各自自治会も相当苦労されたのかなというふうに思っております。また、昨年私事ですけども、消防議会議員ということで、広島県の方へ土砂災害の関係で視察をさせていただきました。その時説明を受けましたけども、もう8割以上の自治体じゃなくて、自治会の方で防災組織が立ち上がっているというお話を聞いております。遠慮なく聞いてくれという課長からの話でしたけども、行政が積極的にこういう自主防災組織をつくってって早く安心できるような状態にしていきたいと願っております。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 我々の方も担当として努力してまいりたいと思っております。ただ、これまでも自主防災組織という言葉に少しこだわってきたところもあるんですけども、昨年、設立をいただきました秋田地区におきましては、協議会組織の中に自主防災組織の担当っていいでしょうか、部門をつくっていただいて、正式な自主防災組織っていう独立したものを編成したわけではございません。したがって、これから検討していただく際も、例えば、自治会単位で自主防災組織を検討いただく場合も、あえて自主防災組織という組織をつくるのではなくて、町内の中でいろんな担当の役回りあると思いますけれども、その中に一つ防災担当というのを設けていただくとすれば、それからもう一つは、町内会の規約ですとか事業計画の中にそういう防災関連の事業なりも計画していただくということでも十分自主防災組織としての機能は発揮していただけるというふうな思いもございまして、その辺含めた対応をこちらの方も十分配慮させていただきたいと、こんなふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 単純なことをお伺いいたします。自主防災組織あるいは自治会長さんへ無線機をと
いうようなお話ですけれども、無線機の概要ですね、双方に話ができる無線機なのか。それとも単純
に、役場なり消防の方からの情報だけが流れてくる無線機なのか、その辺りお伺いします。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 スピーカーも置戸市街地区では、2個。各地区では、1個という現状の中
では、市街地区にお住まいの方は、スピーカーから通してきた情報を何だかの形で取得できる場合があ
りますし、状況によってできない場合もあるんでないか。それから、スピーカーの届かないエリアに
住んでおられる方々に対する連絡については、何だかの手段が必要ということで、これはあくまでも、
こちら側からの一方通行の受信機であります。ですから、防災スピーカーで流れる情報をそのままの
形で個別受信機にも同時に発信をします。そして、それを受信いただいた場合については、その情報
について町内の方々に連絡をしていただきたいというような思いの中で設置をするものでございます。

それから、合わせまして予算説明の時にも説明をした事項の中で、電話応答装置というのも含めて
設備をさせていただきたいと思っております。これは、一般的には防災スピーカーで流れてきた内
容、それから広報車等で走って流して歩くわけですけれども、やはりなかなか聞き取れない実態が多
いということがございましたので、この辺につきましては、何か放送はしていたんだけども中身が聞
き取れなかったというような場合も想定しまして、固定の番号を設けまして、それに電話でお問い合
わせいただければ、スピーカーと同じ情報を音声ガイダンスで流すということができるとい機能で
ありまして、いずれもこの情報というのは、やはり災害が発生した時にいち早くほしいというのが災
害の現場にいらっしゃる方、被災された方の思いでありますので、情報伝達手段を特に重点に今回整
備をさせていただきたいと、このように思っておりますので、町民の皆さんにもその辺理解をいた
いた上でご協力を願いたいなと、こんなふうに考えているところであります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

169ページ、170ページ。

10款教育費、1項教育総務費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

171ページ、172ページ。

質疑はありませんか。

1番。

○1番 前田議員 議員控室の中での話でちょっと話題になったんですが、教育諸費2の給料の中での、
昨年まではAET給料になっておりました。これがALT、どのように違うのかっていうのを教えて
ください。

○佐藤議長 学校教育課長。

○坂森学校教育課長 説明がいたらず申し訳ございませんでした。実は、現在使用しております、AE

T、アシスタントイングリッシュティーチャーの略でございますが、英語指導助手のことでございます。しかし、昨今なんですけれども、正式に公用文、その他、各正式な文書等におきましては、ALT、いわゆる、アシスタントラングエッジティーチャーの略称を使っているということでございます。それで、直訳いたしますと、外国語指導助手のことでございます。実際に、AETとALTの違い、外国語は日本国の中学校は英語を学んでいるわけですから、共に英語の教員のことなんですが、やはり国際化、その他の表現で外国語という言葉を使っているということから、旧AETという言葉、間違いではないんですけども使っていますと教育現場でちょっと違和感を感じるという声もありましたので、この機会にALTという形で修正をさせていただきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

173ページ、174ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

175ページ、176ページ。

2項小学校費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 176ページの真ん中ほどですね、交付金の中で、置戸町学校教育振興協議会交付金の中に、震災旅行ということで219万円の経費が入っているということで説明受けました。以前、去年ですか、前段の協議会の中でこの事業のお話がありまして、ちょっと議論になったのは、引率教員の旅費についてはどうなんだってという話で、これについては、当時それも含めてっていうようなお話だったと思いますが、今回219万円の経費の中には、この引率教員の旅費が含まれているのかどうか、まず確認したいと思っております。

○佐藤議長 学校教育課長。

○坂森学校教育課長 ただいまご質問にございました震災学習旅行の経費におきまして、引率教員の分を見込んだ予算計上をしております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それはなぜ引率教員の旅費を町費で見なきゃならないのかっていう、根拠はどこにあるんでしょうか。従来ですと、引率教員の旅費っていうのは、どうなってますか。それも町費で見えたんですか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○坂森学校教育課長 北海道職員であります道教委の方々につきましては、北海道教育委員会が修学旅行の実施基準を定めております。その実施基準において中学校の修学旅行の旅行範囲は、1,200キロという規定がございます。今回、私どもが震災学習旅行と言いますと、大体直線距離で片道1,000キロ超え、往復しますと2,000キロほどでございますので、道教委が定めます、修学旅行

実施基準に合致する距離ではないというところから、その旅費相当額の支給がなされないということでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 そうすると、この震災旅行っていうそのものが、道教委の基準に合致しない旅行だということになりますか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○坂森学校教育課長 修学旅行の行き先等につきましては、各市町村の教育委員会が規定によって定めることができます。それで、道教委の方でも、もちろんどこに行ってはならないとかそういうことではなくて、あくまでも実施距離の制限というのが規則で定められているということでございます。場所等については、置戸町の教育委員会で定めておりますので、全く問題はないというふうに介しております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 場所はどこに行ってもいいということだから、沖縄でも東京でも何処でもいいと思うんですけど、ただ、学校の引率の教員の公務で行けば出張命令で、その中で旅費を1,200キロ以内ということで規定するのであれば、1,200キロ分の規定分の、何て言うのかな、道教委で示している基準の中で、その部分については、当然道が負担すべきだと思うんですが、その辺のことはどうでしょうか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○坂森学校教育課長 ご質問の件に関しまして、この制度の導入を検討した際に、北海道教育委員会とも幾度となく協議をしまいたったようでございますが、やはり規定外旅行という部分で極めて難しいということの解答でございます。実を言いますと、私どももそうなんですが、北海道にも旅費基準等がございます。それで、修学旅行の引率教員の旅費は予算の範囲内っていう規定がございまして、その予算の範囲内というのが、いわゆるこの道の修学旅行実施基準でございます、1,200キロ、この部分の移動の予算の範囲内というのが、おそらく1,200キロの部分までの旅費の想定をしているんだろうと思います。今、ご質問があった件につきましても、なかなか北海道としては、規定外旅行、その規定の範囲外の旅行ということですね、そういう費用負担等については、極めて難しいという回答をいただいております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 ちょっと水掛け論になりますけど、1,200キロっていう距離を規定する分については、それを超えているので、大よそ2,000キロですか、800キロ超えているっていうことは事実だし、それが町でやむを得ないという部分も理解できるんですけど、ただ、中学3年生ですね、新3年生だと思うんですが、これは当然にして指導要綱の中で定められている修学旅行っていう一つの研修っていうか生徒の研修ですね、その中でですね、それを引率するのは当然教員として引率する務めと言いますか、そういうものを持ってやると思うんですが、ただ、基準上ですね、旅費はそれは上限があるから、それ以上は出せないっていうのも私も理解できるんですけど、少なくとも最低限、1,200キロを当然この旅行の中で行くわけだから、このものについては長距離でやむを得ないっていうことは理解できるんですけど、その分について、1,200キロ分についての道教委の見解っ

ていうのは聞いたでしょうか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○坂森学校教育課長 私どもが、この震災学習旅行ということ企画いたしましたして関係機関と協議する中、北海道教育委員会に対しましても、この考え方、行程等の協議をさせていただいた結果が、いわゆる先程から同じような表現いたしますけども、規定外旅行、規定に実施基準を超える旅行であるということから、旅費の支給については、つまり置戸町の教育委員会で行く行き先を決めて云々ということもございましたので、支給についてはできないと、難しいということでの解答だということでもございました。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 それで、今回の旅行で引率する教員ですか、何名行くんですか。それと、その経費はいくらになるのか教えてください。

○佐藤議長 学校教育課長。

○坂森学校教育課長 引率する教員の予算計上分でございますけれども、5名を見込んでおります。金額につきましては、一人13万円を計上しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 68万円を、5名分ですから町費で教員分そっくり持つということ、その理屈だと思うんですけど、金額のことでどうのこうの言うわけじゃないんですけど、今生徒の、いわゆる義務教育の児童生徒の負担軽減ということでいろいろ言われてますよね。それで、国の方もですね、極力義務教育については、いろんな経費が掛かっているんですけど、経費負担ということでは、私は、もしその68万円のお金が必要だとするならば、むしろそれは生徒の方に、生徒何人行くのか分かりませんが、20数人だと思うんですけど、その子供達に負担軽減のために充てて、当然公務として出張するわけだから、その旅費の請求権はあると思うんですけど、68万円全部でなくても、1,200キロに該当するお金は、いわゆる道職員として主張命令の中で整理、精算すべきだと思うんですが、いかがですか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○坂森学校教育課長 北海道教育委員会に関しましてなんですが、この実施していく中で機会をとらまえながら、こうした今議員がおっしゃっていらっしゃることにつきましても、お聞き協議をする場がありましたらしてまいりたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

177ページ、178ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

179ページ、180ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

181ページ、182ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

183ページ、184ページ。

3項中学校費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

185ページ、186ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

187ページ、188ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

189ページ、190ページ。

4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

191ページ、192ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

193ページ、194ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 放課後児童クラブに要する経費ということで、この施設につきましては、旧めぐみ幼稚園でありますけれども、今回、修繕料が10万円と。たまたまあその除雪等しておりますと、外壁等広く傷んでいるように見えます。外壁が崩れ落ちて子供達に怪我を起さるような状況にはないのかなというふうには思いますけれども、そのまま放置しておいていいものかどうかという懸念がございますので、その点の修繕等の考えがあるかどうかをお聞きしたいと思っております。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今回の石井議員さんからの、放課後児童クラブの建物の老朽化ということでのご質問でございます。確かに、外観等崩れているところ、危険箇所等あるんですけども、日々点検をしながら安全確保に努めてまいりたいと。早急な大規模改修ですとか、その辺については、放課後児童クラブの運営全体を見ながら位置等も含めて考えていきたいというふうに思っております。当面、29年度につきましては、寒さ対策として暖房の更新、ストーブの更新を計上しているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

195ページ、196ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 下の部分の、食のまちづくり推進事業に要する経費のことでお伺いしたいと思います。ここには栄養士さんの予算154万4,000円ということで計上されてますけども、まずこの事業自体についてですが、先日、フォーラムも開かれまして、5年間で50回の開催を経てきていると。今後に向けての方向性を模索するというようなことで実行委員会形式でのフォーラムが行われました。その中で多く意見が出されるのは、最終的には加工施設が欲しいだとか、そういうハードの面の要望が多かったというふうに僕は感じてはいますけれども、この事業自体がそのフォーラムに参加して聞いていた中では、その方向性がまだまだ全然見えていないと。5年も経っているにも関わらず、独自化を目指すですとか、あるいは単純に料理教室の延長線上に重きを置いているような感じがしたりですとか、方向性が全然見えていないのかなという気がいたします。また、今年も同じ予算が付いて同じ事業をやるということなんでしょうけれども、どの方向を向いて、どういう方向性でこの事業を行っていくのか、その辺りお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 食のまちづくり推進事業につきましては、議案等の説明の中でも申し上げましたとおり、平成24年度に開始をして5年が経過をしたところでございます。これまでの取り組みとしましては、食育や地産地消の推進という部分では、食のアドバイザーを講師とした料理教室を開催し、食への関心喚起を図りました。また、公民館サロン、今議員さんもおっしゃったんですけども、公民館サロンを定期的に開催する中で、同じく食への関心を高めるとともに、地域コミュニティの醸成に努めてきたところでございます。現在では、成果ではありませんけれども、各地区公民館でミニサロンを開催するということまで広がりを見せているところでございます。もう一方の取り組みといたしましては、食に関する特産品の研究開発でございます。勝山ヤーコンプロジェクトをはじめ、野菜生産者等との連携、置戸タイムスの記事等でもご存知かと思いますが、先に開催した、食のまちづくりフォーラムでは、たくさんの方が置戸の食の魅力、また、地場産品を使った食品加工の取り組み等を話されておりました。自家用加工食品から特産品開発へ進めるのは、ハードルが一段高いというのは、担当者としても認識しているところでございますが、5年間各団体に対しいろいろと種をまいてきた

ことが、少しずつ今回のフォーラムを通じて芽を出してきたのかなというふうに感じているところでございます。

さてご質問の、これからの取り組みの方向性ということでございます。最終的な目標としましては、予算説明でも申し上げましたが、地産地消をはじめとする食育の推進。地元農畜産物の販売加工。特産品作りや地元食材を使った地域レストランの展開が最終目標でございます。ただ、その経過としまして、平成29年度では、町民の皆さんに少しでも見える形をとということで申し上げましたけども、地元野菜の移動販売ですとか公民館サロンで出された惣菜の試験販売等、従来の取り組みに加えて展開していきたいというふうに考えてございます。また、先日のフォーラムでは、ほぼ地元の食材を使った福神漬けを試食いただきました。ぜひ、置戸ならではの特産品を提案していくため、特産品の研究開発に関しても食のアドバイザーとともに力を注いでいきたいというふうに考えているところでございます。議員の皆様におかれましても、これぞというアイデアがありましたら、どうぞご助言いただけますよう、よろしく願いをいたします。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 地産地消ですとか食育という意味合いがあったりとか、最終的にはレストラン的なものもってというような、今そういう目標があるというようなことでした。自分事になりますが、数年前は商工会の特産品開発ということで、ヤーコンを中心にした特産品の開発ということをやったことがございます。北見のオホーツク食技研の方にもお世話になって加工技術を教えてもらったりですとか、パッケージングのデザインですとか、あと、販売に関しても、どのような販売方法があるのかとか、簡単に独自化って、今新聞報道とかテレビとかでも言ってますけども、生半可な気持ちでは商品は開発できないというふうに思います。ぜひとも成功してほしいんですけども、今の形では、きっと前に進んでいかないだろうと。これは商工会も含めて商品化に向けて進めていかないと、言い方悪いですけども、本当の公民館の公民館教室で終わってしまうんじゃないかなということを懸念しております。ですので、やるのであれば本気になってやっていただきたいというふうに思います。これ栄養士さんの予算だけここに出ますので、どういう動きになるのか分かりませんが、本当の意味での食育含めて、置戸の地産地消、農作物の加工なりということやっていただきたいと思いますが、最終的にネックになるのは、僕はきたみらいだと思います。きたみらいがどのように自由に公民館活動に協力してくれるか、その辺りがネックとなると思いますので、その辺も十分に配慮してやっていただきたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 ご助言ありがとうございます。社会教育課としても真剣に取り組んでいます。ぜひ、産業位置づけ、商工観光の位置づけ、置戸町を挙げて、置戸町の活性化を目指して皆で取り組んでいきたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします

◎延会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本日の会議はこれで延会とし、明日3月15日は置戸町議会会議規則第9条第2項の規定により議会を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認め、本日はこれで延会とし、明日3月15日は休会とすることに決定しました。

なお次の議会は、3月16日に行うこととし、定刻に開会します。

◎延会宣言

○佐藤議長 本日はこれで延会とします。

延会 16時03分

平成29年第4回置戸町議会定例会（第6号）

平成29年3月16日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 日程第15 議案第19号 町道の認定について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算
- 日程第 3 議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算
- 日程第 9 議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例

日程第13 議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について

日程第15 議案第19号 町道の認定について

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	菅野	博敏	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	深川	正美
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	須貝	智晴
施設整備課技監	高橋	一史	総務係長	芳賀	真由美
町づくり企画課財政係長	小島	敦志			

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	坂森	誠二
社会教育課長	菱島	賢治	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	今西	輝代教			

〈農業委員会部局〉

事務局長 深川 正美

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野 博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 田 中 英 規
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 表 祐 太 郎

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、6番 岩藤孝一議員及び7番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日の説明員は、先日のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算から

◎日程第 8 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計
予算まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第2 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算から日程第8 議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括議題とします。

14日に引き続き議案の質疑を続けます。

〈議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算〉

○佐藤議長 議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算。

質疑は条文毎に進めます。

第1条 歳入歳出予算は、別冊事項別明細書、歳出から進めます。

最初に、14日の、4番 佐藤勇治議員の質疑について、答弁漏れがありますので発言を許可します。

事項別明細書、133ページ、134ページ。

産業振興課長。

○深川産業振興課長 先日のご質問にお答えできなかった内容について、ご報告申し上げます。

133ページ、134ページ。家畜疾病未然防止対策事業補助金の関連質問でございまして、牛の接種率の実頭数について、ご報告申し上げます。平成27年度、接種率52.1%の根拠でございま

すけども、対象牛延べ6,725頭。そのうち接種頭数3,507頭。これは、経産牛につきましては、2回打つ牛がおりますので、その数を足しておりますので実頭数とは異なっております。ちなみに、平成28年度、まだ集計中ではございますが、接種率は63%と上昇してきております。以上です。

○佐藤議長 ただいまの発言に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

195ページ、196ページに進みます。

3. 歳出。10款教育費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

197ページ、198ページ。

質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 負担金補助及び交付金の件であります。下から2番目の、NPO法人置戸ぼっぼ絵画館活動支援補助金ということで、50万円が出ているんですけども、この金額等については、別に異論あるわけではありませんが、NPO法人の置戸ぼっぼ絵画館が開設をされて5年の経過をしているところでありますけども、昨年、NPOの認可を受け、さらに活発な活動がされることと、このように思っています。活動の期間が定めていないということもありますけども、置戸町のコミュニティホール設置条例施行規則に謳いこむことについて、その必要がないか伺うものでございます。

○佐藤議長 支援事業の補助金とは質問の内容が違うのですが、関連で。

総務課長。

○菅野総務課長 ぼっぼ絵画館の使用というご質問かと思しますので、私の方から説明させていただきます。ぼっぼ絵画館につきましては、平成24年の8月、置戸ぼっぼ絵画館の設立趣旨によりまして、同年10月に絵画館の運営委員長と事務局長との打ち合わせを行いまして、行政財産の使用となりますと、敷地面積が対象になります。絵画館の展示、絵画の展示につきましては、建物を独占的に使用することではないので、絵画のみを壁に使用するということになるということで、他のスペースは使用可能であるということから、行政許可行為は行わないで使用を認めるという形で対応しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

5番。

○5番 阿部議員 スペースを使わないということは、見たとおりでございます。しかし、あそこのコンベンションホールを使うたびに、パーティションを仕切らなければならないという行為がありますから、その場所の面積どれを使っているかということじゃなくて、条例の中にきちっと謳いこむことによって、運営される方も安心して使えることになるのではないかと思いますし、私たちも一般の目から見ても、そういったものが全くなしで行くよりはきちっとしたものを作るべきでないかと、このように思いますので検討いただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 ぽっぽ絵画館の関係につきましては、議員もご承知のように、当初はぽっぽの一つのスペースを借りて、そこから少しでも絵を見てもらおうという趣旨で始まりました。まだ町民の方々も、何処でどういう思いで展示しているのかなというような思いがあったと思いますが、しかし、5年ほどになりましょか、段々絵画館らしくなったと言いましょか、町民の人たちの認知度も非常に高まってきたというふうに思います。そうした中で、NPO法人の認可も取ったということだろうというふうに思います。議員の方からもお話がありましたように、条例の問題もありますので、これらについて関係者と十分協議をして、条例の中に組み入れるような方向で検討したいと、このように思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 社会教育事務に要する経費、旅費につきましては、190ページの社会教育委員に要する経費でも2名分計上されているわけですが、この社会教育関係の全国大会が北海道で行われると。それにぜひとも教育委員さん、そして、職員を派遣するというようなことでお話を聞いておりますが、全国大会という規模ですので、きっとそれなりの著名人の講演等々、内容につきましては分からないんですけども、大いに期待できるのではないかというふうに思います。それにつきましては、職員を初め、教育委員さん等々も含めて、もう少し多くの参加者を募集と言いますか、参加していただけるようにしてはいかがかと思うんですが、どうですかね、教育長。

○佐藤議長 何に対しての質問を8番議員はしているんですか。

○8番 石井議員 担当課長お願いします。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 社会教育事務に要する経費の旅費で、ご説明のとおり、社会教育事務につきましては、職員1名分の参加を見込み増額の計上をしているところでございます。実は、今回の全国社会教育研究大会北海道大会ということで、本年9月11日から13日予定で開会されることに決定をしております。立ち上げの段階から、管内の代表、オール北海道でこの大会を盛り上げていくということで、実行委員会方式で企画運営をしているところでございますけれども、オホーツク管内からは代表の町村が出ると。この参加につきましては、やはり社会教育大会ということで、社会教育委員さんと職員ということで行こうということで話をしています。社会教育委員さん10名います。その中で、当然都合のある方、日程も確定しているので都合のある方もいるかと思っておりますので、とりあえず全員に声を掛けて、出れる方については2名に絞らないで対応していきたいということで、よろしくお願いいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 ぽっぽ絵画館のことで関連でお尋ねしますが、大よそ入館者ですね、主に町外者の方も結構見られていると思うんですけど、1年間どの程度入館者がおられたのかということと、それから、この補助金については、NPO法人に対する運営費補助金ということでの50万円の補助金なんですけど、この運営費っていうのは、具体的にどういった運営に対して補助対象として町として

は補助するんだという、その対象経費ですね、いろいろ算定基準があると思うんですが、その2点についてお尋ねします。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 まず1件目の、入館者につきましては、今具体的な数字持ってませんので、後ほど報告したいと思います。金額でございます。予算規模は、全部で90万円を予定しているところでございます。その中から収入といたしまして、会費収入、賛助会員、正会員ということで、後は、寄附金等を予定してございます。また、支出につきましては、事業費ということで通常の事務費、印刷製本、通信事務、消耗品、会議費。また、絵画を展示する場合のイーゼルの購入費等を計上してございます。支出につきましては90万円ということで、会費で約20万円予定してございます。その不足分について町の方で運営経費として補助をするということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 例えば、新聞の報道でしか分からないんですけど、絵画の絵に関する画家が来たりとか、そこで講演会みたいなことをやったりと、そういった経費っていうか、その部分については、29年度ですか、新年度で具体的に出て、それに対する補助っていうのを考えているのか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 具体的には、名前等は聞いてございませんけども、一応、謝礼として2万円の予算計上と、あと、研修活動費として20万円の計上をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

199ページ、200ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 森林工芸館管理に要する経費の中で、需用費の中の光熱水費のところ、電気の使用料が安くなるように新電力というお話があったと思いますけど、その内容をもう一度お願いします。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 この電気料金の値下がりのことにつきましては、新電力との関係がありまして、財政の方で主に全施設を調査をして、いろいろ検討している事項でありますので、私の方から説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、新電力の事業というのは、全国で展開をされておまして、都道府県市町村におきましても検討している自治体も少しずつ増えている状況がございます。置戸町におきましても、経費の削減という観点からは、2年ほど前から検討をしておりました。それで、昨年10月からなんですけども、公共施設のうち、森林工芸館を含みます4つの施設、これは高圧利用の施設になりますけれども、試験的にどのぐらいの値下がりっていうかコスト削減ができるかということで、試験的に北電から新しい会社に契約を変えまして実施をしております。この中で、この4つの施設ではですね、まだ10月からで予算編成時期にはまだ2ヵ月か3ヵ月程度しか経ってませんでしたが、大よその推

計として、150万円から60万円ぐらい削減効果が見込めるのではないかというふうに今のところ考えております。

それで、予算的には、例えば、森林工芸館の場合は、工芸館の管理の電気料の中には、一契約分で割ってしまいますので、見込みとしては下がるということで予算に反映させている部分あるんですけども、その他の施設の場合、一つだけじゃなくて、予算の中に何施設かを持っている中での一施設が、この導入をした経費の中に入っておりますので、まだまだ1年間できちとした効果が見込めれないということから、若干下げたり、または同じ金額で予算計上させていただいている部分もあります。これに関連いたしまして、いくらかでも削減が見込めるのであれば、全部やったらどうかというようなご意見もあるのかなというふうに思っておりますけれども、ご承知のとおり、過去の災害の中でも停電災害でありますけれども、普及にあたりましては当時、契約は全部北電でありましたので、北電と町との連携のもとにいち早く復旧するようなことを連携を取りながら作業を進めてきたり、または、2年ほど前に防災計画の見直しにあたって、新たに北海電力の北見支店を防災委員に加えさせていただきまして、協力体制を組もうと、こういうような思いで現在まできておまして、現実的には、新電力に切り替えた場合でも、事故があった場合に、北海道電力が対応しないということではないんですけれども、その辺の信頼関係も含めまして、現在は4施設ということで試験をしておりますけれども、今後におきましては、一応の見込みとしては、高圧電力の場合の方が効果が大きいということが試算として数字は出ております。400万円から500万円ぐらい、電気料全体で5,000万円ちょっとだったと思いますけれども、そんなようなこともありますので、ちょっと申し訳ありませんが、バランスという言い方、ちょっといいかどうか分かりませんが、その辺のことも含めて、できる限りコスト削減には努めていきたいなと、こんなふうに思っておりますので、ご理解の方をお願いをしたいというふうに思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 今、課長から説明がありましたが、支障のない範囲で何とか新電力も使っていったコストの削減をしていただきたいと、そんなふうに思っております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 新しく年度導入はいいんですが、どうして北電と入札をしないのかというのをお聞きしたいんですが。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 新聞報道なんかでもご承知の内容だというふうに思いますが、金額で言いますと、ちょっと資料の管理経費の欄の数字を使わせていただきますけれども、29年度の施設管理費、全体の電気料というのが、現在、4,500万円ほどになっております。先程、400万円から500万円ということになりますと、1割程度の削減が、全部もし試算をしていただいたとおりの数字になったとすれば、1割程度の削減が見込めるということでありまして。ただ、この新電力の導入、2年ほど前から始まっておりますけれども、当初、検討した際に、ご承知のとおり、新しい参入した会社の中で経営規模が全国で3位ぐらいの会社、名前ご承知だと思いますけれども、ロジテックという会社がございますが、すぐに破産をして供給ができないという事態が生じたりしたこともありました。それから、道内で展開をしている会社が10社ちょっとあるというふうなお話の中から、本当に置戸

町に供給が可能かどうかということも少し調べたりしてまいりました。そうすると、正直申し上げまして、本当に数社しかありませんでした。

よくあるケースで皆さんご承知の例で言いますと、例えば、ガス会社はガスを利用していけば、セットで新電力としての割引料が設定をされているですとか、都市ガスを使っていけば、それに合わせて電気の方の割引制度を設けているとかいろいろございまして、そんな中で、この2年間ぐらい様子を見てきたのは、きちっと実績が上がってきているかどうかと。安心して任せられる会社かどうかということが、我々としては非常に大事なことだというふうに思います。それは、他の自治体の例として挙げさせていただきますけれども、入札の結果、北海道電力でない会社、新電力会社に落札をしましたが、途中で供給ができなくなったということで、やむを得ずまた北海道電力に契約をし直すということが起きています、現実的に。この際なんですけれども、大よその数字で言いますと、前の契約料金よりも1割から2割程度高くなります。これは、電力会社のお話でありますけれども、現在の契約というのは長期契約をしていただいているので、通常よりは割引しているんですという言い方をされます。ですから、再度契約を結ばせていただく時には、新規契約ということで1割から2割程度高くなりますと、こんなようなことも実際問題あります。ということもあまして、全部移行すると、単純には削減効果見込めるんですけれども、そんなこともちょっと頭にありまして、試験的に全部といかないまでも、可能な施設だけは何とか新電力の方に切り替えながら、そのリスクの分も含めて検討をさせていただいたと、こんなことになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 何て言うのかな、今の新電力と、その北電と入札したのかどうかを聞きたいんですよ、数字の話じゃなくて。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 入札行為はしておりません。これは、単純な申し込みで先程の4つについては、契約を切り替えました。その際もですね、比較検討はしてるんですけれども、北電側も新しい料金プランを提案していただいてまして、若干割引をするという新たな制度も導入をして、それらも適用するというようなこともお話伺っての、任意の選択として4つのみ現在は契約をしております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 ちょっと、やり方まずいのかなっていう感じするんですよ。従来使ってても、今回新しい電力が導入する時もですね、北見の北電にちゃんと文書を出して、今まではこうなんですよ、今回からこうしますっていう、どうして文書を出さないで新しい方に導入したかっていう。それは、数字だけではなくて、入札する行為そのものが減ずるという方向に走るわけですから、やっぱりきちっとした文書を出して、そこでやっぱり対するのが本当じゃないかと思うんですよ。それでないと、何根拠にやってるのよっていったら、北電は、私は前も通知は貰ってませんよということになると、ちょっと問題あるなど。ただ、安くなればいいというわけではなくて、今まで北電さんにお世話になってるわけでしょ。だから、その辺も含めて、札幌市辺りでも、去年までは導入してたけれども、北電に全部、入札で切り替えましたよね、今回。だから、やっぱりきちっと相手にその意思を伝えてやるのが本当でないかと思うのですが、もう一回答弁をお願いします。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 一部導入にあたりましては、前段で北電さんと価格も含めた協議は何回かさせていただいています。入札行為をするしないということではないけれども、他社で試算をしてきた数字なども北電の方に提示をいたしまして、この程度の提案を受けてるんですけども、どうでしょうかという打診もした上でですね、結果としてお話は、そんな安くはなりませんという回答をいただきました。そんなことを踏まえた上での、とりあえず4つの施設、それから今後については、正直申し上げまして、やはり今回この4つでもですね、高圧施設を使ってるというのは大きい施設になりまして、災害時なんかの第1次避難場所に指定してる施設が多かったということもありまして、そういうことも踏まえた上での、試験的に4つということになってございます。もう少し増やせるかなという考え方はありますけれども、そんなことを踏まえての今回の対応だということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 森林工芸館の管理に要する経費の中の、報償費。前年対比37万8,000円減額というのは、単純に、時松先生が昨年は3回の予定だったんですが、今年は2回と。高齢であること、体力的なことも考えて、ちょっとその分が減額されてるのかなというふうに思います。この58万2,000円という講師謝礼は、今のクラフト研修生の講師に対する指導ということになっておりますけれども、去年の説明では、3名の現在、クラフト工房なりクラフトに携わっている方が指導に当たっているということで、ある意味で自分の工房の作業を少し減らして、この指導にあたっている部分もあるというように伺ってますが、この指導の謝礼の適正かは、高い低いの評価があるんですが、これはどうなんでしょうか。

それとですね、その時松先生も非常に高齢になって、九州から置戸まで来るのも大変な状況になってきているんだろうというふうに思いますけれども、今後の新たな指導の在り方なり、それについてはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 高谷議員からのご質問ですけども、報償費の、現在、作り手養成塾の講師をしてくださっております、現役の作り手3名の方の報酬金額に対する考え方ということのご質問かと思えます。

現在、主任講師を中心としまして、副主任講師、主任講師ということで27年度当初よりスタートしてございます。うち主任講師につきましては、月額25万円×12ヵ月、トータル300万円。副主任講師につきましては、月額10万円×12ヵ月、120万円。講師につきましては、月額5万円×12ヵ月、計60万円ということで、トータルでいきますと、そのお3方に対します講師謝礼ということでは、480万円計上してございます。同額で平成28年度、27年度におきましても、同額の金額で全支出済みでございます。これに対しまして、議員がおっしゃられるとおり、高いか安いという議論も勿論でございます。当初、この形でスタートしました時の経過を申し上げますと、ご自身の生産率で約3割程度が減額するであろうという形の中で、この予算を計上させていただきました。当初3名の方が入塾しまして、昨日、この3名の方が卒業しました。2年目におきましては、2名の

方が入塾されまして平成28年度においては、5名の方が研修を受けてるような形の中で、予定して
ますマックスの塾生の量だということで、28年度、講師とともに色々検討しながらやってきました。
平成29年度におきましては、現在の1年生が進級しまして、2名の2年生と、新たに1人の塾生を
受け入れるということで、3名の塾生に対して、3名の講師という形になります。これ、日常的に3
名の講師が付くかと申しますと、1週間の中で割り振りがありまして、それぞれが何曜日には誰が来
るというような流れの中、さらには都合が悪い時には臨機応変に、1日当たりお1人が少なくとも面
倒見ていただけるような形の中で講師をやっているという状況なものですから、講師陣ともその辺の話
をさせていただいたんですけども、正直3割よりも4割、もしくは下手すると5割近く、ご自身の生
産量が落ちてるといふ現実もございます。ただ、29年度におきましては、先程申し上げたように、
人数も減るといふこと、それから3年目を迎えることで講師陣も慣れてきております。なので、当初
予定通りの生産量の減を見込まれるんじゃないかなといふことで、同額計上をさせていただいたとい
う経過でございます。

それからもう一つの、時松先生の今後の考え方についてのご質問かと思いますが、確かに議員がお
っしゃられるように、体調のこともありまして、御年80を迎えることになります。現在、時松先生、
今見えておりますが、非常に体調的には調子がいいといふことで、歩く速度は、かなりスローペ
ースにはなっておりますが、ご自身も元気だといふことで非常に安心しているところではあるん
ですが、あまり負担もかけられない、それからお聞きしますと、沖縄の国頭村の方に毎月出向いて講
義をやってると。それから、私どもの先輩であります大野村、現洋野町の方にも年4回、それから新
年度からは島根県の沖ノ島の方にも出向かれるといふことで、全国各地回っておられる状況は変わ
りはないのかなと。そのような状況の中で、私どもの方は、名誉塾長という立場もござい
ます。それから高齢ということもござい
ます。一部、指導体制を変えてきた、今後は地元で賄うという考え方も含
めまして、時松先生の回数を減らしていただきました。ただし、時松先生に一度も来ていただくこ
とがない状況の中で、この養成塾を進めていくという考えではなくて、入塾式なり卒業式、都合が付
く時にはですね、できる限り両方、年2回は今後も来ていただきたい。そして、当初の秋岡イズムとい
う部分を現在伝え切れる方といふのは、時松先生以外にはいないと思っておりますので、その辺を今
後の作り手を目指す塾生の方に伝えていただきたいという思いで現在のところは考えているところ
でございます。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

201ページ、202ページ。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 18節の備品の関係なんです、ショベルローダーはどうして必要なんですか。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 ショベルローダーはどうして必要かというご質問かと思ひます。予算説明の時
にお話申し上げさせていただきました。現在、資材等の整理運搬につきまして、フォークリフトを平

成2年より購入しまして使用してきてございます。ここ数年、年に何回かエンジンが停まったり、使いたいという時にフォークリフトにかなり限界が生じてきておりまして、その都度、整備をしながら何とか凌いできているという状況にあります。いよいよ限界だという太鼓判を押されております。そのような状況の中で、昨年、一昨年より、社団法人おけと森林文化振興協会の設立に伴い、そちらの方に販売業務の他にも、素材調達業務の方を委託をしてございます。社団の方で中心となりまして、素材の整理運搬等々につきましては行っておりますが、いずれにしましても車両がないことにはその業務ができないということ、であればフォークリフトでいいんじゃないかという議論が生ずるかと思っております。

私どもにおきまして、ショベルローダーかフォークリフトかと議論を随分させていただきました。先程、資材等の運搬整理にフォークリフトを使っているというお話をさせていただきましたが、それと同時に、冬場の除雪作業にも使っているというのが現状でございます。これフォークリフトで除雪作業をしますと、議員もご承知のとおり、かなり無理があつて雪上の上では、フォークリフトは中々すぐスタックしてしまひまして、機能がちょっと足りないという状況があります。であれば、タイヤショベルかという議論になります。タイヤショベルでいきますと、今度、材料を持ち上げる時の荷重がどうなのかと、こういう議論が発生してございます。その辺、かなり議論させていただきました。その結果、結論としましては、小型特殊のショベルローダーを購入した上で、冬場の除雪については、バケット仕様、夏場の材料運搬等整理につきましては、フォーク仕様並びに耐荷重が1トン弱になります。950～60キログラム耐えうる状況の車両ということで、一部改造しますと、耐荷重が少なくなるものですから、そのカバーをする設備としましては、重りを後ろ部分に積みまして、材料の運搬等に耐えうる車両ということで今回、フォークリフトに変えまして、タイヤショベルローダーを購入しようと考えているところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 はい、分かりました。16節にある原材料の関係なんですけども、今も相当数の在庫持ってますよね。材料をさ。それでこれ積み増して買うんでしょうけども、古い在庫の処分っていうのは考えていないんですか。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 16節の原材料に絡むご質問かと思ひます。現在、森林工芸館で抱えております原材料、材料につきましては、社団法人の方の在庫でございますので、私の方で処分どうのこうのというお話にはなりません。あくまでも社団の方で、在庫を作り手さんの方に販売していく、もしくは別な形で一般に販売をするとか処分をするというような形で考えているところでございます。この16節の原材料、製材用資材につきましては、私どもが担当しております塾生の研修用の資材を社団法人の方から買い上げまして、それを実習用資材とすることの予算計上でございますことをご理解いただければと思ひます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 先程のショベルローダーの件ですけども、従来、フォークリフトというやつは、お

けと夏まつりの時の人間ばん馬に使っていた機械ということによろしいですか。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 はい、そのとおりでございます。夏まつりの時期には、私どものフォークリフトを使って、えぞまつの運搬をしていたところでございます。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 そういうことも含めて、使用に当たっては大丈夫だということでの導入ということによろしいですか。

○佐藤議長 森林工芸館長。

○五十嵐森林工芸館長 はい、お見込みのとおりでございます。フォークリフト1台で夏まつりの方も実施してたわけではなく、青年部員が所持しておりますショベルローダーも使いながらやっております。近年、雨天が続いてフォークリフトでは現実、作業ができず、ここ1、2年はタイヤショベルを有効に使いながらやっていたということも聞いておりますし、万が一フォークリフトがなくなった場合につきましても、ショベルローダーで対応ができるという確認もとれておりますので、このような判断をさせていただきました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

203ページ、204ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

205ページ、206ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

207ページ、208ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

209ページ、210ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

211ページ、212ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 委託料のところなんですけれども、実施設計委託料、境野公民館の部分ですが、去

年の住民説明会の中で、境野地区の懇談会の中で図面が、公民館長でしたか、地域の方からっていうこと出てきて見せていただきました。この実施設計委託に向けまして、今現状でどのような状況になって、この実施設計に向かおうとしているのか。あらあら中身は決定しているのか、その辺りまずお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 境野公民館実施設計の委託料につきましては、地区での公民館建設委員会というのを立ち上げてございます。それが、昨日開催したんですけど、それで年4回の建設委員会の開催の中で地域の要望等を取りまとめをして、先日地域として形になったものを地域懇談会の中でお示しをして最終判断をしたということでございます。町の方には、正式に提案はないわけでございますけども、一応、形が基本的な叩き台になるであろうということで、今回の1,630万円の積算の根拠といたしましては、木造平屋建てで500平米程度。また、それに付随して外構工事、四阿の移設、また既存の施設の解体費等を見込みまして、詳細設計ということで1,630万円を計上させていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 1,630万円、想定として500平米での建設費というのはどれぐらいになる見込みというか想定しておりますか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今回の積算にあたって、実際にはいくらかかるっていうのは、まだ未定でございますけども、想定範囲としましては、約2億円くらいかなというふうに見込んでございます。それにまたいろいろ木質化ですとか、そういう機能が加わっていくことによってプラスアルファが出てくるかなというふうを考えております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 本当に噂といますか、本当かどうか全く分からない話ですけども、公民館と一緒に郵便局も併設したらいいんじゃないかというような噂話もありますが、そんなことも、もしあるのかなとも思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 私が参加している限り、そういう話は一切ございません。あくまでも公民館としての機能だけの設計でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 一番上の修繕料の関係なんですけども、何年か前にも公民館大改造っていうわけではないですけど修理いたしましたよね。今回も具体的な照明の不具合とかって、あるいはワイヤーの取り替えということで、毎年か一年置きぐらいにうん百万ずつかけてますが、これで大体いいとこ終わるんですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 今回、修繕料で挙げさせていただきましたのは舞台照明設備で、昨年保守点検を

やって危険を指摘された箇所について修繕を挙げさせていただいております。議員がおっしゃられる、3年前にもやってるんじゃないかっていうことなんですけども、3年前につきましては、照明の操作卓、卓のみの修繕でございます。今回につきましては、膨大ライトですか、吊りもののコンセントとワイヤー、その修繕ということで、そこで亀裂が入っているものですか、コンセントがかけているものですか、その辺のものみの交換ということで、これで年次でやっているわけではなくて保守点検の結果ということでご理解いただければと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 点検は誰がやっているんですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葺島社会教育課長 舞台照明、専門業者でございます。うちで依頼しているところは、札幌にあります池下電設というところで保守点検をしていただいております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

213ページ、214ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

215ページ、216ページ。

質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 今回、図書館委員に要する経費、先程、社会教育委員の大会に行くというような経費が出ておりましたけど、今回、網走で行われる子供と本の集いに対して何人か行ってもらおうというような予算計上だというふうに思いますが、この子供と本の集いにつきましては、何年か前ですか、置戸と留辺薬協賛で行われたような気がします。なぜだか講師の方を女満別空港まで送ったというような記憶もあるんですけども、その時に結構置戸町内の一般町民の方々のお手伝いもいただいて盛会に行われたのかなというふうに思います。今回、網走ということで委員さん以外でも置戸の町民の方で関心を持たれるのかなと。そういった方もどんどん行ってもらえるような体制作りといいますか、その考えはないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 図書館長。

○今西図書館長 ただいまのご質問の、北海道子供の本の集いの一般の方の参加体制ということだと思いますが、やはり委員と違まして旅費をこちらで準備するということにはならないと思いますが、当然、近間で網走で行われるということがありますので、一般の方にもPRをして参加喚起はさせていただきたいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

217ページ、218ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

219ページ、220ページ。

5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

221ページ、222ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

223ページ、224ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 ファミリースポーツセンター改修に要する経費、外構工事ということでした。段差をなくしてイベントがしやすいようになってというようなことでの説明だったと思いますが、あそこのトイレですね、汲み取り式のトイレがそのまま設置になっていると思います。そこは、今回の工事でいじらないということになるんだというふうに聞いておりますけれども、先程、どま工房の共同工房ですか、水洗化にするというようなことで400万何がしの予算見てますけれども、ここのトイレも、もし残して利用するのであれば水洗化ということも考えた方が、せっかくあそこを綺麗にして皆さんに利用してもらうというようなことを考えると必要なのかなとも思いますが、もしできないのであれば、また、利用者が少ないからということであれば一緒に撤去してしまっても、公民館あるいはスポーツセンターのトイレで間に合うのかなというふうな思いもありますので、その辺りお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 スポーツセンター外構の関係でございます。ご説明のとおり、あそこの公衆トイレですね、実際、今利用者を見てますと、宅配便の人があそこに車を停めて利用すると。それ以外に、夏まつり期間中は若干利用あるんですけども、それ以外の利用がほとんどないということもありまして、今回、改修は水洗化というのは考えてございません。ただ、利用する方も少なからずいるものですから、トイレとしての機能は少し持っておこうということでございます。それで、外回りの色塗りだけ、外観だけ綺麗にしようという計画でございます。また、水洗トイレにあたっては、隣の公民館の前庭、一般質問でもありました児童公園ですとか、その辺絡めてまた検討していきたいというふうに思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

225ページ、226ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

227ページ、228ページ。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 備品購入費。圧雪車の2,600万円の備品購入費の予算がありますが、長年使用してきまして非常に修理費もかかって、なるべく早く更新した方がいいんじゃないかということで今回、こういうふうに予算が上がってきたんですが、古い圧雪車の処理はどんなふうに考えているのか。この2,600万円の数字の裏付けっていうのは、ある程度機種がきちっと考えられていて、そこから2,600万円っていう、その金額の裏付けがあるのかお聞きします。

○佐藤議長 社会教育課長。

○葦島社会教育課長 圧雪車についてのご質問でございます。まず、一点目の、今使っている機械、圧雪車についてどうするんだということでございますけども、購入に合わせて、ここで引き取って下取りをしていただくということで考えてございます。購入の時に下取りをしないと、今度、廃棄する時に廃棄の手数料がかかってしまうということで、運送費だけでも300万円くらいかかりそうなので、今回運んできたものに乗せて戻すということで考えてございます。機種の選定でございますけども、今考えているのは、現在使用している圧雪車より一回り小さいものを予定しています。エンジンでいけば、5,100ccくらいの大きさで、馬力でいけば約230馬力程度の圧雪車を考えてございます。その圧雪車作っているメーカーが、国内で販売しているメーカーが2社ございます。今、2社とも情報を得ながら比較をしていっているということで、ご理解願いたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

229ページ、230ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 12節、役務費なんですけど、学校給食パン加工等手数料、昨年にはなかった項目だと思います。これ、どういう意味なのか、お願いいたします。

○佐藤議長 学校教育課長。

○坂森学校教育課長 給費の学校給食パン加工等手数料でございますが、実はパン自体の製造は、北海道学校給食会扱いで仕入れをしております。実をいいますと、パンは焼かれたまま仕入れ、いわゆる焼いていただくままでありますと衛生上問題があるために、パンの加工業者さんに、いわば、1ずつ包装、小包装をしていただいております。また、スライス加工ですとか、物を挟んだりするため

の背割りっていう加工をしていただいたりすることも、その加工業者に行っていただくために、それらの経費を支出するためのものを、計上させていただきました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 じゃあ、何故昨年までなかったのか、ちょっと分かんないのですが。

○佐藤議長 学校教育課長。

○坂森学校教育課長 実は、昨年度は他の賄い材料費に含めて計上をしていたところですが、その経理上の性質、手数料という部分でございますので、今年度の予算につきまして明確に手数料の計上をさせていただいたところでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

231ページ、232ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

233ページ、234ページ。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

235ページ、236ページ。

12款公債費。13款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

237ページ、238ページ。

14款諸支出金、1項普通財産取得費。15款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に移ります。

13ページ、14ページ。

2. 歳入。1款町税、1項町民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項町たばこ税、5項入湯税。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税。3款利子割交付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

15ページ、16ページ。

4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款地方消費税交付金。7款自動車取得税交付金。8款地方特例交付金。9款地方交付税。10款交通安全対策特別交付金。11款分担金及び負担金、1項負担金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

17ページ、18ページ。

2項分担金。12款使用料及び手数料、1項使用料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

19ページ、20ページ。

2項手数料。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

21ページ、22ページ。

3項委託金、4項社会資本整備総合交付金。14款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

23ページ、24ページ。

3項委託金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

25ページ、26ページ。

14款財産収入、1項財産運用収入、2項財産売り払い収入。16款寄附金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

27ページ、28ページ。

17款繰入金、1項特別会計繰入金、2項基金繰入金。18款繰越金。19款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項貸付金元利収入、3項受託事業収入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

29ページ、30ページ。

4項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

31ページ、32ページ。

20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

33ページ、34ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債。

第2条 地方債は、議案の7ページ。

第2表 地方債をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第3条 一時借入金

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後11時から再開します。

休憩 10時40分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続きに会議を開きます。

最初に、先程の4番、佐藤勇治議員の質疑について答弁漏れがありましたので、発言を許可します。

社会教育課長。

○葦島社会教育課長 事項別明細書197、198ページ。NPO法人置戸ぼっぼ絵画館活動支援事業補助金。佐藤議員から質問のありました入館者数でございます。絵画館の方に確認をしたところですね、全体の人数につきましては、職員も常駐していないため把握をしていないということでございま

した。依頼のあった団体のみ押さえているということで、団体につきましては、平成28年度、3団体、全部で人数なんですけれども100名程度の来館があったということでよろしくお願いをいたします。

○佐藤議長 ただ今の発言に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第21号 平成29年度置戸町国民健康保険特別会計予算。

質疑は、条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の260ページ、261ページ。

歳出から進めます。

2. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

262ページ、263ページ。

2項町税費、3項運営協議会費。2款保険給付費、1項療養諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

264ページ、265ページ。

2項高額療養費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

266ページ、267ページ。

3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費。3款後期高齢者支援金等。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

268ページ、269ページ。

4款前期高齢者納付金等。5款老人保健拠出金。6款介護納付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

270ページ、271ページ。

7款共同事業拠出金。8款保険事業費、1項特定健診診査等事業費。

質疑はありませんか。

6番

○6番 岩藤議員 特定健診検査に要する経費、委託料の部分なのですが、この保険指導事業委託料、これについてどこに委託するのか、誰なのか、その辺り説明をもう一度お願いいたします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 保健指導事業委託料でございますが、本年度、特定健診の未受診者を受診していただくということで、事業を行う委託料になります。委託業者につきましては、これから選定となりますが、中身につきましては生活習慣病調査ということで、アンケート形式の問診票みたいなもので、例えば、肥満度がどうなっているのですとか、血圧がどうですとか、そういう問診票を対象者に送付して回収をし、そこで分析をするということを実施します。それと特定健診について、受診しやすい環境ですとか、受診しない理由はどういう理由だとか、そういうことも合わせて実施します。そのアンケート問診等を回収して分析した中からですね、未受診者を中心に専門業者におります保健師が未受診者に受診勧奨を行うということで事業を実施します。これは全額、国費対象事業になりますので、国費のメニューに従って事業を進めるということになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 じゃあ、置戸の例えば、ほのかにいる保健師さんをお願いしてやってもらうとかということではないということですね。民間のというか北海道のということですね。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 基本的に外部委託になりますが、未受診者勧奨につきましては、当然町の保健師さんも関わりながら対応していきますので、分担をしながら事業を進めていきたいと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番

○3番 高谷議員 昨年も聞いたというふうに思うんですが、特定健診の対象者と、それから受診率ですね、受診をされた方の割合がわかれば教えていただきたいと思います。これは30歳から74歳までが対象になっているかなというふうに思うんですが、その割合がわかればお願いいたします。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 特定健診の特定健康診査の対象年齢は40歳から74歳までです。それで同じ健診内容でございますが、30歳から39歳までは、別枠として町の独自の事業として同じ内容で30歳健診ということで行っております。それで28年12月末の集計ですが、30歳代健診で、対象者が97名いらっしゃいます。それで受診者数が36名、受診率が37.1%となっております。40歳以上74歳までの特定健診の対象者数でございますが、819人、受診者数が329人、40.2%の受診率となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 以前に聞いたことがあるんですが、これは65%に到達しなければ、今はないのかもしれないんですが、そのために受診を促すというか、そういう委託料が出てきたと思うんですが、

昨年より若干は上がってますけれども、65%に到達しないとペナルティというような、そういうのは今現在はないんですね。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 平成25年度から第2期の特定健診の計画を立ててございます。平成25年度の受診率を45%と、26年度は47%、27年度は50%、28年度は55%、来年度は、最終年になりますが、29年度には60%の受診率を目指そうということで計画を立てております。それで先程ご説明した、28年度の12月末で40%ということですが、60%に近づけるように努力はしておりますが、中々受診率が上がって行かないと。管内、全道的にも置戸は高い方ではありますが、どうしても60%に到達しているところは早々ないものですから努力はしております。ペナルティについては、あくまでも目標なので、保健指導をしていないということであれば若干のペナルティがありますが、きちっと保健指導を実施しておりますので、現在のところ置戸町に関してはペナルティはございません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 関連なんですけれども、この国保会計の中で町の全体の特定健診の経費を賄っているということよろしいでしょうか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 特定健診につきましては、全保険者に義務付けられてまして、当然、共済組合でありますと、共済組合で負担をしますし、社会保険であれば協会健保の方でしますし、あくまで国保加入者、国保に加入されている方の受診の予算をこちらで見ているということになります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

272ページ、273ページ。

2項保健事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

274ページ、275ページ。

9款基金積立金、1項財政調整基金積立金。10款公債費。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰り出し金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

276ページ、277ページ。

12款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に進みます。

254ページ、255ページ。

2. 歳入。1款国民健康保険税。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 ちょっとお聞きしたいんですけども、今年の国保税の最高額はどのぐらいなんですか、一人当たり。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 課税限度額ということによろしいですか。あの、すいません。89万円が限度額だったと思いますけども、ちょっと資料を持ち合わせてないので後程ご回答いたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

256ページ、257ページ。

3款療養給付費交付金。4款前期高齢者交付金。5款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。6款共同事業交付金。7款繰入金、1項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

258ページ、259ページ。

2項他会計繰入金。8款繰越金。9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に、第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第22号 平成29年度置戸町後期高齢者医療特別会計予算。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の286ページ、287ページ。

歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費、2 項町税費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

288 ページ、289 ページ。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金。3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。4 款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に移ります。

284 ページ、285 ページ。

2. 歳入。1 款後期高齢者医療保険料。2 款繰入金、1 項他会計繰入金。3 款繰越金。4 款諸収入
1 項延滞金加算金及び過料、2 項償還金及び還付加算金、3 項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第23号 平成29年度置戸町介護保険事業特別会計予算。

質疑は、条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の301 ページ、302 ページ。
歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費、2 項徴収費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

303 ページ、304 ページ。

3 項介護認定審査費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

305 ページ、306 ページ。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、2 項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

307ページ、308ページ。

3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費。
質疑はありませんか。

9番

○9番 嘉藤議員 介護予防住宅改修保険給付に要する経費というところでの実績をお伺いしたいのです。よろしくをお願いします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 介護予防住宅改修給付費の実績ということでございますけれども、28年度の実績、それとも29年度見込みの実績、両方ですか。お待たせいたしました。28年度の住宅介護予防の住宅改修の実績でございますけれども、112万5,000円の見込みで件数につきましては、ちょっと資料的に持ち合わせておりませんので、後程。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

309ページ、310ページ。

6項特定入所者介護サービス等費。3款基金積立金、1項介護給付費準備基金積立金。4款地域支援事業費、1項介護予防日常生活支援総合事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

311ページ、312ページ。

2項一般介護予防事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

313ページ、314ページ。

3項包括的支援事業任意事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

315ページ、316ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

317ページ、318ページ。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 一番下の部分、認知症総合支援事業に要する経費ということで、説明の中で北見日赤にお願いして、認知症の点検等を行うというような説明だったと思いますが、どういう内容で行うのか。また、どうして北見日赤なのかということでお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 認知症総合支援事業に要する経費の内訳といたしましては、まず制度の中身といたしまして、認知症の施策推進総合戦略、通称、新オレンジプランというものが国の方で定められまして、認知症の初期の対応について、対応をすることとされております。なぜ北見日赤なのかということをごさいますけども、こちらにつきましては、認知症に対する初期集中支援チームを組んでですね、その中に地域において認知症の相談員という者も専門職として配置することとなっております。北見日赤におきましては、道の指定によります認知症疾患センターというものが、今でも、現在でもございます。そちらの機能として、まさに認知症の早期対応等を行う機能というのがあるセンターとなっておりますが、それに加え、この各市町村、今回、この制度の開始に伴いまして、北見市、訓子府、津別、置戸、こちらの方ですね、専門医師との連携、それから制度で定めておられます認知症の専門の研修を受けた看護師、医師、介護職員が連携をとってチームを組んで、その初回訪問、それから会議、それから専門医師の指示に基づいての看護師、精神保健福祉士との対応、そちらの方を派遣連携としてこの中心となる医師としましては、北見赤十字病院の精神科医を予定しております。この予算の中身につきましては、置戸の見込みとして5～6件分を見込み、そのチーム編成に伴います賃金等の単価を算出、それから国で定めております各種研修等がございますので、そちらの方に派遣するための旅費等を計上してございます。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 今、5件から6件分を見込んでいるという説明でしたけれども、流れとしては、どういうふうな流れで北見日赤に行き着くのかということをお伺いしたいんですが、例えば、町内で認知症かなと思う人が出た時に、家族がほのかの方にまず相談してという流れで北見日赤でってことになるのか、その辺りちょっとその流れっていうか利用の仕方というものを教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この認知症総合支援事業につきましては、まずは各市町村で中核となる認知症地域推進員という専門職員を配置いたします。これにつきましては、地域の中で保健師等の資格がお持ちの方が、そういう対応できる方がいれば、その方に委嘱という方法もあるんですが、置戸町としましては、そういった有資格者が町内には、今働いてる職員以外おりません。それと、この小規模な置戸町といたしましては、保健師が各地域に担当で張り付いておりますし、あと地域包括支援センター職員も、そういった日常の相談を随時受けております。情報も良いのか悪いのか、居宅介護支援事業所ですとか、包括ですとか、そういった保健師、すべて地域福祉センター内の職員で対応しておりますので、その職責は十分担えるのかなと考えております。

そこで知り得た、まず民生委員協議会ですとか、地域会とも協力しながら、情報が入ってきた場合に、すぐ医療機関に繋げなければならないという方もいらっしゃいます。やはり認知症の初期の症状といたしまして、中々訪問相談まで結びつかないですとか、家族の理解が得られないとか、色々な症

状によりまして対応様々行っております。その中で、より専門職が入り込んでですね、そのチームを組んで困難事例として対応しなければならないという件数としては、年間5～6名かなど。当初、初めての制度開始になりますので、まず各市町村でもそれぐらいの対応の件数として計上をして、今回予算計上をしております。その中で情報収集をして、この方が、まず対象とした方がいいんでないかというところで、まず初回訪問としてですね、認知症地域推進員、置戸町の職員とともに看護師と精神保健福祉士、こちらがまず初回の訪問をいたします。初回の訪問をですね、これは国の方で今回制度の中でですね、専門職が看護系、それから社会福祉士系、それと認知症推進員が連携をとって訪問しなさいという制度になっておりますので、それに基づきまして訪問した結果を、会議を開きます。その会議の中身には、医師、看護師、精神保健福祉士と、町の関連する担当者が会議を開きまして、初期の集中支援を、どのようにしたらいいかというところのプランを立てた上で、訪問ですとか状況を確認しながら医師の指示によりまして支援を実施いたします。その結果を、会議を開いた上でですね、また状況を確認しながら専門医師というか医療機関の紹介、医療機関もですね、なかなかこの近年、認知症ですとか、あとは精神的な障害疾患を持つ方も増えてきておりますので、なかなか対応するにも受診をするにも朝行って、予約した結果1日かかるというようなこともございます。その辺の連絡調整も含めて、支援をしていくという流れになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 僕の認識不足というか知識不足なんだろうけども、例えば、認知症ですよと診断されると、確定っていったら変ですけども、そういうことを確実にするために北見日赤に最終的にはチームを組んで各自治体から国の方の施策としてチームを組んで、最終的には北見日赤さんの方で確定っていったら変ですけども、認知症ですよということをしっかりと確定してもらおうという、そういう制度だということよろしいですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 認知症の診断というのは、CTで脳のCTを撮って脳の委縮の状況ですとか血流の検査をしたり、認知症の診断自体は、それなりに早く出るんですけども、やはり認知症の症状で家から出たがらなかったり、その時間によって凶暴的になったり、徘徊をしたり、人によって暴力を振るい出したりと各種様々な症状がございます。今、ピック病と言われている部分ですとか、アルツハイマー、それからアルコール依存症からくる認知症、認知症という症状も様々な対応が求められますので、まずはその支える家族、地域、それから医療機関がどのような関わりを持って、本人にとってどのような対応が望ましいのかという部分を専門的な観点から対応策を考えるというところがメインになってきますので、診断自体はある程度早いうちに検査等で出ますが、その対応について専門職がチームを組んで協議をして家族と協力をしながら、基本的には地域でどのように暮らしていけるかというところを協議をしながら専門の受診等、また連携を取りながら支えていくというような制度になります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 生活支援体制整備事業に要する経費というところで、説明の中で、生活支援員のコ

ーディネーターと言いますか、そういうお話があったと思いますが、それは何方がやるのでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この生活支援体制整備事業につきましては、基本的に、今議員もおっしゃいました生活支援コーディネーターと国が言っている、日本で言いますと、地域支え合い推進員ということで、国は施策として配置しなさいとなっております。

一般的に全国的な動きとしましては、まず第一層という言い方で、市町村単位。第二層という言い方で、各中学校の地区単位でこの国の事業が考えられております。今あります地域包括支援センター、こちら概ね中学校奥に一つ地域を持って設置しなさいということになっておりますが、置戸につきましては、一中学校奥ということで、包括支援センター一つということで行っております。

それで、置戸で考えておりますのは、1名を配置しようということで、それにかかる、こちら研修を受けたりしなければならぬものですから、そういった旅費等を組んでいるところでございます。こちらの想定といたしましては、国としては退職者ですね、いろいろな福祉経験を持った民生委員ですとか、そういう経験者を委嘱というような考え方もありますし、近隣の動きとしては、地区の地域包括支援センターに配置をしたい、もしくは社会福祉協議会に委託をするというような動きがございまして、置戸につきましては、この地域支え合い推進員という機能的には、先程もお話しましたが、置戸の職員としてこの辺の動きは過去から行っております。

国が、このコーディネーターが何をしれと言っているかということでございますけれども、まず、地域のニーズの資源の把握、それから関係団体の協力体制を組んだり、働きかけをしたり、あと問題点を拾い出したり、もしくは足りない部分を新しい制度化に結び付ける、この辺をきちんとしなさい。しなさいという状況の裏には、やはり国で考えている基礎自治体というのは、この介護保険事業の場合、10万人の規模の基礎自治体というような言い方をしているものですから、やはりその考え方が10万人規模以上の考え方で、各地域にある包括支援センターですとか、社会福祉協議会が求めていることが各自自治体の行政の方に結び付かなかつたり、そういった部分の行き違いですとか、共通の問題意識がなかなかできないということで、国としては制度化しているところでございますが、ここで国でも協議体を作って、このコーディネーターを中心にそういった部分を考えてくださいというような制度なんですけれども、置戸町につきましては、平成9年から高齢者サービス調整チームを立ち上げ、平成12年から地域ケア会議という部分で、この機能は十分果たしていると考えております。こちらにつきましては、そういった部分を置戸の今まで行ってきたことを有効に利用して、生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターは直営でやっておりますので、そこに配置しております社会福祉士が中心になって実施をしようということで予定をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 このページの項目での質問になるかどうかというのが分からないんですけども、たまたま今回道交法の改正によって、ある種、高齢者の一定の違反もしくは事故等を起こした時には、すぐ認知症の認定と申しますか、そういう判断をしなさいと。これは社会的な問題であって、今お話のあったように、地域的にケアする問題もあるのかなというふうに思うんですが、果たしてそういった時に、認定をどこで受ければいいのか、また相談をどこにすればいいのかということなんですけれども、

置戸町の対応として何かありましたらお知らせを願いたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 この認知症の病気に対応する施策といたしましては、まず、石井議員がおっしゃいましたとおり、今回、道路交通法の改正等もあって、より一層認知症を伴う高齢者の免許の更新等も厳しくするよという形にはなってきております。ただ、車の方もですね、機械上で、センサーでですね、踏み込み間違いですとか、そういったことで安全策を取ってきているというような部分もございますので、ある程度は事故も減っていくのかなと考えておりますが、ただ、今までも免許の更新の時に、認知症の診断というよりは、物を覚えて言ってくださいですとか、あと、よくあるのが、時計の10時10分を書けますかと。こういった問題も認識に、認知症の症状としてこの時計の針の位置も書けなくなるというような状況がまず先に出てきます。そういった部分で、今回引っかった場合に、そういった認知症検査を公安でしますよというようなことと、こちらは認識しております。

今後の置戸町としてどうするかというところですが、まず、認知症の恐れがある、もしくは、自主的に免許を返納する方も最近増えてきております。そこで問題となるのは、その後の交通をどうするかということでございますけども、まずは、へき地患者輸送車に変わるワゴンを2台購入してというところで、目指しているところはコミュニティバスのような考え方というような部分も今検討しているところでございますし、あとハイヤーチケットの交付事業も病院の通院のみというところの限った部分を生活支援の要素も含めて回数を増やすということも今予算付けしているところです。やはり早期の発見と、交通弱者についてどう考えるか。あとは、まち中の方に高齢者も公営住宅を、今、周辺にあった高齢者用の住宅を中央の方に整備をしているというようなところもございますので、また、今回、時期の介護保険事業経過に向けてアンケート調査をして、そういった状況が多い傾向にある、問題点はどういうところにあるのかという分析も含めて、次の施策に繋げていきたいと考えております。

どこに相談すればいいかということでございますけども、地域包括支援センターで一括相談を受け付けて、流れといたしましては、まず地区担当保健師の訪問もしくはヘルパーの一般訪問で状況を見る方もございます。もしくは、その状況によっては、まずケアマネがすぐ認定調査に行くというようなケース、様々ですけども、場合によっては先程の認知症初期集中支援チームに結び付けるということで対応は随時していきたいと考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

答弁漏れについて発言を許可します。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 先程の答弁漏れの部分について、ご回答いたします。308ページに戻ります。介護予防住宅改修費の給付費、要支援1、2の方の住宅改修の28年度の実績見込みですが、私、先程慌てて別なページを見て嘘を申し上げました。28年度実績7軒で44万8,813円。29年度予算見込みは、1軒当たり10万円を見込み、一月1軒計上し120万円、年間12軒で見込

んでおります。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

319ページ、320ページ。

5款公債費。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2項繰出金。7款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に移ります。

297ページ、298ページ。

2. 歳入。1款保険料、1項介護保険料。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金。3款支払基金交付金。4款道支出金、1項道負担金、2項道補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページに移ります。

299ページ、300ページ。

2項基金繰入金。6款諸収入、1項延滞金及び加算金、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次に、第3条 歳出予算の流用。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 歳出の306ページについて質問します。2款の保険給付費の中の地域密着型介護サービス保険給付に要する経費ですが、この7,020万円については、グループホームと、それから通所介護施設、この2つということで認識しているんですけど、その中でグループホーム分の負担金というのは、どの程度見込んでいるのでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 ただいまのグループホーム分の予算計上につきましては、基本的に満床を想定しておりますので、9人分の2ユニット分、18人分を満度で見えております。金額につきましては、5,227万7,000円を計上しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 これに関連してなんですけど、結局18人いて18人だから満床ですべて12ヵ月ということで、それで満床でいけば5,220数万円ということですね。28年度の補正予算に絡めてなんですけど、28年度の実績では入院者が非常に多かった。非常に多いかどうか分からないですけど、入院者が多いためにグループホーム分の減額は550万円だったということで、合わせて567万円の減額ですね。と言うことは、今18人満床で見たんですけど、最終的には来年の今時期にならないと分からないんですけど、それが今年と同じようなお年寄りの入院者が多くなれば、その分だけグループホームは減額になると、収入減になると、そういう理解でよろしいですか。これ確認なんですけど。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 グループホームで、今ですね、昔から開設当初から入っておられる方が高齢化によって介護度もどんどん増しております。入退院が多い原因は、やはり肺炎ですとか誤嚥性肺炎ですとか高齢によるもの、そういった原因も考えられますので、基本的には対象者の身体状況によって、場合によっては特養の方に移設を要するですとか、そういった対応も出てくると考えられます。

施設の努力といたしましては、そういった肺炎等の予防ですとか、入院をする原因を分析して入院者を減らすというようなことも考えられますが、それにはなかなか限界もあると思いますので、施設としてもそういった努力をしながら、場合によっては施設替えて、新しい入居者の希望者がいればいいんですけども、なかなか退所者はいても経費的な部分ですぐに入所できないという方も多いです。

ここで計上しておりますのは、あくまでも給付費分、介護サービス給付費分になりますので、長期入院であれば部屋代は入ってくると思いますが、給付費分が入ってこない。空きが出れば、部屋代等の居室料、それから共益費ですね、暖房料等も入ってきませんので、その辺もさらに赤字が出てくるというような部分も想定はされます。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第24号 平成29年度置戸町介護サービス事業特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の329ページ、330ページ。

歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

331ページ、332ページ。

3款公債費。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。5款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に移ります。

327ページ、328ページ。

2. 歳入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2項予防給付費収入。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。4款諸収入、1項受託収入、2項雑入。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	11時57分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〈議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第25号 平成29年度置戸町簡易水道特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算は、事項別明細書の345ページ、346ページ。

歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 13節委託料の簡易水道経営戦略策定業務委託料。これ下水道の方にも出てくるんですけども、アセットマネジメントっていうような言葉が出てきました。ちょっと意味が分からないので、もう一度説明をお願いいたします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 今のご質問に回答いたします。アセットマネジメントの以前に、よく使われていた言葉で、ストックマネジメントっていう言葉があったかと思います。このストックの方は、敷設管理でして、長寿命化計画であったり、農業の方だったら機能強化対策とか、施設の維持管理をいかにランニングコストを抑えて事業の平準化を行っていくのかというのがございます。これに対して、アセットマネジメントっていうのは、良好な上下水道サービスを持続的に提供していこうという内容で

ございまして、例えば、施設だけではなく、まず施設の維持管理委託に対して、どのような委託の方法を取れば最適か。例えば、現時点でも上下水道施設は、1社の業者で遠方監視を使いながら経済的に行っているわけですが、この発注の仕方も現在は使用発注ということで、薬品は何グラム使いなさいとかというような、ある程度使用のもとで発注してます。ただ、これを業者の自主性というか、効率を求めて性能発注、例えば、処理水でしたら、最低この基準内に収めるのであれば委託業者に裁量権を持たして、なるべくコストを下げようというような発注の方法も検討していくとか、例えば、災害対策でいきますと、今現在、施設の災害、施設自体は耐震だとか、そういう災害対策を行っているんですけども、万が一被災した場合に、どのように早期にサービスを提供できるかというような形で、例えば、施設の管路の台帳だとか施設の台帳を整備しまして、応援部隊が来ても誰が来てもすぐに管路がどこに入っているとか、そういうものを順次整備していこうと。あとは、こういうことに関して水洗化率の向上を図っていくとか、要するに、本来的に簡易水道だったら、良質な水道水を提供していこう、下水でいきましたら処理水を保っていこうと、こういうことをトータル的に考えていくのがアセットマネジメントと言われている部分です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 これは、どこに委託するということになるのでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 これを行うコンサルは何社かございまして、今考えているのは、これと含めた経営戦略とアセットマネジメントと説明いたしました、料金改定と合わせて一つの業者に委託しようと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 下水道も同じ業者に一緒にということによろしいですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 会計は分かれていますけども、すべて上下水道合わせて、今ご説明した3つの項目すべてを1社の業者に入札を行いたいというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

347ページ、348ページ。

2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

349ページ、350ページ。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 13節の委託料のところでお聞きをしたいと思いますが、確か説明の中で、漏水検査は一時というか終わるということでありましたけども、今の漏水の状態といたしますか、そういうのはどのように把握しているのか、お聞きします。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 漏水調査なんですけれども、平成21年度から実施しております。まず平成21年に、境野、豊住地区を皮切りに、22年につきましては、秋田、勝山。23年につきましては、置戸市街に入ってきました、若木、宮下。旧鉄道跡で区切って南側というふうにイメージしてもらえればと思います。続きまして、24年につきましては、若松、新光、協生。下側ですね。続きまして、25年につきましては、西町、本町、中央から緑栄の間。続きまして、26年につきましては、拓殖、林友。27年につきましては、安住、中里。28年につきましては、北光、愛の沢というふうに、大体、置戸全町を一度網羅したことになっております。

漏水の状況なんですけども、発見次第、修繕はしております直しているような状況です。一番ひどかったのが、平成23年にやりました若木、宮下では9カ所ありまして、時間当たり15.5トン漏れていた状況です。これにつきまして、すべて終わっております。あと今年一年様子を見たのは、今後ですね、新しい流量計が新しい浄水場に付くこととなります。その流量計、今の流量計がちょっと信憑性というのが怪しいものですから、その新しい流量計を付いた時点で、また再開、漏水が多いような状況が確認できましたら再開していきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員 今の漏水の量っていうんですか、そういうのはほとんどないということでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 実のところ、有収率ということで毎年調査しているんですけれども、大体それが8割程度で並行して推移してきました、漏水を直したのもうちょっと上がるかなというふうに踏んでいたんですけども、大体その有収率に反映されてきていないというのが現状ありまして、先程ちょっとお話したとおり、今ある流量計の信憑性もちょっと疑っているようなところです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

351ページ、352ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

353ページ、354ページ。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 澁谷議員 秋田簡水施設の施設管理に要する経費というところの委託料ですか、次の354ページ。この施設だけがかなり委託料が高いんですか、この金額が他の施設からするとかなり多いので、

その理由をお聞きしたいんですが。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 簡易水道施設管理業務委託料の545万円のことでよろしいでしょうか。秋田地区につきましては、急速ろ過の施設で、置戸地区は観測ろ過ということで砂ろ過ということなんですけども、秋田地区については、急速ろ過ということで秋田の浄水場の施設があるかと思えます。あそこにある施設、維持管理していく中で、かなり費用を要するというか、今現在、ウォーターエージェンシーに委託しているんですけども、そこについてかなり維持管理に要する経費がかかっておりまして、そういうことでこの地区については、委託料が他よりは高い現状になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

355ページ、356ページ。

3款公債費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 356ページの委託料ですね。用地確定測量委託料、これ28年度で落として29年度で勝山の加圧ポンプの設備をやるということで予算上がっているわけですけど、この場所ですね、どの辺を加圧ポンプのポンプ場として想定しているのかということと、既存の勝山の配水池、最終的には繋がるか用途が必要なくなるのではないかと思うんですが、その用途について今後どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 まず一点目の、勝山加圧ポンプ場ですけども、こちらの一般会計の説明資料の中の55ページになります。赤に印してあるところを想定しております。こちらにつきましては、一番奥の早川さんまで、逆に勝山の市街から送ってやろうというふうに考えている施設でして、実際のところ、加圧ポンプはできてもそこにまで配る給水管が来年度は難しいというふうに考えております。ですので、加圧ポンプ室だけはつくるんですけども、実際、早川さんや蝦名さんに給水するのは31年度を想定しております。配水施設ですね、使わなくなるという施設なんですけども、今ここにありますが、それぞれ勝山にも浄水場ございますし、今度、営農用水地区も繋ぎ込みになってくると、今ある既存の施設の利用がなくなってきます。これにつきましては、今現在地点では、とりあえず休止というような形で考えております。廃止にいたしますと、すぐに取り壊すということが出てきますので、現時点では休止という手続きを取っていこうというふうに考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 それと関連するか分からないんですけど、再編事業と関連するかどうか別として、常元の地区で新規に配水池をつくると、何て言うんですか、柏原勝さんのところぐらいまでは水圧は可能でないかという、そういうお話があったんですが、もし可能であれば、あそここのところに簡水を引きたいというか、そういう希望もあるということも聞いてましたし、それと、松崎さんですね、道

路狭まなきゃならないんだけど、道道を。それも本管に繋がればやりたいというような希望を聞いていたんですけど、その辺の話っていうのは具体的に進んでいるんでしょうか。それとも全くそれは不可能だっていうことなのか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 まず、松崎さんのところにつきましては、今現在も水道管きてますので、そこにつかみにいくまでは個人負担になるんですけども、松崎さんのところにつきましては、今現在も簡易水道のエリア、給水エリアに入ってますので問題ないと思います。ただ、個人負担が増えます。

もう一つ、柏原さんのところは、現在、給水エリアには入っていないんです。今度、給水エリアを拡張しなければならないという作業が出てきます。ですから、そうなってくると条例の改正等が出てくるかと思えます。そういう手続きを踏んでからになるというふうに思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 と言うことは、そのようにある程度進めるっていう、本人の希望があればそのように進めたいっていうか進めるっていう考え方があるのかどうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 柏原さんのところにつきましては、計画段階からお話は聞いておりました。現時点でもそこを想定した、勝山の配水池ですか、墓地の上につくった配水池は、それを想定した位置に設置しております。ですから、対応はしていけるかなというふうに思いますが、条例の改正等がありますので、その手続きを踏まなければならないということです。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 予算資料の説明の時には、30年4月開始予定というような説明だったと思います。今、早川さん、春日の方は31年になるということですが、それで一通り水道の工事、整備っていうのはすべて終わるのかなというふうに思いますが、概算でよろしいです。トータルでこの置戸町の簡易水道再編整備計画、予算いくらくらいになるか、それだけお知らせください。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 統合事業につきましては、30年以降も、今の営農用水地区ですか、営農用水で使っております中里、安住、北光、愛の沢も接続して統合再編推進事業が完了ということになっておりますので、現時点でいきますと、31年度完了予定というふうになっております。現在までの事業費なんですけども、今年の繰越分1億9,000万円含みまして、現時点で約25億円ということになっております。当初予算でいきますと、32億円という予算でいってますので、現時点では80%進捗した状況になっております。ただ、今後想定される中里、安住、北光、愛の沢の営農用水地区は、計画した段階からかなり人件費等高騰しておりますので、今の32億円とはしているんですけども、それを若干上回ってくる可能性は十分にあります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

357ページ、358ページ。

4 款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に移ります。

3 4 3 ページ、3 4 4 ページ。

2. 歳入。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 項手数料。2 款国庫支出金、1 項国庫補助金。
3 款繰入金、1 項他会計繰入金。4 款繰越金。5 款諸収入、1 項雑入。6 款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第 2 条 地方債。

第 2 条 地方債は、議案の 3 ページ。

第 2 表 地方債をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第 3 条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第 2 6 号 平成 2 9 年度置戸町下水道特別会計予算〉

○佐藤議長 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度置戸町下水道特別会計予算。

質疑は条文ごとに進めます。

第 1 条 歳入歳出予算は、事項別明細書の 3 7 4 ページ、3 7 5 ページ。

歳出から進めます。

3. 歳出。1 款総務費、1 項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

3 7 6 ページ、3 7 7 ページ。

2 款下水道費、1 項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

3 7 8 ページ、3 7 9 ページ。

2項農業集落配水事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

380ページ、381ページ。

3款公債費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

382ページ、383ページ。

4款予備費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入に移ります。

370ページ、371ページ。

2. 歳入。1款分担金及び負担金、1項分担金。2款使用料及び手数料、1項使用料、2項手数料。

3款国庫支出金、1項社会資本整備総合交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金。5款繰越金。6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次のページへ進みます。

372ページ、373ページ。

7款町債。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案にお戻りください。

第2条 地方債。

第1条 地方債は、議案の3ページ。

第2表 地方債をお開きください。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第3条 一時借入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方は、そのまま自席でお持ちください。

休憩 13時25分
再開 13時40分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定についてから、議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算までの14件を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 一般会計の236ページの給与の関係についてちょっと聞きたいんですけども、先日の新聞で、政府が働き方改革の関係で残業時間が月100時間ということで、労使と合意したというのが新聞報道でなされておりますけれども、去年の平成27年度の決算の中で、最高時間が1,400時間という人がいたというふうに聞いておりますけれども、これを見ますと、非常に今度は労働基準法の改正で罰則がつくということになってますが、この辺について、今年から人事評価も合わせてやるということで、職員は非常に緊張しているんじゃないかというふうに思います。それで聞きたいのは、副町長にですね、内部統括の責任者として、今後どういうふうに人事管理をしていくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 給与の関係、特に残業の、今月国の方で労使合意をしたという、その辺に絡めてのこの後の人事管理ということでございますが、それぞれ適材適所に努め、現有勢力を最大限活かしていきえるような、そんな態勢をとりたいというふうに、取らざるを得ないだろうというふうに思っております。当然、職員の定数管理等もありますので、それをもとにしながら適材適所、それからその業務によっては人事配置を変えたりだとか、その辺の柔軟な対応をしながら進めていきたいというふうに思っております。なお、昨年1,400時間云々という超過勤務があったという話も聞きました。今年も一部そこまでは到達しないと思いますが、温泉の営業再開に向けての業務だとか、そういう面では偏って人員配置もしてるところでもございますけれども、なかなかそこまではいかないにしてもかなりの負荷をかけざるを得ないところもございますけれども、一時的なものというふうに思っておりますし、その辺は業務の内容、特殊な内容だったということでご理解をいただきたいと思っておりますし、繰り返しになりますが、現有勢力あるいは今年もこの後、3月末で3人退職しますし、非常に戦力ダウンは否めないかも知れませんが、新しい職員も入れます。そんな中で配置をし、人の管理をしていきたい、業務に支障のないような形で進めていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 できるだけそういうようなことでやっていただきたいと思っておりますし、一つはですね、例えばですけども、週に1回はノー残業デーとか、あるいは2月25日に、これ月末の金曜日に、フ

ライダー終日のこれが出てますけども、3時に退社させると。あるいは最高でも5時に退社させると、そんな方法も新しい考え方を導入してはどうかと思うんですが、その辺についてはどう思いますか。

○佐藤議長 副町長。

○和田副町長 ノー残業デーあるいは金曜日最終、月末の最終金曜日ですか、3時で帰りましょうという、ちょっと名前忘れてしまいましたけども、そういうような試みもあるようです。ノー残業デーにつきましては、一昨年からですに取り入れてます。また、昨年、平成28年度から10時以降は庁舎に留まらないというようなことで徹底をしているつもりです。ノー残業デーにつきましては、総務課の方でそれぞれ、その日には配慮をしながら庁内放送をかけたりにしているところですが、なかなかかけたからといって、じゃあ5時半、6時には退庁しましょう、真っ暗になりますという、そこまでの徹底はありませんけども、それなりの効果はあるというふうに考えております。ただ、企業で行い始めました例の月末の金曜日、3時に退庁というのは、ちょっとそこまで踏み切ることは、今の時点ではできないとは思いますが、やはりその辺のオン、オフをつけた業務の遂行、その辺については常々言っているつもりでございますし、それは一層徹底していきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 事項別明細書236ページ、給与費のところでお伺いしたいと思います。これ答弁総務課長になるとと思いますが、今3月いっぱい3人の職員が退職と。また、新人職員が新年度から3名入ってくるというような説明がありました。合計で新年度は73名体制で行っていくということでもありました。昨年は、途中で退職される職員の方が2名いたというふうに思っておりますけれども、そんなことも含めまして、総務課長として職員の管理あるいは勤務等についていろいろな相談等も受け、かなり苦労したというふうに思っておりますが、退職にあたりまして、その辺り総務課長どのように考えるか、お考えをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 先程の超勤の関係も、一応シナリオ用意していたものですから、副町長が答弁していただいて、今、岩藤議員の、今の私の総務課長としての立場を含めて若干説明したいと思います。27年度、超勤時間1万4,450時間ということで、本当に異常だったと思います。28年度も落ち着いてきたんですが、如何せん、8月の台風、その災害に職員が総出で出たということで、28年度も大体1万3,000の前半ぐらいということで、8月の通常年でしたら1万2,000以下になるかなという。一番大事なことは、先程、副町長言いました10時以降退庁、鍵は今までは暗に認めて鍵を預ければ仕事を12時、1時、2時、よく町民にも、極端な話、あそこの前から出たら役場まだ庁舎電気付いていたとか言われた時期もありましたが、それについては、健康管理も含めて強くやめました。ただ、その反動というか、施設においても10時以降はやめていると言いますが、一番心配なのは、職員が本当に健康管理っていう部分を含めて理解して、先程、副町長が言いましたオン、オフをちゃんとやっていただかなければ、例えば、家でやるとか、そういった部分の心配はないわけではありませんが、ある程度皆で削減に向けて努力しているのが実態で、議員さんもよく心配していただいているストレスの関係も、個別に相談も行っていますし、今は病気で休暇されている方はいません。職場復帰されてそれぞれ仕事入っておりますが、一度体を壊すと回復するのにかなり時間がかか

と思います。そういう思いで職員全員っていうか職場自体がそういうふう、一人がそういうふう倒れたら仕事にも影響するんだよということを理解してもらいながら仕事を進めております。

先程言われましたトータルというか、正直言って、この場所に立つとすごく緊張します。私自身がここに立っている自体が本当に想像していなかったっていうか、42年間18で役場に入ったものですから、マラソンで言えば42キロ、とても今じゃ走れません。そういう思いで立ってここで3月迎えたんだと。2点ばかり、たまたま老人ホームの民営化で老人ホームに行きました。置戸高校の卒業生、18歳の子を何人か採用してつくづく感じたのは、やはりこの子たちも社会人として育てていかなければならないと。そういった部分で総務課長になった時もそういう思いで若い子を見て、早く育ててほしいと。今本当に私が50年に入ったように若い子がたくさん入って、30前の子が結構います。そういう人達が早く育ててほしいな、そしたらきっとまた、今が役場が活気がないんじゃないかと、もっと元気になっていくんでないかなという思いでおりますので、最後に一つ、ここに立つ、緊張するっていうのは、ここは地方自治と民主主義の一番大事な場所だと思います。お互いに議論しながら置戸町のために進めていく神聖な場所だと思いますので、これから若い課長さんたちも入ってきますので、どうぞ若い職員も含めてよろしくお願ひしたいなと思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 どうも総務課長ありがとうございました。ちょっと異例かも知れませんが、議長に止められるかも知れませんが、退職者3名がいるということで、次に、会計管理者の鎌田さんに一言意見をいただきたいと思ひます。平成29年度一般会計・特別会計予算、ただいま審議しましたけれども、総額で59億円を超えるような、昨年よりも少ないとはいえ大型の予算だと思います。そのお金の出納を毎月監査を受けながらとはいえ適切にやっていくという、新年度になるわけですが、会計管理者になって5年間だというふう聞いております。その辺含めてこの会計管理に関する意見、新年度に向けてご意見があればお伺ひしたいと思ひます。

○佐藤議長 会計管理者。

○鎌田会計管理者 こういう質問は、昨年度の議会から突然始まりまして、昨年は鈴木さんと坂口さんが一生懸命答えてました。私の場合は、どういう形で質問されて意見を述べなければいけないのかなということで多少心配はしていたんですけども、上手な岩藤議員の誘導で今議長の方から発言の許可が出ました。若干ですけども、5年間この会計管理者として財布を管理する立場だったわけですけども、その前に、私もちょっとストレスなんかを抱えまして、3年ほどかかりまして病を治してきたわけですけども、今も薬を飲み飲み一生懸命仕事に励んでいるところです。その他、どうしてもこういう場所っていうのは緊張しますよね。緊張すると、どうしても人間心臓ばくばくしてしまいます。私はそういう心臓の面においても動静頻脈という、例えば、1分間に脈が140回ぐらい打ってしまうとか、そういった病気にかかっておりますので、万が一のための頓服も用意しております。ですから、この場で倒れた時には、その頓服を飲めば若干回復するのかなということで、ちょっとおしゃべりをさせていただきたいと思ひます。

確かに、ここ5年、私が24年から出納室の方で会計管理者として町の歳計外の現金、それから基金の管理、取り扱いを町長から任されまして、立場上、補助機関としてその業務に遂行してきたわけ

です。各現課で調定したり、支出伝票を回したものは企画課の財政を通して、これがいわゆる命令行為として私のところに回ってきますけれども、私のところはそれを執行する受命機関という、いわゆる補助機関であります。ですから、回ってきた書類は一生懸命誠意を尽くして一点一点間違いがないかどうかを、その日その日の仕事ですので、精一杯審査、確認をして、ここ5年間を3月を持ちまして5年終わりますけれども、まだ年度末、年度初めの支出や収入これからもございます。3月31日には、年度末のしめの仕事もございますので、その時には町長から退職者の辞令をいただいて、退職者はお別れをされるわけですが、私は再度戻って来て、夜の7時、8時までその職務を全うしてから細々と忙しく帰宅しようかなということ考えています。

ここ数年、簡易水道の再編事業やインフラ整備等で多額の支出がございます。多い時には、今年で言いますと、財政調整基金から10億円を借りたり、繰り返し繰り返し財調から基金を繰り入れながら、あるいは去年辺りからは北見信金から各会計で一借りをしながら、何とかお金の工面は町づくり企画課の方で財政係でやってくれていますので、私の方は、その工面したお金を精一杯財布の中が空にならないように、いろいろ7会計ある中で運用をしたり、いち早く支出の2回、3回先を見込んで、財政係長にこの支出日になると、もう一般会計は1億円、2億円赤字になりますよというお知らせを常に連絡調整を取りながら、密にしながら5年間進めてきたところです。29年度も予算は下がっていますけれども、まだ水道の事業が終わったわけではありません。この先、また境野公民館の新築や特養の新築ですね、改修になるかも知れませんが、また大型な工事が出てくる時には、また多額の歳出予算が計上されるのではないかと心配はしておりますけれども、これから来る会計管理者どなたになるか人事がまだ分かりませんので、どなたが来られるか分かりませんが、そういう引き継ぎをしっかりと、これからの若い課長さんたちは、とても優秀です。もっともっと勉強する時間が私達よりもありますので、私の場合は、例えば、55歳でいわゆる管理者になりました。ここ一カ所で5年間を持って定年を迎えますけれども、これからの若い課長さんたちは50前、おそらく昔の状態のような年齢で管理職あるいは係長職になっていかれると思います。そういった意味では、経験を積むことによってベテランの係長や課長さんたちがこれから育ってくるので、かえって町にとっては重要な人材、資質の整った職員がこの議場でしっかりと皆さんの説明やら答弁にあたっていただけるのかなと。そして、町長を支えて、行政と町議会と住民の三者が団結してですね、もっとより良い置戸町をつくっていただけるのかなと思っております。そういった面では、そうやっていただければまだ退職まで2週間ございますけれども、私も退職後、安心、安全な置戸町に住めるのではないかなと思って今のところ喜んでいるところでございます。まだ2週間ありますので、しっかり重責をこなした上でお別れをしたいなと思っております。5年間ですけれども、大変皆様にはお世話になりました。

それから、説明席におられる代表監査の本間さんにも毎月監査の面でお世話になっております。来週21日にまた監査するんですけれども、その監査で60回を迎えます。その間、議員監査の方では、前任者が小林議員さんでした。小林議員さんから今高谷議員さんに変更されて、3人の監査の人達にも大変お世話になりましたことを重ねてお礼申し上げ、私の挨拶といたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定についてから、議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算までの14件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第13号から議案第26号までの14件について討論を終わります。

これから、議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定についてから、議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算までの14件を採決します

議案の順序で行います。

まず、議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定についての採決を行います。

議案第13号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第13号 置戸町18歳の春旅立ち応援基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第14号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第14号 置戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第15号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第15号 置戸町ふるさと銀河線跡地活用等振興基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第16号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第16号 置戸町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例の採決を行い

ます。

議案第17号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第17号 置戸町ファミリースポーツセンター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についての採決を行います。

議案第18号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第18号 オホーツク町村公平委員会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 町道の認定についての採決を行います。

議案第19号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第19号 町道の認定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算から、議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算までの7件を一括して採決します。

議案第20号から議案第26号までの7件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第20号 平成29年度置戸町一般会計予算から、議案第26号 平成29年度置戸町下水道特別会計予算までの7件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しましたが、先程、退職する課長からお話がありましたので、私どもの議会事務局長からも一言ご挨拶をお願いいたします。

○田中議会事務局長 先程、意見調整の段階では、これはちょっと議場ではそぐわないだろうと、議会の中ではという話をして、明日の懇親会の場というお話だったと思うんですけども、なぜかこういう

運びになったということでございまして、私も菅野さんと同じように、42年間役場の方で奉職させていただきました。この間、いろいろと企画課以外はほとんど大体回ってきましたけども、住民のために仕事をしたということだろうと思うんですけども、一回も褒められたことはありません。ですけども、誠心誠意努めてきたつもりでございます。残りあと3月31日まで自分の職責を全うしてですね、今後とも誠心誠意努めていきたいと思っております。以上で終わります。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これでは本日の会議を閉じます。

平成29年第4回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時09分